

第四 財務・施設

第一章 財 務

第一節 予算・決算

二二三 哲学館予算調 明治三十年度

(明治三〇年)

哲学館予算調 明治三十年度

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較		備 考
			増	減	
寄 附 金	三千元	一千七百元	一千三百円		寄附金者八百七拾八名
財産ヨリ生スル収入	百八十円	六拾円	百廿円		地代及家屋賃
授 業 料	貳千貳百円	貳千百円	百円		生徒一人ニ付金壹円拾銭
雑 収 入	七拾円	八拾五円		十五円	束脩金壹円

支出之部

科目	本年度		前年度		比		備考
	本年	前年	増	減	校		
俸給	千二百八十八円	千二百七十二円	十六円				
館主給	貳百八拾円	貳百五十円	卅円				月俸不定ナレトモ平均一人二付四円八拾銭
教員給	七百六拾八円	七百八十二円		十四円			月俸十円二人
幹事給	貳百四十円	貳百四十円					
雑給	百廿九円	九十三円	三十六円				
諸備費	百廿九円	九十三円	卅六円				給仕一人四円七拾五銭 二人三円
校費	六百五十三円	六百四十二円	十一円				
図書費	三百七十円	三百八十円		十円			
雑費	貳百八十三円	二百六十二円	廿一元				通信費百円 印刷費六十三円 薪炭油筆墨紙等百二十円
営繕費	六千四百五十銭	六拾円	六千四十四円五十銭				
建築費	五千九百五十四円五十銭		五千九百五十四円五十銭				教場二十五坪半二千三百七十四円五十銭、 土蔵十坪千円、生徒控所十六坪五百 四、事務所二十八坪六拾二、八百八 七、裏門番所六坪百廿四、裏門番 所六坪百円、表鉄門五百円、裏通 門四十円、廊下百円
営繕費	百五十円	六十円	九十円				
予備費	八十三円	三十三円	五十円				

『第三課文書 学務 官房』

東京都公文書館所蔵

二二四 哲学館予算調 明治三十一年度

〔明治三十一年八月一日〕

通取纏メ送付候間可然御取計相成度此段及御回答候也
 明治三十一年八月十五日
 内務部長 東京市小石川区長 佐藤正典印

〔朱書〕
 〔庶第九〇号〕

私立哲学館ニ対スル三十一年度予算調差出分客月三十日
 付三發第一八一号ノ六ヲ以テ御照会之趣了承則チ別表式

〔別紙〕

哲学館予算調 明治三十一年度

収入之部

科 目	本 年 度	前 年 度	比		備 考
			増	減	
寄 付 金	三五〇〇、	三〇〇〇、	五〇〇、		
財産ヨリ生スル収入	二二〇、	一八〇、	三〇、		地代家屋賃
授 業 料	二六四〇、	二二〇〇、	四四〇、		生徒一人ニ付老円廿銭
雑 収 入	一一〇、	七〇、	五〇、		束脩金老円

支出之部

科 目	本 年 度	前 年 度	比		備 考
			増	減	
俸 給	二六七八、	二二八八、	一三九〇、		
館主給	二九〇、	二八〇、	一〇、		
教員給	二二〇〇、	七六八、	一三三二、		月一人ニ付八円七十五銭

予備費	二二〇、	八三、	三七、				
營繕費	三〇、	一五〇、		一一〇、			
建築費	三〇、	六一〇四、五		六〇七四、五			
雜費	三〇〇、	二八三、	一七、				
圖書費	三七〇、	三七〇、					
校費	六七〇、	六五三、	一七、				
雜給	二九七、	二二九、	一六八、				月俸十二円二人
諸備費	二九七、	一二九、	一六八、				月十一円一人五円五十錢一人四円七十五錢一人三円五十錢一人
幹事給	二八八、	二四〇、	四八、				

『第三課文書 学務 官房』
東京都公文書館所蔵

二二五 哲学館明治二十四年度決算

〔明治二十四年二月二一日〕

其内既納ノ分

廿四年度全一年間決算

収入之部

一金八百八拾五円九拾銭 前半期予約合計

一金千九円貳拾四銭壹厘 後半期予約合計

計金千八百九拾五円拾四銭壹厘 一年間予約合計

一金貳百四拾參円九拾五銭 前半期既納合計

一金四百參拾貳円四拾五銭壹厘 後半期既納合計

計金六百七拾六円四拾銭壹厘 一年間既納合計

内 訳

金六百五円拾銭 公債証書額面六百円

右十二月十二日購入、大蔵省保管（書面写別記）

金七拾壹円參拾銭壹厘 大蔵省預金局預入

右大藏省預金通帳記入

(未納金千貳百拾八円七拾四錢也)

〔公債証書等〕〔略〕

支出之部

一金參百五拾五円參拾貳錢六厘 前半期負債

一金百九拾円參拾貳錢參厘 後半期負債

合計金五百四拾五円六拾四錢九厘一年間負債合計

以上明治廿四年十二月二十一日決算 専門科會計部

『哲學館専門科廿四年度報告』(『天則』第四編

第六号号外、明治二五年一月一日)

二二六 哲學館明治三十五・三十六年度決算

〔明治三六年一二月〕

○卅五年度及卅六年度決算

○新築費之部

金七千二百四十八円十四錢五厘 二ヶ年間収入高

金壹万四千五百四十九円二十九錢八厘 同支出高

内訳

金壹万一千二百八十七円九十四錢六厘

卅四年度不足金

金三千二百六十一円三十五錢二厘

卅五年卅六年間支出

差引金七千三百壹円十五錢三厘 不足高

此不足金ハ卅七年度寄附金ヲ以テ補充スル見込ナリ

○資本金之部

金壹千六百六十八円九十壹錢 二ヶ年間収入高

金壹万六千七百八十四円四錢八厘 同支出高

内訳

金七千八百七十三円十九錢八厘 卅四年度不足金

金八千九百十円九十五錢 卅五年卅六年間支出

差引金壹万五千壹百十五円十三錢八厘 不足高

此不足金ハ卅七年度寄附金ヲ以テ補充スル見込ナリ

以上明治卅六年十二月末決算

○柔術道場建築計算報告

金九百三十六円三十五錢 収入合計

内訳

金七百七十二円八十五錢 京北中学校寄附

金壹百五十二円九十九錢 哲學館寄附

金拾円五十一錢 利子

金九百四十八円二十九錢五厘 支出合計

差引金拾壹円九十四錢五厘

『哲學館明治卅五年度明治卅六年度報告 甲号』

(明治三七年二月二七日)

二二七 哲学館大学明治三十七年総決算報告

[明治三十七年一二月]

哲学館大学総決算報告

◎資本部総決算

資本金ハ明治二十三年度ヨリ募集ニ着手セリ其収入
支出ノ細目ハ毎年ノ報告ニ就キテ見ルベシ

収入之部

金五千二百十三円二銭九厘(寄附及雑入)

廿三年ヨリ廿九度末ニ至ル

金五十円六十銭(寄附) 卅年度前半期

金二百十七円九十五銭(寄附)

同後半期及卅一年度

金百八十八円(寄附) 卅二年度

金七百二十九円六十五銭 卅三年度

内訳 六百八十四円六十五銭(寄附)
四十五円 (雑入)

金千八百十三円七銭二厘 卅四年度

内訳 卷千六百二十九円八十五銭二厘(寄附)
百八十三円二十二銭 (雑入)

金壹千四百七十二円五十一銭 卅五年度

内訳 卷千三百三十四円七十六銭(寄附)
百六十八円七十五銭新築部ヨリ入ル

金百九十六円四十銭(寄附) 卅六年度

金九百六十一円六十銭五厘 卅七年度

内訳 七百九十一円六十銭五厘(寄附)
百七十円 (雑入)

総計金壹万八百四十二円八十一銭六厘

支出之部

金七百六十四円五十四銭九厘(募集費)

廿三年ヨリ廿九年末マデ

金九千九百八円(地所購入) 卅年度前半期

金壹千二百九十五円(地所購入)

卅年度後半期及卅一年度

金八百十四円五十銭(家屋購入) 卅二年度

金二千八百六十三円二十五銭 卅三年度

内訳 二千六十四円五十銭 (地所購入)
三百十四円四十五銭 (家屋購入)
五百三十六円三十銭(図書購入)

金四百九十八円二十銭 卅四年度

内訳 四百円七十銭 (地所購入)
九十七円五十銭(家屋購入)

金八千九百十四円九十五銭 卅五年度

内訳 八千二百九十七円九十五銭 (地所購入)
 六百十三円 (家屋購入)

(卅六年度及卅七年度ハ支出ナシ)

総計二万四千九百九十六円四十四銭九厘

内訳 金貳万壹千九百十八円十五銭 (地所)
 金壹千八百三十五円四十五銭 (家屋)
 金五百三十六円三十銭 (図書)
 金七百六円五十四銭九厘 (募集費)

差引決算

金壹万八百四十二円八十一銭六厘

廿三年ヨリ三十七年末ニ至ルマデ収入総計

金二万四千九百九十六円四十四銭九厘

同支出総計

差引金壹万四千五百三十三円六十三銭三厘 不足

◎新築部総決算

新築費ハ二十九年ヨリ募集ニ着手セリ其収入支出の細目ハ毎年ノ報告ニ就キテ見ルベシ

収入之部

金壹千五十八円六十銭八厘 廿九年度前半期

内訳 壹千五十二円八銭 (寄附)
 六円五十二銭八厘 (利子)

金三百二十三円十五銭(寄附) 同 後半期

金一千四百八十三円八十八銭三厘 卅年度前半期

内訳 壹千四百五十九円九十九銭一厘 (寄附)
 二十三円八十九銭二厘 (利子)

金壹千五百八円七十二銭 (寄附) 同後半期及卅一年度

金三千四百五十円四銭一厘 (寄附) 卅二年度

金四千五百二十八円十八銭九厘 (寄附) 卅三年度

金五千三百七十五円八十一銭四厘 (寄附) 卅四年度

金六千八百八十二円六十四銭五厘 (寄附) 卅五年度

金五百三十四円二十五銭 (寄附) 卅六年度

金七百九十一円六十銭五厘 (寄附) 卅七年度

総計金二万五千九百三十六円九十銭五厘

支出之部

金百一円二十銭五厘 廿九年度前半期

金四十四円貳銭六厘 同 後半期

金二千九百五十円九十八銭五厘 卅年度前半期

金參千六百二十一円卅一銭一厘 同後半期及卅一年度

金三百四十二円五十四銭二厘 卅二年度

金壹万三千四百九十八円廿四銭七厘 卅三年度

金八千四百五十八円三銭五厘 卅四年度

金二千五百九十七円四十銭二厘 卅五年度

金八百三十二円七十銭 卅六年度

内訳 金六百六十三円九十五銭(新築費支払)
 金百六十八円七十五銭(資本部へ送ル)

金壹千四百七十九円四十三銭九厘 卅七年度
 総計金三万三千九百廿五円八十九銭二厘

差引決算

金二万五千九百三十六円九十銭五厘 収入総計
 金參万參千九百廿五円八十九銭二厘 支出総計

差引金七千九百八十八円九十七銭七厘不足

柔道々場建築費及寄附金

金九百三十六円卅五銭 寄附収入

金九百四十八円廿九銭五厘 建築支出

差引金十一円九十四銭五厘 不足

此不足金ハ別途ノ支出ニ屬ス故ニ新築部ノ出納中ニ算入セズ

◎資産總計(卅七年度報告ト对照スベシ)

土地之部

金二万一千九百十八円十五銭 地所壹万八千三百五十四坪四合九勺
元購入費

金九千九百八円 小石川原町六、七、八、十七、十八、十九番地即本館敷地三千七百九坪九合九勺元購入費

内訳

金二千十六円五十銭 小石川原町五番地即本館附屬地
 百九十九坪五合元購入費
 金九千九百九十三円 豊多摩郡野方村和田山本館大学予定敷地四丁八反一畝十五歩(壹方四千四百四十五坪)元購入費
 六十五銭

家屋之部(校舍ハ京北ト兼用)
 金參万六千七百九円六十三銭七厘

參万三千九百廿五円 家屋建築總計六百三十八坪四合五勺才建築費及購入費
 八十九銭二厘 計五百十坪合四勺才新築坪及之ニ關スル諸雜費(哲學堂モ此中ニ算入ス)

内訳

金壹千八百三十五円 所有家屋九十八坪二合一夕元購入費及修繕費
 四十五銭
 金九百四十八円 柔道々場三十坪建築費
 二十九銭五厘

原町十八番地内井上自宅及和田山別宅ノ分ハ井上自費ニテ建築シタルモノナレハ此中ニ算入セズ

◎負債總計

金貳万貳千四百四十二円六十二銭 不足總計

内訳 金壹万四千五百五十三円 資本部不足金
 六十三銭三厘
 金七千九百八十八円 新築部不足金
 九十八銭七厘

右ハ本館資本部及新築部ノ負債ナリ其内月謝部ノ立替ハ左ノ如シ

金壹万五千五百八十七円六十四銭八厘

本館月謝部ヨリ借入

予約未納

金三千四百四十七円六十二銭 三十三年未納合計
 其後ハ予約ヲ廢シ即納金額ノミヲ記入セルヲ以テ予

約金ハ不詳ナリ
以上 館賓館友諸君へ報告ス

明治卅七年十二月 哲学館大学資本部及新築部

『修身教会雑誌』第一五号(明治三十八年三月一日)

二二八

東洋大学財団昭和五年度收支決算報告

同昭和五年度財産目録

(昭和六年一月一日)

東洋大学財団昭和五年度收支決算報告

(一) 収入之部

科 目	總 額	東 洋 大 学	京 北 中 学 校	京 北 実 業 学 校	京 北 実 業 学 校 夜 間 部	京 北 幼 稚 園
寄 附 金	二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇				
補 助 金	六八四・〇〇		六八四・〇〇			
授 業 料	二八七、三六六・五五一	二五七、九二五・五九	九六〇・〇〇	六一、九九三・八〇	一一、二二四・〇〇	一、六〇九・五〇
入 学 料	一〇、五六二・〇〇	六、八九二・〇〇	一、六一九・〇〇	一、六九三・〇〇	三一二・〇〇	四六・〇〇
雑 収 入	一三、六一四・三三	一一、七七三・七七	一、二〇五・〇〇	五七八・三六	四一・八九	一五・三〇
基本財産より 生スル利益	一五、九五八・二〇	一五、九五八・二〇				
計	三三〇、一八五・〇七	二八九、二〇三・二二	六六三、四六八・〇〇	六四、二六五・一六	一一、五七七・八九	一、六七〇・八〇

(二) 支出之部

科 目	總 額	東 洋 大 学	京 北 中 学 校	京 北 実 業 学 校	京 北 実 業 学 校 夜 間 部	京 北 幼 稚 園
給料及手当	二一八、五二四・四〇	二二二、三三六・〇〇	四四、二二四・七〇	四一、四五八・五〇	九、一三九・二〇	一、三六六・〇〇
雑 ^{*1} 給	二三、四二〇・六〇	五、四九五・七三	八、九六三・六五	七、四四二・六四	一、一九四・五八	三二四・〇〇
校 費	三八、〇九六・一八	二四、四一八・四一	五、七七二・六二	六、〇九五・九八	一、三九九・七〇	四〇九・四七

營繕費	五、五〇二・七三	三、三一三・四一	一、一二三・三六	九八四・二六	八一・七〇
税金借地代	四、七六八・一六	八〇八・二六	一、九八〇・〇〇	一、九八〇・〇〇	
計	二九〇、三一二・〇七一	一五六、三七・七二	一六二、〇六四・三三	五七、九六一・三八	二、二八一・一七

昭和五年度財産目録 東洋大学財団 六・一一・八日

右之通相違無之候也

甲 基本財産

第壹 土地

一、土地 四千九拾八坪參合

此時価金六拾万九百六拾四円貳拾錢也

第貳 有価証券

一、有価証券 額面金貳拾五万円也

此時価金貳拾壹万八拾円也

乙 基本財産以外之財産

第壹 建物

一、建物 貳拾七棟外ニ表門裏門及廊下等

此時価金參拾八万六千七百九拾四円五拾七錢也

第貳 動産

一、現金及預金等

此金額壹万六千五百五拾六円五拾五錢

一、図書器具機械標本類及出版物有高

此時価金拾万貳千貳百四拾七円七拾貳錢

合計 金壹百參拾壹万六千貳百四拾參円四錢也

昭和六年十一月十一日

東洋大学財団代表理事 高楠順次郎

* 1 (欄外) (臨時手当 旅費)

『昭和元年ヨリ昭和十年度ニ至ル年度収支決算報告』
東洋大学創立一〇〇年史編纂室所蔵

二二九 東洋大学昭和三年度決算・貸借対照表・
損益勘定表等（昭和四年）

昭和三年度決算

東洋大学

収入之部

科 目	予 算 額	収 入 済 額	予 算 ニ 対 シ テ		事 由
			増	減	
科 目	予 算 額	収 入 済 額	増	減	事 由
授 業 料	一四六、三〇八・〇〇	一七五、四一四・〇〇	二九、一〇六・〇〇	—	新入生予定ヨリ増加ノタメ増収
入 学 検 定 料	二、八五〇・〇〇	六、三〇六・〇〇	三、四五六・〇〇	—	入学申込者予定ヨリ増加ノタメ
入 学 金	三、八五〇・〇〇	四、四三八・〇〇	五八八・〇〇	—	新入生許可予定ヨリ増加ノタメ
地 代 及 家 賃	四、九六八・〇〇	四、二三六・〇〇	—	七三二・〇〇	貸家取払ヒノタメ減収
供 託 金 利 子	一〇、五〇〇・〇〇	一〇、五〇〇・〇〇	—	—	—
前 年 度 繰 越 金	一〇、〇〇〇・〇〇	—	—	一〇、〇〇〇・〇〇	—
雑 収 入	二、〇〇〇・〇〇	四、四九二・二二	二、四九二・二二	—	軍教費取立高一、八六六円五〇 銭ヲ含ム
計	一八〇、四七六・〇〇	二〇五、三八六・二二	三五、六四二・二二	一〇、七三二・〇〇	—
科 目	予 算 額	支 出 済 額	増	減	事 由
諸 俸 手 給 当 及	一二一、九六六・〇〇	一一八、二八〇・三九	—	三、七八五・六一	—

支出之部

小計	予備費	借入金	供託金	営繕費	其他	通信費	消耗品費	器具費	図書費	校費	旅費	手臨當時	備給	事務員給	教授給	学長給		
一八〇、四七六・〇〇	八、三七五・〇〇	八、三七五・〇〇	一八、一三五・〇〇	一八、一三五・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	一三、〇〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	四、五〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	二九、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	七、〇〇〇・〇〇	四、八〇〇・〇〇	一四、七二〇・〇〇	九二、六四六・〇〇	一、八〇〇・〇〇
一五九、七二五・三五	—	—	一七、〇九六・一六	一七、〇九六・一六	二、五九九・三六	二、五九九・三六	一二、〇六八・五二	五〇一・九三	三、六五六・〇〇	二、三八九・八六	三、二二三・一三	二一、八四九・四四	三九八・六九	六、五一三・五〇	四、五八四・二〇	一四、六一五・〇〇	九〇、二六九・〇〇	一、八〇〇・〇〇
三八九・八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三八九・八六	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇、七五〇・六五	八、三七五・〇〇	八、三七五・〇〇	一、〇三八・八四	一、〇三八・八四	四〇〇・六四	四〇〇・六四	九三一・四八	九九八・〇七	八四四・〇〇	—	四、七六六・八七	七、一五〇・五六	六〇一・三一	四八六・五〇	二二・五・八〇	一〇五・〇〇	二、三七七・〇〇	—
										予科教室用机腰掛新調ノタメ支 出増加								

昭和三年度損益勘定表

東洋大学

公債	一五四、三二八・二一
教練用兵器	七一五・〇〇
合計	九五九、一一九八二
合計	九五九、一一九八二

区	利益		損失	
	分	ノ	分	ノ
授業料	金	部	区	部
入学検定料	額	額	諸	金
入学料	額	額	内	額
入学金	額	額	諸	額
地代及家賃	額	額	内	額
供託金	額	額	内	額
雑収入	額	額	内	額
合計	額	額	内	額
授業料	一七五、四一四・〇〇	諸	費	一五九、七二五・三五
入学検定料	六、三〇六・〇〇	内	諸	費
入学料	四、四三八・〇〇	内	諸	費
入学金	四、二二六・〇〇	内	諸	費
地代及家賃	一〇、五〇〇・〇〇	内	諸	費
供託金	四、四九二・二二	内	諸	費
雑収入	二〇五、三八六・二一	内	諸	費
合計	二〇五、三八六・二一	内	諸	費

昭和三年度東洋大学昇格部決算

収入之部

科目	予算額	収入済額	予算ニ対シテ		事由
			増	減	
寄附金	七六、八二三・〇〇	五六、九二五・〇四	—	一九、八九七・九六	

第一章 財 務

科目	科目	目	目	予算額	支出済額	予算ニ対シテ		事由
						増	減	
学	債	債	一〇〇,〇〇〇・〇〇	四五〇・〇〇	—	—	九九,五五〇・〇〇	
書	画	売却	三,〇〇〇・〇〇	四・七〇	—	—	二,九九五・三〇	
雑	収	入	三〇〇・〇〇	九三五・九二	六三五・九二	—	—	
合	計		一八〇,一二三・〇〇	五八,三一五・六六	六三五・九二	一二二,四四三・二六		
募寄	集附	費金	七,二〇〇・〇〇	九二・一四	—	—	七,一〇七・八六	
募	集	係費	一,二〇〇・〇〇	—	—	—	—	
学	債	債	一〇,六〇〇・〇〇	三七・五〇	—	—	一〇,五六二・五〇	
募	集	係費	六〇〇・〇〇	—	—	—	—	
手	数	料	一〇,〇〇〇・〇〇	三七・五〇	—	—	九,九六二・五〇	
書	画	費	八〇〇・〇〇	三一・三五	—	—	七六八・六五	
原	料	購入費	二〇〇・〇〇	—	—	—	—	
揮	毫	料	三〇〇・〇〇	—	—	—	—	
売	却	手数料	三〇〇・〇〇	三一・三五	—	—	二六八・六五	
印	刷	費	六〇〇・〇〇	六四・五〇	—	—	五三五・五〇	
通	信	費	六〇〇・〇〇	五六・二六	—	—	五四三・七四	

支出之部

学	債	二、五〇五・〇〇
図書館建築費へ立替		一二、五五七・九三
合 計		五八、四九八・二一
合	計	五八、四九八・二一

昭和三年度損益勘定表

東洋大学昇格部

区	利益之分		損失之分	
	金額	部 額	金額	部 額
昇格部寄附金	五六、九二五・〇四		諸 經 費	二、三三二・五五
学 債	四五〇・〇〇		内 訳	
書 画 売 却	四・七〇		人 件 費	一、八〇七・六九
雑 収 入	九三五・九二		物 件 費	五一四・八六
合 計	五八、三一五・六六		剩 余 金	五五、九九三・一一
合 計	五八、三一五・六六		合 計	五八、三一五・六六

昭和二年度東洋大学追加予算ニ依ル校舍増築継続事業決算

収入之部

科目	予 算 額	収 入		計 額	増 減	備 考
		二 年 度	三 年 度			
繰越金	四六、〇五八・七四	四六、〇五八・七四	—	四六、〇五八・七四	—	
借入金	八四、四三二・七六	—	四七、二〇三・一五	四七、二〇三・一五	—	
合計	一三〇、四八一・五〇	四六、〇五八・七四	四七、二〇三・一五	九三、二六一・八九	—	
						三七、二九・六一

支出之部

科目	予算額	支出		計額	予算ニ対シテ		備考
		二年度	三年度		増	減	
建築費	一、二二〇、〇〇八・〇〇〇	四三、九四五・〇〇〇	四五、七三一・八五〇	八九、六七六・八五〇	—	三三、三三一・一五〇	
設備費	四、二七三・五〇〇	—	九六二・七四〇	九六二・七四〇	—	三、三一〇・七六〇	
諸雑費	一、二〇〇・〇〇〇	八一四・七〇〇	二六七・六〇〇	一、〇八二・三〇〇	—	一一七・七〇〇	
監督費	一、〇〇〇・〇〇〇	八二〇・〇〇〇	七二〇・〇〇〇	一、五四〇・〇〇〇	五四〇・〇〇〇	—	
予備費	一、〇〇〇・〇〇〇	—	—	—	—	一、〇〇〇・〇〇〇	
合計	一、三〇〇、四八一・五〇〇	四五、五七九・七〇〇	四七、六八二・一九〇	九三、二六一・八九〇	五四〇・〇〇〇	三七、七五九・六一〇	

昭和二年度剰余金処分案

東洋大学昭和二年度剰余金四万九千九百参拾参円参銭也
 ヲ同年度ノ追加予算ニ依ル校舍増築継続事業ノタメ昭和
 三年度ニ於ケル借入金償却ニ充当スルコトヲ得

昭和三年度剰余金支弁案

東洋大学昭和三年度剰余金中ヨリ金五千式百七拾円拾式
 銭也ヲ昭和二年度追加予算ニ依ル校舍増築継続事業ノタ
 メ昭和三年度ニ於ケル借入金償却ニ充当スルコトヲ得

昭和三年度東洋大学昇格部決算ヨリ東洋大学昇格基金へ
 繰入レタル金五万五千九百九拾参円拾参銭也ハ之ヲ昭和
 三年度東洋大学図書閲覧室及書庫建築予算へ振替へ支出
 スルコトヲ得

東洋大学附属図書館所蔵

東洋大学昇格基金処分案

二二〇一 東洋大学昭和十三年度収支決算

〔昭和十四年四月一日現在〕

昭和拾参年度東洋大学収支決算 昭和十四年四月一日現在
 収入 經常部（差額欄ニ於テ△印ハ減額ヲ示ス）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
授 業 料	四二、四五〇・〇〇	三三、八六三・〇〇	△ 八、五八七・〇〇	予算編成人員四六五名ノ処 三月一日現在人員三七七名ノタメ
檢 定 料	一、〇〇〇・〇〇	一、五九五・〇〇	△ 五九五・〇〇	
入 学 金	九五〇・〇〇	七五〇・〇〇	△ 二〇〇・〇〇	入学生減少セシニヨル
地 代	五、一五〇・六四	五、〇三六・一七	△ 一一四・四七	年度内ノ滞納金アルニヨル
供 託 金 利 子	八、四一〇・八四	八、四一〇・八四	〇	
雑 収 入	一、〇〇〇・〇〇	一、一二三・五〇	△ 一二三・五〇	
教 練 費	二、三〇〇・〇〇	一、八五三・〇〇	△ 四四七・〇〇	学生数減少ニヨル
借 入 金	三九、八三一・二七	六五、八七七・七五	△ 二六、〇四六・四八	住友銀行白山支店ヨリ
寄 附 金	〇	三〇九・〇〇	△ 三〇九・〇〇	五十周年記念事業費寄附金
講 堂 使 用 料	三五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	△ 三四〇・〇〇	
前 年 度 繰 越 金	〇	一、二五〇・八六	△ 一、二五〇・八六	
經 常 部 計	一〇一、四四二・七五	一二〇、〇七九・二二	△ 一八、六三六・三七	

支出 經常部 (差額欄ニ於テ△印ハ減額ヲ示ス)

科	目	予算額	決算額	差額	摘要
給	役員給料	五六、〇九五・〇〇	五六、四七七・五二	三八二・五二	
	役員給	〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
	教員給	四六、七三五・〇〇	四六、四六八・四五	二六六・五五	
	事務員給	九、三六〇・〇〇	九、九〇九・〇七	五四九・〇七	
諸	旅費	五、九五〇・〇〇	六、二五〇・七四	三〇〇・七四	
	臨時手当	二、〇〇〇・〇〇	二、二八五・〇〇	二八五・〇〇	
	備給	三、六五〇・〇〇	三、四〇一・六五	二四八・三五	
備	品費	二、六五〇・〇〇	二、四九一・八九	一五八・一一	
	図書費	二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇五・五六	五・五六	
	器具費	六五〇・〇〇	四八六・三三	一六三・六七	
消	耗品費	五、〇八〇・〇〇	六、七二六・六九	一、六四六・六九	
	消耗品費	三、一八〇・〇〇	二、八四九・七二	三三〇・二八	
	印刷費	一、二〇〇・〇〇	三、〇五九・三二	一、八五九・三二	
	運通搬信費	七〇〇・〇〇	八一七・六五	一一七・六五	
廣	告費	二、五〇〇・〇〇	八、一〇七・九五	五、六〇七・九五	大学新聞、ポスター、大学案内等印刷 發送費ヲ含ム
諸	稅費	二、二〇〇・〇〇	二、〇九八・六一	△ 一〇一・三九	

第一章 財 務

御真影奉戴費	○	四四五・五五	四四五・五五		分拒額 東洋大学、京北中学及同実業学校三校
退職手当	○	二、一四〇・〇〇	二、一四〇・〇〇		
返却金	○	二、五三八・五〇	二、五三八・五〇		京北実業学校借入金元利共二、〇三八・五〇、食堂保証金五〇〇・〇一
研究室費	三〇〇・〇〇	○	△	三〇〇・〇〇	
研究員費	一、〇〇〇・〇〇	○	△	一、〇〇〇・〇〇	
科外講座費	二、五四〇・〇〇	二、三四一・六〇	△	一九八・四〇	
教練費	二、三〇〇・〇〇	一、八〇九・九八	△	四九〇・〇二	
借入金利息	一六、八二七・七五	二〇、五一・二三		三、六八三・四八	住友銀行白山支店借越金利息増加ニヨル
營繕費	一、〇〇〇・〇〇	二、一二九・六四		一、一二九・六四	
寮費	○	六九六・四六		六九六・四六	第一寮第一寮敷金二九〇・一 家賃補助二七一・一 設備費二三五・四六
雑費	八三〇・〇〇	二、一〇八・六三		一、二七八・六三	
卒業式費	一五〇・〇〇	八七・〇〇	△	六三・〇〇	
保険料	六〇〇・〇〇	五二三・二六	△	七六・七四	
寄附及贈与	七〇〇・〇〇	一、四九三・四五		七九三・四五	学生会補助一、三二四・五〇也
雜誌補助	一二〇・〇〇	一、一三二・二四	△	六七六	
儀集式會費	四〇〇・〇〇	四一〇・〇五		一〇・〇五	
記念費	二〇〇・〇〇	一七三・三九	△	二六・六一	
其他	三、〇〇〇・〇〇	五、六〇五・四八		二、六〇五・四八	

經常部支出計	一〇一、四四二・七五	一一九、六七五・三八	一八、二三二・六三
--------	------------	------------	-----------

東洋大学附属図書館所蔵

二三〇—二 東洋大学昭和十三年度貸借対照表

〔昭和十四年四月一日現在〕

東洋大学昭和拾叁年度貸借対照表 昭和十四年四月一日現在

科 目	借 方 (資 産 部)		貸 方 (負 債 部)	
	金 額	類 額	金 額	類 額
土 地	五六三、四五七・〇〇		借 入 金	三四五、一六九・八六
建 物	三八七、〇〇〇・〇〇		恩 賜 金	一、一二九・五六
備 品 図 書	九九、六六四・一一		正 味 資 産 高	八六〇、一〇三・七五
有 価 証 券	一五五、一五二・五〇		次 年 度 繰 越 金	四〇三・七四
定 期 預 金	一、一二九・五六			
振 替 貯 金	二九四・〇〇			
現 金	一〇九・七四			
合 計	一、二〇六、八〇六・九一		合 計	一、二〇六、八〇六・九一

東洋大学附属図書館所蔵

二二一 東洋大学昭和二十年度收支決算書・

同貸借対照表・同財産目録(昭和二十年)

歳入

經常部 金四拾参万壹千四百八拾円五錢也

臨時部 金貳拾五万四千四百六拾六円五拾九錢也

合計 金六拾八万壹千九百貳拾六拾四錢也

歳出

經常部 金拾六万五千五百八拾九円八拾参錢也

臨時部 金四拾六万四千七百拾八円貳拾壹錢也

合計 金六拾参万参百八円四錢也

歳入歳出差引 金五万壹千六百拾八円六拾錢也

次年度ニ繰越

〔表紙〕
自 昭和二十年四月一日

至 昭和二十一年三月三十一日

昭和二十年度東洋大学收支決算書

東洋大学財団

昭和二十年度收支決算書

昭和二十年度東洋大学財団收支決算書

歳入 經常部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減(△印減)	摘 要
第一、基本財産収入	一三、八九一・八四	四、三二六・〇〇	△ 九、五六五・八四	
(一) 供託金利息	八、八六五・八四		△ 八、八六五・八四	昭和廿年度受入
(二) 基金利息	七〇〇・〇〇		△ 七〇〇・〇〇	
(三) 地代	四、三二六・〇〇	四、三二六・〇〇		
第二、東洋大学収入	一三三、四五〇・〇〇	二八〇、〇六五・〇九	一四六、六一五・〇九	
(一) 授業料	一一八、九五〇・〇〇	二六〇、五一五・〇〇	一四一、五六五・〇〇	
(二) 入学検定料	三、〇〇〇・〇〇	三、〇二〇・〇〇	二〇・〇〇	
(三) 追試験料		一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	

第一章 財 務

(甲)	(乙)	(丙)	(丁)	(戊)	(己)	(庚)	(辛)	(壬)	(癸)														
新開雜誌	諸稅地	借險繕	保險繕	修練育	教體育	訓育學	獎學生	學實生	研究習	通運搬	印告品	消耗品	消書品	凶書品	什器雜品	備機械	諸品	臨時雇手	旅費	諸給	職給	教員給	
四、 二〇〇〇〇〇	三、 八五八〇〇〇	二、 〇〇〇〇〇〇	五、 〇〇〇〇〇〇	六、 一五〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇〇〇	二、 〇〇〇〇〇〇	三、 〇〇〇〇〇〇	三、 〇〇〇〇〇〇	一〇、 〇〇〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	五、 〇〇〇〇〇〇	一〇、 〇〇〇〇〇〇	一五、 〇〇〇〇〇〇	一五、 五〇〇〇〇〇	三〇、 〇〇〇〇〇〇	二五、 〇〇〇〇〇〇				
三八一・七〇	九三〇・〇二	三九〇・八三	二〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	二二七・二五	七二二・三四	三三〇・七四	六二〇・三五	九八二・九九	六九六・三八	九三六・一五	六三一・〇〇	五五六・一五	四一、 三〇五・三三	四六、 六七五・六三	二一、 九五九・九二	四一、 九三二・五〇						
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二、 一八一・七〇	三、 七二五・四四	一、 六〇九・一七	一、 〇三二・七五	一、 七八〇・〇〇	一、 九一二・七五	一、 二七七・七〇	二、 三七〇・七四	四、 三九九・六五	五、 九八二・九九	五、 六九六・三八	三三一・〇〇	一〇〇・〇〇	一六七・一五	三、 三〇五・三三	三一、 三六三・六二	三八、 〇四〇・〇八	一六、 九三二・五〇						

一、資産増減ノ事由
 財産増減ノ事由（昭和二十年三月三十一日）

種別	総額	増減額		増減評数 又八占数	増減事由
		増	減		
土地	前年度 五三三、 四七七・〇〇	本年度 五六三、 四五七・〇〇	減 五六三、 四七七・〇〇		
科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減(△印減)	摘 要	
第一、退職手当費		八、二四五・〇〇	八、二四五・〇〇	臨時手当ニ包含ス	
第二、入学試験費		一、三四〇・〇〇	一、三四〇・〇〇		
第三、戦時援護費		二三〇、六五一・七一	二三〇、六五一・七一		
第四、借入金支払		二二四、四八一・五〇	二二四、四八一・五〇	東洋大学戦災復興興委員会ニ貸付	
第五、仮 渡 金		四六四、七一八・二一	四六四、七一八・二一		
臨 時 部 計		四六四、七一八・二一	四六四、七一八・二一		
歳 出 合 計		六三〇、三〇八・〇四	四八二、九六六・二〇		

臨時部

經常部合計	臨時部	合計	比較増減(△印減)	摘 要
借入金利息	一四七、三四一・八四	一六五、五八九・八三	一八、二四七・九九	借入金支払ニ包含
積立金	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	△ 二、五六七・五〇	
日本勸業銀行	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	△ 二五、四四七・五二	
預備費	一五、四四七・五二	一、〇二九・〇〇	△ 四、二七二・〇〇	
団 諸 費	五〇〇・〇〇	七二八・〇〇	五二九・〇〇	
財 空 費	五、〇〇〇・〇〇	三、五一〇・〇〇	一、五一〇・五二	
第二、防 空 費	二、〇〇〇・〇〇	三、五一〇・〇〇	一、五一〇・五二	
尙 雜 費	二、〇〇〇・〇〇	三、五一〇・〇〇	一、五一〇・五二	

合 計	現 金	仮 渡 金	銀 行 預 金	振 替 貯 金	退 職 手 当 引 当 預 金	東 洋 大 学 基 金	米 峰 奨 学 基 金	東 洋 大 学 後 援 資 金 引 当 預 金	荒 木 奨 学 基 金 引 当 預 金
前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度
一、 四六六、 二九九・〇三	一、 三八四、 三六八・二九		二二四、 四八一・五〇	一四六、 三九七・八四	一、 八二三・八七	三、 〇四九・五〇	一、 〇〇〇・〇〇	七、 一九〇、 三九六・四一	一〇、 〇〇〇・〇〇
減 增	減 增	減 增	減 增	減 增	減 增	減 增	減 增	減 增	減 增
三三一、 五六二・五〇	二二九、 六三一・七六	二二四、 四八一・五〇	九七、 二八九・七一	一、 四三二・七五	二、 三九四・七六			四、 四六一・二〇	一
		東洋大学戦災復興 委員会ニ復興費ノ タメ貸附			増 補			債券売却整理	

二、負債増減ノ事由

種 別	總 額		増 減 額		増減 ハ点 評數	増減事由
	前年度	本年度	減	増		
設 備 資 産	七九二、一九一・四三	一、〇三五、一一二・一四	二四二、九二〇・七一			入 保 險 收 入、其 他 收
供 託 基 本 金	二二三、〇〇〇・〇〇	二二三、〇〇〇・〇〇				
恩 賜 金	一、四〇一・〇〇	一、四〇一・〇〇				
文 部 省 補 助 基 金	二〇、三三三・七二	二〇、三三三・七二				
奈 藏 奨 学 基 金	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇				
荒 木 奨 学 基 金	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇				
東 洋 大 学 後 援 資 金	二六、四九三・九一	二二、〇三二・七一	四、四六一・二〇			債 券 ヲ 売 却 ス
米 峰 奨 学 基 金	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇				
東 洋 大 学 基 金	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇				
退 職 手 当 積 立 金	一〇、八九一・九七		七、八四二・四七			増 補

東洋大学財産目録(昭和二十一年三月三十一日現在)

一、資産 壹百參拾八万六千參百八拾九円拾四錢也

内基本財産計 金九拾壹万六千六百六拾五円五拾四錢也

普通財産計 金四拾六万九千七百貳拾參円六拾錢也

(一) 土地

合 計	繰 越 金	仮 受 金		借 入 金		前年度
		前年度	本年度	前年度	本年度	
前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度
本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度	本年度
一、四六六、二九九〇・三	一四七、〇八八・九六	八一八・八〇	八一八・八〇	二二〇、六五一・七一	二二〇、六五一・七一	三、〇四九・五〇
増	減	増	減	減	増	減
一五〇、七四一・八二	九五、四七〇・三六		八九・八〇			
			返		返	
			済		済	

資 産 種 別	用 途	位 置	坪 数	年 取 月 日 得	記 帳 価 格	備 考
基本資産	学校敷地	小石川区原町七、八、十 七、十八、十九、廿八番 地	二町一反四畝 二十七步	明治二十九年 六月六日	五六三、四五七・〇〇	学校敷地ノ内二四七坪八合二勺(内 廿八番地ノミ)昭和四年八月五日取 得、以上八借入金二三〇、六五一 一、七七一ノ担保トシテ日本勸業銀行ニ差 入ス
同	宅 地	小石川区原町五、六番地	四合五勺 八合五勺	同	五六三、四五七・〇〇	
計					五六三、四五七・〇〇	

(一) 建 物

資産種別	用 途	位 置	構 造	建(延)坪	年 月 日	記 帳 価 格	備 考
基本資産	校舎	小石川区原町十六番地	鉄筋コンクリート	四八七坪六勺	昭和二年十月廿五日 昭和四年八月十日	一八五、三〇〇・〇〇	校舎一棟 図書廊一棟
同	講義室	小石川区原町十九番地	鉄筋コンクリート	六〇〇坪	昭和八年十二月十八日	一八五、三〇〇・〇〇	木造三棟、内二棟(二五坪)大正十五年五月一日
同	校舎	小石川区原町十七番地 七、十八番地	木造	三〇八坪	明治卅九年六月六日	一八五、三〇〇・〇〇	以上八借入金三三〇、六五一四七ノ担保トシテ日勤銀行ニ提出スト
計							

(二) 有価証券

資産種別	種 類	取得年月日	額 面 (金)	記 帳 価 格	利 率	備 考
基本資産	第一回四分利公債	昭和三年四月一日	一五〇、〇〇〇・〇〇	一一五、五〇〇・〇〇	四分利	文部省ニ供託
同	公債	昭和六年十月七日	六〇、〇〇〇・〇〇	三九、六五二・五〇	四分利	"
同	支那事変国庫債券	昭和十七年三月十日	(一五五、五〇〇・〇〇)法	四、八九九・八〇	三分半利	"
同	同	昭和十八年三月卅一日	八、〇〇〇・〇〇	七、八五六・二四	三分半利	"
計			二二、三〇〇・〇〇	一六七、九〇八・五四		

(四) 備品及図書

資産種別	種 類	数	量	記 帳 価 格	備 考
有形資産	器具機械			二、三二三・六七	

同	普通	〃	二二、〇三二・七一	日歩五厘	東洋大学後援資金引当
同	定期預金	〃	一〇、〇〇〇・〇〇	年三分三厘	荒木奨学基金引当
合計			九一、二二〇・六九		

二、負債償還金

負債種別	借入金	借入年月日	債券者	借入目的 及使途	利率	償還日	償還	備考
借入金	二五〇、〇〇〇・〇〇	昭和十六年 十一月廿四日	日本勸業 銀行	文部省供託 及講堂建築 ノタメ	五分五厘	昭和廿年 月年	二三〇、六五一・七一 円	完了
計							二三〇、六五一・七一	

三、参考借入財産

種類	用途	位置	坪数	借入年月日	賃借料	所有者
借地	学校敷地	小石川区原 町十六番地	三二五坪 二合〇三	明治廿五年 十月一日	七一・五四	天野源七

貸借対照表（昭和二十一年三月三十一日）

借方（資産之部）		貸方（負債之部）	
科目	金額	科目	金額
土地建物	五六三、四五七・〇〇	設備資産	一、〇三五、一二二・二四
器具機械	一八五、三〇〇・〇〇	供託基金	二二三、〇〇〇・〇〇
什器雑品	二、三一三・六七	恩賜基金	一、四〇一・〇〇
保存図書	二一、五五八・九二	文部省補助基金	二〇、三三三・七二
練習用兵器	八三、八八六・三七	奈蔵奨学基金	一〇、〇〇〇・〇〇
	二、〇二〇・八五	荒木奨学基金	一〇、〇〇〇・〇〇

電 話	二、六三三・〇〇	東洋大学 基後 金授	二二、〇三二・七一
供託有価証券	一六七、九〇八・五四	米峰奨学金	一、〇〇〇・〇〇
恩賜金引当預金	一、四〇一・〇〇	東洋大学基金	一、〇〇〇・〇〇
文部省補助引当預金	三〇、三三二・七二	退職手当積立金	一〇、八九一・九七
奈藏奨学金	一〇、〇〇〇・〇〇	次年度繰越金	五一、六一八・六〇
荒木奨学金	一〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、三八六、三八九・二四
東洋大学後援資金	二二、〇三二・七一		
米峰奨学金	一〇、〇〇〇・〇〇		
東洋大学基金	一〇、〇〇〇・〇〇		
退職手当積立	一〇、〇〇〇・〇〇		
銀行預金	五、四四四・二六		
振替貯金	四九、一〇八・一三		
現金	一、八二三・八七		
仮渡金	六八六・六〇		
合計	二二四、四八一・五〇		
合計	一、三八六、三八九・二四		

提示セラレタル帳簿其ノ他証憑書類ニヨリ監査致シ候処
本決算報告書ハ相違無キコトヲ証明候也

東京都下谷区南稻荷町四番地

計理士 金井孫好
稅務代理士

電話下谷(83)三、〇一九番

『政府借入金ニ関スル綴』

東洋大学経理部所蔵

二二三二 東洋大学昭和二十一年度收支決算書・

同財産目録・同貸借対照表(昭和二十二年)

[表紙]

自昭和二十一年四月一日

至昭和二十二年三月三十一日

昭和二十一年度收支決算書

東洋大学財団

歳 出

昭和二十一年度収支決算書

經常部 金六拾六万参阡貳拾六円四銭也

歳 入

臨時部 金壹百五拾四万四千四百五拾六円四拾貳銭也

經常部 金六拾八万九千五百参拾四円参拾六銭也

合 計 金貳百貳拾万七阡四百八拾貳円四拾六銭也

臨時部 金壹百五拾参万参阡壹百貳拾七円拾五銭也

歳入歳出差引 残金壹万五千壹百七拾九円五銭也

合 計 金貳百貳拾貳万貳阡六百六拾壹円五拾壹銭也

次年度ニ繰越

昭和二十一年度東洋大学財団収支決算書

歳 入 經常部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減(△印減)	摘 要
第一、基本財産収入	一三、八九一・八五	一三、五一五・八五	△ 三七六・〇〇	
(一) 供託金利息	八、八六五・八五	八、八六五・八五		
(二) 基金利息	七〇〇・〇〇		△ 七〇〇・〇〇	
(三) 地 代	四、三二六・〇〇	四、六五〇・〇〇	三二四・〇〇	
第二、東洋大学収入	七三六、九二八・〇〇	六二四、三九九・九一	△ 一一二、五二八・〇九	
(一) 授 業 料	七〇六、六〇〇・〇〇	五三二、六四五・〇〇	△ 一七三、九五五・〇〇	
(二) 入 学 金	七、四〇〇・〇〇	九、八二〇・〇〇	二、四二〇・〇〇	
(三) 入学検定料	八、〇〇〇・〇〇	四五、六六〇・〇〇	三七、六六〇・〇〇	
(四) 追 試 験 料		八、〇七〇・〇〇	八、〇一〇・〇〇	
(五) 証明手類料 _(數)	三、〇〇〇・〇〇	二、九六〇・〇〇	△ 四〇・〇〇	

經常部合計	七五〇、八一九・八五	六八九、五三四・三六		
第三、前年度繰越		五一、六一八・六〇		
經常部計	七五〇、八一九・八五	六三七、九一五・七六	一一二、九〇四・〇九	
(七) 補助金	一〇、九二八・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇	九、〇七二・〇〇	昭和二十年同二十一年度決定額
(六) 雑収入	一、〇〇〇・〇〇	五、三〇四・九一	四、三〇四・九一	

臨時部

第一、補助金		二、一六八・〇〇	二、一六八・〇〇	昭和二十年同二十一年度
第二、仮受金		二〇三、五〇〇・〇〇	二〇三、五〇〇・〇〇	
第三、借入金		一、二〇〇、〇〇〇・〇〇	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇	
第四、東洋大学諸基金		一二七、一四五・九四	一二七、一四五・九四	
第五、受入利息		三一二・二一	三一二・二一	預金利子
臨時部計		一、五三三、一二七・一五	一、五三三、一二七・一五	
歳入合計		二、二二二、六六一・五一	二、二二二、六六一・五一	

歳出 經常部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減(△印減)	摘 要
第一 東洋大学費	六〇一、四九二・四八	六〇一、四三〇・七六	△ 六一・二二	
(→) 給 料	三九四、〇〇〇・〇〇	三八三、八九七・四〇	△ 一〇、一〇二・六〇	
学 長 給	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、三四六・〇〇	三四六・〇〇	

教員給	二八〇、〇〇〇・〇〇	二五一、四五五・七〇	△二八、五四四・三〇	
職員給	一〇四、〇〇〇・〇〇	一二三、〇九五・七〇	八、〇九五・七〇	
(一) 諸給	五四、〇〇〇・〇〇	六二、六四二・九〇	八、六四二・九〇	
旅費	二、〇〇〇・〇〇	三、〇二七・九〇	一、〇二七・九〇	
臨時手当	四四、〇〇〇・〇〇	四四、〇〇〇・〇〇		
諸備給	八、〇〇〇・〇〇	一五、六一五・〇〇	七、六一五・〇〇	
(二) 備品費	一三、八〇〇・〇〇	八、三五六・九〇	△五、四四三・一〇	
器具機械費	一、八〇〇・〇〇	一九三・〇〇	△一、六〇七・〇〇	
什器雜品費	二、〇〇〇・〇〇	一、九八五・五〇	△一四・五〇	
図書費	一〇、〇〇〇・〇〇	六、一七八・四〇	△三、八二一・六〇	
(四) 消耗品費	二〇、〇〇〇・〇〇	五五、六四一・八〇	三五、六四一・八〇	
消耗品費	五、〇〇〇・〇〇	八、八六五・七二	三、八六五・七二	
印刷費	五、〇〇〇・〇〇	一三、九八二・二〇	八、九八二・二〇	
廣告費	八、〇〇〇・〇〇	二九、七九七・三八	二一、七九七・三八	
通信運搬費	二、〇〇〇・〇〇	二、九九六・五〇	九九六・五〇	
(五) 研究費	三〇、〇〇〇・〇〇	四四、八七四・〇〇	一四、八七四・〇〇	
(六) 実験実習費				
(七) 学生諸費	五五、二〇〇・〇〇	二七、九七八・〇〇	△二七、二三二・〇〇	
奨學費	五〇、〇〇〇・〇〇	二四、七七八・〇〇	二五、二三二・〇〇	

臨時部計	科目	臨時部		摘要
		予算額	決算額	
	第一 退職手当費			
	第二 入学試験費			予備費ヨリ支出
	第三 仮渡金			經常部及諸基金ヨリ支出
	經常部合計	七五〇、八二九・八五	六六三、〇二六・〇四	△八七、八〇三・八一
	第五 借入金利子			
	第四 日本勸業銀行積立金	一〇、〇〇〇・〇〇		△一〇、〇〇〇・〇〇
	第三 予備費	一三七、三三七・三七	五七、四六五・二八	△七九、八七二・〇九
	第二 財団諸費	二、〇〇〇・〇〇	四、一三〇・〇〇	二、一三〇・〇〇
	(凶) 雑費	四、〇〇〇・〇〇	九、七九四・五〇	五、七九四・五〇
	(凶) 新聞雜誌費	六三四・〇〇	九八〇・〇〇	三四六・五〇
	(凶) 諸税金	九、〇〇〇・〇〇	五、一六六・九〇	△三、八三三・一〇
	(借) 借地料	八五八・四八	八五八・三六	△〇・一二
	(借) 保険料		七五〇・〇〇	七五〇・〇〇
	(借) 修繕費	二〇、〇〇〇・〇〇	四九〇・〇〇	△一九、五一〇・〇〇
	體育費	五、〇〇〇・〇〇	三、二〇〇・〇〇	△一、八〇〇・〇〇
	訓育費	二〇〇・〇〇		△二〇〇・〇〇

歳 出 合 計 七五〇、八二九・八五二・二〇七、四八二・四六一、四五六、六五二・六一

一、資産増減ノ事由 (昭和三十二年三月三十一日)

種 別	總 額		増 減 額	増減評數 又ハ点數	増 減 事 由
	前年度	本年度			
土 地	前年度 五六三、四五七・〇〇	本年度 五六三、四五七・〇〇	増		
建 物	前年度 一八五、三〇〇・〇〇	本年度 一八五、五〇〇・〇〇	増		
器 具 機 械	前年度 二、三三・六七	本年度 二、五〇六・六七	増	一九三・〇〇	
什 器 雜 品	前年度 二一、五五八・九二	本年度 二二、五四四・四二	増	一、九八五・五〇	
保 存 函 書	前年度 八三、八八六・三七	本年度 九〇、〇六四・七七	増	六、一七八・四〇	
運 動 用 具	前年度 二、〇二〇・八五	本年度 二、〇二〇・八五	増		償 却
卓 上 電 話 機	前年度 六三三・〇〇	本年度 六三三・〇〇	増		

合 計	繰 越 金		仮 受 金		借 入 金		退 職 手 当 積 立 金		東 洋 大 学 基 金		米 峰 奨 学 基 金		東 洋 大 学 後 援 資 金		荒 木 奨 学 基 金		奈 藏 奨 学 基 金		
	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度	前 年 度	本 年 度
	二、八一九、五五一・八四	五、六一八・六〇	一五、一七九・〇五		二〇三、五〇〇・〇〇		一、二〇〇、〇〇〇・〇〇	一〇、八九一・九七	一〇、八九一・九七	一、〇〇〇・〇〇	四四、九三四・二五	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	二二、〇三二・七一	二二、〇三二・七一	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇
	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増
	一、四三三、一六二・七〇	三六、四三九・五五			二〇三、五〇〇・〇〇		一、二〇〇、〇〇〇・〇〇				四三、九三四・二五								

前年度 一、三八六、三八九・四 減

東洋大学財産目録(昭和二十二年三月三十一日現在)

一、資 産 金貳百八拾壹万九千五百五拾壹円八拾四錢也

内基本財産計金九拾壹万六千六百六拾五円五拾四錢也

普通財産計金壹百九拾万貳千八百八拾六円參拾錢

(一) 土 地

資産種別	用 途	位 置	坪 数	年取月日得	記帳 価格	備 考
基本資産	学校敷地	小石川区原町七、八、十、七十八、七十九、八十番地	一町一反四畝 二十二歩	明治二十九年 六月六日	五六三、四五七・〇〇	学校敷地ノ内二四七坪八合二勺(内廿八番地ノミ)昭和四年八月五日取得以上ハ借入金一〇〇、〇〇〇円ノ担保トシテ日本勧業銀行ニ差入ス
同	宅 地	小石川区原町五、六番地	四五二坪八合 五勺	同	五六三、四五七・〇〇	
計					五六三、四五七・〇〇	

(二) 建 物

資産種別	用 途	位 置	構 造	建(延)坪	建築又ハ取得年月日	記帳 価格	備 考
基本資産	校舎 図書館	小石川区原町十六、十七、十八番地	鉄 コンクリート筋	四八七坪六勺	昭和二年十月廿五日 昭和四年八月十日	一八五、〇〇〇・〇〇	校舎 一棟 図書館
同	講 堂	小石川区原町十九番地	鉄 コンクリート	六〇〇坪	昭和八年十二月十八日		以上ハ担保日勤銀行差入

(三) 有価証券

資産種別	種 類	取得年月日	額 面 金 額	一 般 価 格	利 率	備 考
基本資産	公債 第一回四分利債	昭和三年四月一日	一五〇、〇〇〇・〇〇	一一五、五〇〇・〇〇	四分利	文部省ニ供託
同	公債 四分利債	昭和六年十月七日	六〇、〇〇〇・〇〇 (一五五、五〇〇・〇〇)	三九、六五二・五〇	〃	〃

同	支那事務券	昭和十七年三月十日	五、〇〇〇・〇〇	四、八九九・八〇	三分半利	〃
同	同	昭和十八年三月卅一日	八、〇〇〇・〇〇	七、八五六・二四	三分半利	〃
計			二二三、〇〇〇・〇〇	一六七、九〇八・五四		

(四) 備品及圖書

有 形 資 産	種 類	数	量	記帳價格	備	考
同	器具機械			二、五〇六・六七		
同	什器雜品			二三、五四四・四二		
同	圖書 <small>洋和漢書</small>			九〇、〇六四・七七		
同	卓上電話器			六三三・〇〇		
無 形 資 産	電 話 加 入 權			二、〇〇〇・〇〇		
合 計				一一八、七四八・八六		

(五) 預金、現金、仮渡金

資 産 種 別	種 類	預 金 先	券 面 額 及 殘 高	利 率	備	考
流 動 資 産	振 替 貯 金	東京振替貯金 第三七二六番	八四四・八一			
同	普 通 貯 金	日本貯蓄白山支店	一一、七三六・九一			
同	当 座	住友白山支店	一・二三三			
現 金			二、六一六・五七			
仮 渡 金			一、七六八、九三七・九二			復興委員会ニ貸与

保 存 函 書	九〇、〇六四・七七	奈 藏 奨 学 基 金	一〇、〇〇〇・〇〇
電 話	二、六三三・〇〇	荒 木 奨 学 基 金	一〇、〇〇〇・〇〇
供 託 有 価 証 券	一六七、九〇八・五四	東 洋 大 学 後 援 基 金	二二、〇三二・七一
銀 行 預 金	一一、七三八・一四	米 峰 奨 学 基 金	一、〇〇〇・〇〇
振 替 貯 金	八四四・八一	東 洋 大 学 基 金	一、〇〇〇・〇〇 <small>四三、九三四・二五</small>
現 金	二、六一六・五七	退 職 手 当 積 立 金	一〇、八九一・九七
仮 渡 金	一、七六八、九三七・九二	借 入 金	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
		仮 受 金	二〇三、五〇〇・〇〇
合 計	二、八一九、五五一・八四	次 年 度 繰 越 計	一五、一七九・〇五
		合 計	二、八一九、五五一・八四

提示セラレタル帳簿其ノ他証憑書類ヨリ監査致シタル処
本決算報告書ハ相違無キコトヲ証明候也

東京都台東区南稻荷町四番地

計理士 金井孫好
稅務代理士

電話(下谷)二、〇一九、一六八一

『政府借入金ニ関スル綴』

東洋大学経理部所蔵

第二節 財産目録

二二三 私立哲学館資産 (明治三十七年二月)

●本館資産

- 一 小石川原町六番地七番地八番地十七番地十八番地十
九番地市街地參千七百〇九坪九合九勺(坪数訂正)

………本館現今敷地

一 小石川原町五番地市街宅地壹百九十九坪五合………

………本館附属地

一 府下豊多摩郡野方村大字江古田字東和田、田畑及山

林合坪四丁八反壹畝十五步（即壹万四千四百四十五

坪）………本館大学予定敷地

（此敷地ハ本郷区駒込富士前町畑地二反一畝五步ニ

代金八千二百六十七円九十五銭ヲ添ヘテ交換セリ）

以上合坪壹万八千三百五十四坪四合九勺………（本

館所有地所）

一 小石川原町七番地内家屋木造瓦葺平家十八坪（元五

番地内ニアリタル旧家屋ヲ七番地内ニ移シテ改築セ

ルモノ）

一 本郷区駒込曙町三番地内家屋本造茅葺平家三十三坪

八勺………本館仮寄宿舎

一 本郷区駒込曙町三番地内家屋木造瓦葺平家廿四坪五

勺（旧不動堂移転改築ノ分）

一 小石川原町七番地内木造瓦葺平家廿三坪八勺（新ニ

購入セル分）

以上合坪九十八坪二合一勺^{（勺）}………本館所有家屋

『哲学館明治卅五年度明治卅六年度報告 甲号』

（明治三十七年二月二七日）

二三四 私立哲学館大学資産目録

* 1

哲学館大学資産目録

一、土地ノ部

一、本学敷地三千七百〇九坪九合九勺

右小石川区原町六、七、八、十七、十八、十九番地

一、本学附属地壹百九十九坪五合

右小石川区原町五番地

二、家屋ノ部

一、伊号（講堂）建坪四十九坪七合五勺

一、呂号（図書室、練瓦造）建坪十二坪

一、波号（書庫、土蔵造）建坪十坪

一、仁号（本学旧教室二階立、講堂ノ西方）建坪

三十五坪七合五勺

一、保号（階上教室、階下生徒控所）建坪四十五

坪二合

一、辺号（本学事務所）建坪二十八坪六合六勺

一、登号（図画教室、山ノ中段）建坪四十二坪五

合

一、和号（門内南側、目下監督舎）建坪三十七坪

* 2

五合

一、加号（表門番所）建坪五坪七合

一、与号（裏門番所）建坪六坪

一、多号（物置、本学事務所ノ西南隅）建坪拾叁坪五合

一、礼号（本学便所、山上）建坪二坪七合

一、番外（学長住宅）新旧二棟建坪凡五十九坪

右土蔵ノ建坪四坪

一、附属家屋二棟

小石川区原町七番地内家屋木造瓦葺平屋十

八坪

同番地内家屋木造瓦葺二十三坪八勺

三、公債及株券ノ部

一、整理公債額面參千六百円也（無記名）

千円券辺号七五一七番

千円券 辺号一〇六八〇番

五百円券 辺号三三四四番

〇五百円券 辺号三三四五番

百円券 以号六四五三七番

〇百円券 以号六四五三八番

百円券 以号七四一九四番

百円券 以号八三〇九二番

百円券 以号八三〇九三番

五十円券 以号一六八一五番

五十円券 以号二五四二一番

以上券数拾一枚

一、国庫債券（無記名）額面五百円也

五百円券一枚 以号四一〇八番

一、岩越鐵道株 十株 払込未済

四、現金ノ部

一、金壹千六百七十六円貳拾參錢 三菱銀行十二月十五日マデノ分

一、金壹千七百六拾四円九十五錢 三井銀行十二月一日マデノ分

一、金壹千百拾七円〇四錢 東海銀行十二月十五日マデノ分

以上、資金トシテ積立

一、金參百八十八円六十錢 三菱銀行十二月十五日マデノ分

一、金式十壹円貳拾四錢 東海銀行十二月十日マデノ分

以上賞与金トシテ積立

一、金四百六十六円六十四錢 三菱銀行十二月十六日マデノ分

一、金四百六十六円六十四錢 三菱銀行十二月十六日マデノ分

一、金四百六十六円六十四錢 三菱銀行十二月十六日マデノ分

一、金四百六十六円六十四錢 三菱銀行十二月十六日マデノ分

一、金四百六十六円六十四錢 三菱銀行十二月十六日マデノ分

一、金四百六十六円六十四錢 三菱銀行十二月十六日マデノ分

一、金四百六十六円六十四錢 三菱銀行十二月十六日マデノ分

一、金壹千八百七十三円〇二銭 東海銀行十二月廿五

日マデノ分

以上月謝収入預金当月中ノ支払ハ此中ヨリ支出ス

五、貸金ノ部

一、金五千七百九十三円六十五銭 井上円了ヘ貸シ

向十二ケ年以内ニ完納、十ケ年間ハ無利息、十

ケ年後ハ一割ノ利子ヲ付スルコト

一、金三千九百九十四円四十九銭 京北中学校ヘ貸シ

右ハ新築費不足金ヲ折半シテ其一ヲ京北ノ負債ト

シ毎月利子二十円ヅ、ヲ哲学館大学ヘ納ムルコト

* 1 (欄外加筆) 此写ハ前田氏ヘ差上可出候

契約書ニ添フ

* 2 (欄外加筆) 42・10・1

東洋大学附属図書館所蔵

二三五 私立哲学館大学資産

* 1

哲学館大学資産

一、本館敷地三千七百〇九坪九合九勺 小石川原町六、

七、八、十七、

十八、十九番地

* 2

此購入費九千九百〇八円也

一、本館附属地壹百九十九坪五合 小石川原町五番地

此購入費貳千〇拾六円五十銭

一、大学予定敷地壹万四千四百四十五坪 豊多摩郡野方

村字和田山

此購入費九千九百九十三円六十五銭

以上所有土地合坪壹万八千三百五十四坪四合九勺

此購入費総計貳万壹千九百十八円十五銭

一、校舍建坪合計五百十坪二合四勺一才 原町校舍及

和田山哲学堂

此建築費參万參千九百貳拾五円八十九銭貳厘

一、附属家屋建坪九十八坪二合一勺 小石川原町及

本郷曙町

此建築費壹千八百參拾五円四十五銭

一、柔術道場建坪參十坪 原町学校構内

此建築費九百四十八円二十九銭五厘

以上所有家屋建坪合計六百三十八坪四合五勺一才

此建築費參万六千七百九円六十三銭七厘

(此家屋中ニハ京北ノ分モ加算セリ)

一、整理公債額面參千六百円也

一、国库債券額面五百円也

一、日本鉄道株券額面壹千參百円也

一、日本銀行株券額面壹千円也

以上公債及株券額面合計六千四百円也

此外ニ日本鉄道株払込未済ノ分及岩鉄鉄道

株払込未済ノ分アリ

一、現金壹千六百七十六円貳十參錢 三菱合資会社

一、現金壹千七百六十四円九拾五錢 三井銀行

一、現金壹千百拾七円〇四錢 東海銀行特別預

一、現金參百八十八円六十錢 賞与金積立^{三菱}銀行

一、現金貳十壹円貳拾四錢 同上 東海銀行

以上合計金四千九百六十七円貳十六錢

外ニ月謝取扱ノ方ニ現金凡ソ壹千円アリ

毎月収入概算

一、生徒月謝 凡五百円也

一、講義録月謝 凡五百円也

一、貸地貸屋賃 凡八十円也

一、貸金利子 凡二十円也 京北ヨリ入ル

要求

和田山哲学堂 壹棟

曙町旧屋 貳棟

日本銀行株券額面壹千円也

日本鉄道株券額面壹千參百円也 増株払込未済ノ分共

右井上ノ所有トスルコト

井上私宅土蔵付 価格參千五百円也

井上旧宅元建築費七百円也

右合計四千貳百円也ハ哲学館ニテ買入ル、コト

和田山敷地壹万四千四百四十五坪此購入代金九千九百九

十三円六十五錢

右ハ購入代金ヲ以テ井上ノ方ニテ買入ル、コト

其買入方法ハ私宅代金ト差引殘金ハ年賦ニテ井上

ヨリ哲学館へ払込ムコト

差引殘金五千七百九十三円六十五錢

右ハ井上ノ負債トシ明治四十年ヨリ毎年五百円

ヅ、返済シ向十二年間ニ完納スベシ 拾年間ハ

無利息、拾年以後ハ一割ノ利子ヲ付スルコト

所望

東洋哲学ノ振興普及ヲ図ルコト

財団法人トナスコト

将来哲学館出身者ニ抜群ノ者アラバ学長ヲ相續セシムル

コト

* 1 (欄外加筆) 御参考

* 2 (欄外加筆) 42・11・1

東洋大学附属図書館所蔵

二二六 私立東洋大学財産目録 (大正六年一月)

私立東洋大学財産目録

甲 基本財産ノ部

第 壹 土 地

一 參仟六百參坪九合貳勺

此時価金拾四万四仟壹百

五拾六円八拾錢也

第 貳 基本預金

一 金壹万壹仟貳百貳拾貳

円七拾四錢也

乙 基本財産以外之財産

第 壹 建 物

一 拾七棟外ニ正門裏門廊

下其他附屬物 此時価

金參万八仟六百元也

第 貳 動 産

一 金五仟七百六拾壹円八

拾錢也 現金預金貸付

金

一 圖書什器類及出版物

此時価金九仟七百六拾

七円也

合 計 金貳拾万九仟五百八円參拾四錢也

『東洋哲学』第二四編第一〇号 (大正六年一月一〇日)

二二七 東洋大学財団財産目録附證明書類

(昭和二年二月三十一日現在)

財産目録 (昭和二年十二月三十一日現在)

第 壹 東洋大学専用

甲 基本財産

(一) 土地

一、学校敷地 壹町五畝二十六步

此時価金四拾七万貳千參百五拾円也

二、宅地 四百六十二坪九合四勺

此時価金七万參千四百九拾壹円也

乙 基本財産以外ノ財産

(一) 建物

一、建物 八棟 延坪八百拾六坪四合

此時価金七万六百拾八円六拾錢也

(二) 什器

一、什器 八十七種 貳千七百貳拾七個

此時価金貳万壹百七拾參円也

(三) 圖書

一、圖書 五千五百四十八部 壹万七千八百八十四冊

此時価金五万四千五百円也

(四) 有価証券

一、有価証券 額面金貳拾七万円也

(五) 現金

一、現金 金拾五万四千參百四拾四円貳拾六錢也

合計 金壹百拾壹万五千四百七拾六円八拾四錢也

備考 寄附金申込總額金九拾參万貳千四百拾壹円拾

錢也

* 1

内 納入濟金參拾万四百六拾參円六拾錢也

未納入金六拾參万壹千九百四拾七円五

拾錢也

第貳

京北諸学校専用

甲 基本財産以外ノ財産

(一) 建物

一、建物 十三棟 延坪壹千八百八十坪七合五勺

此時価金九万四千四百六拾円也

(二) 什器

一、什器 六拾貳種 五千壹百八十四個

此時価金參万千參百五拾六円七拾壹錢五厘也

(三) 体操器械器具

一、体操器械器具 四十八種 貳千參百參拾個

此時価金貳千六百七拾七円四拾八錢也

(四) 図書

一、図書 七百五拾壹部 壹千拾五冊

此時価金參千九百六円八拾四錢也

(五) 有価証券

一、有価証券 額面金壹百五拾円也

(六) 現金

一、現金 金八千六拾四円貳錢也

合計金拾四万六百拾五円五錢五厘也

總計金壹百貳拾五万六千九拾壹円八拾九錢五厘也

右之通り相違無之候也

東洋大学財団

代表理事 中島徳藏 印

昭和貳年十二月三十一日

第壹 東洋大学財産目録明細表 昭和二年十二月末現在

類	總記類	哲小計	英獨計	英獨計
別	類	學	英獨	英獨
國語部	國語部	英語	英語	英語
冊數	冊數	一六八	一四九	一四一
冊數	冊數	二四〇	一八五	一四〇

類	歷史及地理	美小計	英獨計	英獨計
別	術	教	英獨	英獨
國語部	國語部	英語	英語	英語
冊數	冊數	四一五	四〇九	一四三
冊數	冊數	七二五	七三三	一四三

(三) A 洋書

類	本箱	金角	名簿	膳寫	同器	食器	茶器	湯吞	土瓶	鐵瓶	徳腕	コ瓶	膳ツ	洗面器
別	箱	箱	簿	寫	器	器	器	器	瓶	瓶	腕	瓶	瓶	面
國語部	箱	箱	簿	寫	器	器	器	器	瓶	瓶	腕	瓶	瓶	面
冊數	一三五	一一一	一四五	一六四	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
冊數	一三五	一一一	一四五	一六四	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五

類	抽出付書箱	踏付書箱	担沸釜	湯釜	盆	菓	茶	新	算	肩	狀	支	媛	針
別	箱	箱	釜	釜	盆	菓	茶	新	算	肩	狀	支	媛	針
國語部	箱	箱	釜	釜	盆	菓	茶	新	算	肩	狀	支	媛	針
冊數	一四三	一四三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
冊數	一四三	一四三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四

類	下駄箱	傘台	棕	十	鐘	揭	雨	布	塵	純	小	鐵	標	瀬	講
別	箱	台	榻	榻	鐘	揭	雨	布	塵	純	小	鐵	標	瀬	講
國語部	箱	台	榻	榻	鐘	揭	雨	布	塵	純	小	鐵	標	瀬	講
冊數	一九	一五	三一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
冊數	一九	一五	三一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

類	炭箱	花	安	鋼	合
別	箱	瓶	椅	椅	合
國語部	箱	瓶	椅	椅	合
冊數	一四	一	一	一	一
冊數	一四	一	一	一	一

第貳 京北諸学校財産目録明細表 昭和二年十二月末現在
甲 基本財産以外ノ財産

(一) 建物

所在地	構造	棟数	坪数	使用ノ目的
東京市小石川区原町	木造瓦葺平家建	一	建坪五坪七合	便所
同市 同区 同町	木造瓦葺二階建	一	建坪百五十三坪	教室
同市 同区 同町	木造瓦葺平家建	一	建坪三十一坪二合五勺	道場
同市 同区 同町	木造瓦葺二階建	一	建坪四十五坪	教室
同市 同区 同町	木造瓦葺二階建	一	建坪四十五坪	教室

言語	計	小	文	計	小	社	計	合	内
英	獨	英	獨	英	獨	英	獨	英	獨
語	語	語	語	語	語	語	語	語	語
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

B 和漢書

類別	国語部	冊数
宗教附神道	一五五四	六六七八
哲学	五四二	一八六七
教育学	二六五	三七八
語学、文学、美術	一三九〇	四七〇五
社会、法律、經濟、政治	二二六	二四五
歴史、地理、伝記	六三五	九九八
医学、工学、兵学、農学	一五二	一六二
総記 雜記	六七	一八一〇
合計	四八三一	一六八四三

理博数歴地漢国修辞	類	冊数	類	冊数
化学物史理文語身書	別	二八九	統	五三
		一〇	體	三
		三二	哲	六
		二〇四	雜	四
		八九	掛	二〇四
		八四	地	五三
		六七	計	一〇一五
		一二	學	
		二八	操	
		九	計	

(四) 図 書

根(程)棒	踏切台	跳越(覆共)	鉄脚バック(覆共)	測図用磁石	携帶図板(紙製)	手旗	照準鑑査鏡	照準鑑査的	幕的	遊動標的	挾窄射撃入標的
五	四	一	一	一	三五	三五	七一	一	一	五	四
合			劍道	入術	銃器手入用裁断布	銃拭布入大	洗管洗(襪)台	銃置	助木(體操用)	鉄棒(器械體)	球竿
計			々	具							鈴
二 三 三 〇	四 八 八 種			五 〇		四	二	二	二	三	三
										一 九	七 五

〔添付書類〕

〔証明書類〕〔略〕

* 1 〔欄外〕 有価証券現金ハ此ノ内ヨリ生シタル

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

第三節 学生納付金

二三八一— 東洋大学学則変更認可申請書

〔大正一一年一二月二三日〕

学則変更認可申請

東京市小石川区原町

東洋大学

今般別記ノ通り学則ヲ變更シ大正拾貳年四月一日ヨリ実
施致度候間何卒御認可被成下度此段相願候也

大正十一年十二月二十三日

東京府東洋大学

設立者東洋大学財団

右理事 境野 哲

文部大臣 鎌田栄吉殿

〔別紙〕

東洋大学学則

第五章 入学科及授業料

トアル入学科ヲ入学金ト改メ

同章

第一条 学生入学ノ節ハ束修トシテ金参円ヲ

納ムベシ

トアルヲ

第一条 学生入学ノ節ハ入学金トシテ社会事

業科ニアリテハ金参円其他ノ学科ニ

アリテハ金五円ヲ納ムベシ

ト変更シ

第二条 学生ハ左ノ授業料ヲ納ムベシ

第一学期金貳拾五円四月十五日マデ

第二学期金貳拾五円九月十五日マデ

第三学期金貳拾円 一月十五日マデ

トアルヲ

第二条 学生ハ左ノ授業料ヲ納ムベシ

第一学期分金参拾貳

円 四月十五日マデ

第二学期分金参拾貳

社会事業科以外ノ科 円 九月十五日マデ

第三学期分金貳拾壹

円 一月十五日マデ

第一学期分金貳拾五円 四月

十五日マデ

社会事業科

第二学期分金貳拾五円 九月

十五日マデ

第三学期分金貳拾円 一月十

トシ

第三条

ヲ全文削除シ

第四条

ヲ

第三条

ニ繰り上げ

第五条

ヲ

第四条

ニ繰り上げ

第五条

ヲ

第四条

ニ繰り上ゲ

第六条

ヲ

第五条

ニ繰り上ゲ

最後ニ左ノ一章ヲ追加ス

第十一章 聴講生

第一条 第一種生第二種生ニ欠員アルトキハ履歴ヲ銓衡

シテ聴講生ノ入学ヲ許ス

聴講生ヲ普通聴講生特別聴講生ノ二種トス

普通聴講生ハ学級ヲ定メテ聴講スルモノヲ云ヒ

特別聴講生ハ何レノ級ヲ問ハズ随意ノ学科ヲ聴

講スルモノヲ云フ

但シ聴講セントスル学科目ハ予メ願出デ許可ヲ

受クベシ

第二条

聴講生ハ次学期又ハ次学年ニ引続キ聴講セント

スルトキハ継続届ヲ出シ同時ニ其学期ノ聴講料

第三条

聴講生ニハ其望ニ応ジテ一学年毎ニ出席数ヲ検

シテ聴講証書ヲ授与ス

但手数料金壹円ヲ納ムベシ

第四条 聴講生ニシテ学年試験ニ応ジタルトキハ其成績

ニヨリ本科第二種生ニ編入スルコトアルベシ

第五条 聴講生ニハ本章ノ外一般ノ学則ヲ準用ス

理由

教職員ノ増俸経費ノ増加ニヨリ収入ノ大部分ヲナス授業

料ヲ増額セザルベカラザルヲ以テナリ

但シ社会事業科ハ学科ノ性質学生ノ資力等ニ鑑ミ増額セ

ザルコトトセリ

第十一章聴講生ノ規定ヲ設ケタルハ講義公開ノ必要アル

ヲ以テナリ

『大正十二年 学事 私立学校 第一種

東京府冊ノ四九』

東京都公文書館所蔵

二三八—二 東洋大学学則変更認可書

〔大正一二年一月二七日〕

東專一

東洋大学財団理事

境野 哲

大正十一年十二月二十三日付申請其ノ学学則中変更ノ件

認可ス

大正十二年一月二十七日

文部大臣 鎌田栄吉閣

文部大臣 平生飢三郎殿

授業料増額認可ノ件申請

今般本学専門部各科ノ授業料ハ年額金八拾五円ノ処金九拾円ニ変更シ昭和十二年度第一学年ヨリ之ヲ実施致度候
 条御許可相成度別紙理由書相添へ此段申請候也

〔別紙〕

専門部各科授業料変更理由

専門部各学科ヲ通シテ授業料年額金八拾五円ヲ金九拾円ニ変更セントスルハ其ノ何レノ学科ニ於テモ主要科目ニ関スル一週時数ヲ増加セントスルカ為メ之ニ伴ヒ経費ヲ補充スルノ必要アルヲ認メタルニ由ル

二三九 東洋大学専門部授業料増額認可申請書

〔昭和十一年一〇月二日〕

庶第八六号

昭和十一年十月二日

東洋大学財団理事 藤村 作四

〔添付書類〕

昭和十年度決算表

東洋大学

収入ノ部

科目	予算額	収入済額	予算ニ対シテ		事由
			増額	減額	
授業料	六六、四七〇・〇〇	四八、二二〇・〇〇		一八、二五〇・〇〇	入学生減少ノ為メ
検定料	二、三〇〇・〇〇	一、二四〇・〇〇		一、〇六〇・〇〇	
入学金	二、〇〇〇・〇〇	一、二七〇・〇〇		七三〇・〇〇	
地代	五、一五〇・六四	五、〇六一・〇〇		八九・六四	地代未納者アルニヨル

第一章 財 務

科	目	本年度予算額	支出済額	予算ニ対シテ		事由
				増額	減額	
俸給諸手当	役員給	六七、九五・一〇〇	六四、八四九・九八		三、一〇一・〇二	
	教員給	三、八〇〇・〇〇	三、六八四・〇〇		一一六・〇〇	
	事務員給	四四、〇〇〇・〇〇	四三、四四一・七〇		五五八・三〇	
	備給	一〇、九五六・〇〇	一一、二二六・九九		二七〇・九九	
	臨時手当	三、八四五・〇〇	三、四三二・三〇		四一二・七〇	
	退職手当	二、〇〇〇・〇〇	一、八六八・二三		一三一・七七	
	旅費	三、〇〇〇・〇〇	九六〇・〇〇		二、〇四〇・〇〇	教授講師事務員ノ退職手当
		三五〇・〇〇	二三六・七六		一一三・二四	

支出ノ部

合 計	九九、八三一・四八九	九九三、二九七・八五	六、五三三・六三			
下戻供託金昭和九年 度越高繰入		八、七四五・九九	八、七四五・九九			
講堂建築費昭和九年 度越高繰入		五、七四五・九八	五、七四五・九八			
下戻供託金繰入	一〇、〇〇〇・〇〇	九、九三〇・五四	六九・四六			十一坪九勺(原町五番地ノ四) 東京市壳渡代金 予算一〇、〇〇〇・四八分利公債額面、収入 済ノ九、九三〇・五四八公債壳却代
土地壳却代		六五四・三一	六五四・三一			
教練費	四、〇〇〇・〇〇	二、三四九・〇〇	一、六五一・〇〇			
雑収入	一、五〇〇・〇〇	一、六七〇・一九	一七〇・一九			
供託金利息	八、四一〇・八四	八、四一〇・八四				

東洋大学講堂特別会計
昭和十年度決算報告
収入ノ部

科	目	金額	事由
講堂	建築費	六、四〇四・〇〇	
昭	和九年度講堂建築費剩餘繰入	一、五八一・一八	
貸	附金償還	五、五〇〇・〇〇	
貸	附金利息	八三〇・九八	
講	堂使用料	四一五・五〇	
合	計	二四、七三一・六六	

支出ノ部

科	目	金額	事由
一	般会計予算不足補填	八、七四五・九九	
日	除窓掛費	五七・〇〇	
雑	費	一、六五四・二五	電氣料一、三九二電氣主任手当一〇〇水道料及暖房用 石炭其他雑費一六二・二五
借	入金利息	九、六九〇・〇〇	借入金一一四、〇〇〇円ニ対スル利息
計		二〇、一四七・二四	
翌	年度へ繰越	四、五八四・四二	
合	計	二四、七三一・六六	

東洋大学昇格部特別会計
昭和十年度決算報告
収入ノ部

東洋大学

科 目	金 額	事 由
昇格部寄附金	二〇・〇〇	
書画売却却代	二〇・〇〇	
雑収入	五六六	
電話器売却却代	一、〇〇〇・〇〇	
前年度ヨリ繰越高	一一七・五七	
計	一、一六三・二三	

支出ノ部

科 目	金 額	事 由
学債利息	二四三・二五	
学債償還	二〇〇・〇〇	
諸雑費	一七・〇〇	
卓上電話器購入費	六三三・〇〇	卓上電話機拾参購入備附代
翌年度へ越高	六九・九八	
計	一、一六三・二三	

供託金下戻収支報告 昭和十年度

収入ノ部

科	目	金額	事由
昭和九年度供託金下戻支払残高		五、七四五・九八	
計		五、七四五・九八	

東洋大学

支出ノ部

科	目	金額	事由
昭和十年度一般会計予算不足繰入高		五、七四五・九八	
計		五、七四五・九八	

昭和十年度財産目録

東洋大学

区分	種類	別	金額
敷地	学校敷地一町一段四畝二二步宅地四百五十一坪八合五勺		五六三、四五七・〇〇
建造物	七棟ノ内鉄筋コンクリート建三棟建坪一千八十七坪六勺 木造四棟建坪四百三十坪		三八八、四三一・〇〇
公債	帝国四分利公債額面十五万円 四分利公債額面十五万五千五百法		一五二、八五二・五〇
備品	四千百七十三個九十六種		二三、二〇六・一六
心理学研究用機械	感覚実験器具時間測定機其他		一、一九九・九〇
図書	和漢書二万七千七百七十冊 洋書三千五百七十二冊		五〇、八三五・九七

資 産		負 債	
区 分	価 格	区 分	価 格
敷地(抵当権設定)	五六三、四五七・〇〇	借入金	一三五、三〇〇・〇〇
建造物(抵当権設定)	三八八、四三一・〇〇	差引正味資産	一〇五八、四七五・四九
備品	二二、八〇六・〇六	内 訳	
本年度新調備品	四〇〇・一〇	昭和九年度末高	一、〇七四、一五四・〇二
心理学研究室器械並器具	一、一九九・九〇	本年度資産減	一五、六七八・五三
図 書	五〇、〇八二・四七		
本年度購入図書	五二五・二五		
本年度寄贈図書	二二八・二五		
電話加入権	二、〇〇〇・〇〇		
卓上電話機	六三三・〇〇		

昭和十年度貸借対照表

東洋大学

電話加入権	備品二個	二、〇〇〇・〇〇
卓上電話機	十三個	六三三・〇〇
教練用兵器	小銃指揮刀銃劍射撃用材料	三、〇八八・三四
定期預金	御下賜金(第一銀行)	一、〇一七・二二
債 権		二、四〇〇・〇〇
銀行当座預金		四、六五四・四〇
合 計		一、一九三、七七五・四九

定期預金(恩賜金)	一、〇一七・二二
債権	二、四〇〇・〇〇
公債	一五二、八五二・五〇
教練用兵器	二、九二七・三四
本年度購入兵器	一六一・〇〇
銀行当座預金	四、六五四・四〇
合計	一、一九三、七七五・四九

昭和十一年度予算

収入ノ部

東洋大学

科目	前年度	本年度	前年度ニ比シ		備考
			増	減	
授業料	六六、四七〇・〇〇	五六、三九四・〇〇	一〇、〇七六・〇〇		学部一五三人、予科六四人、専門部四九二人 研究科二人計七一人合計六二、六六〇円ノ 割減耗率ヲ見込ム前年度ニ比シ在学生減少ノ 見込
検定料	二、三〇〇・〇〇	二、二五〇・〇〇	五〇・〇〇		四五〇人一人ニ付五円
入学金	二、〇〇〇・〇〇	一、九七〇・〇〇	三〇・〇〇		三九四人一人ニ付五円
地代	五、一五〇・六四	五、一五〇・六四			
供託金 利子	八、四一〇・八四	八、四一〇・八四			
雑収入	一、五〇〇・〇〇	一、二五〇・〇〇	二五〇・〇〇		
教練費	四、〇〇〇・〇〇	三、〇三三・〇〇	九六七・〇〇		六七四人一人ニ付五円 (一)割減耗率ヲ見込
下戻供託金繰入	一〇、〇〇〇・〇〇		一〇、〇〇〇・〇〇		
借入金		一〇、〇〇〇・〇〇			
合計	九九、八三一・四八	八八、四五八・四八	一一、三七三・〇〇		

第一章 財 務

支出ノ部

科 目	前 年 度	本 年 度	前 年 度 ニ 比 シ		備 考
			増	減	
諸俸手給当及	六七、九五一・〇〇	五九、三三四・〇〇			
役員給	三、八〇〇・〇〇	三、六八四・〇〇		八一七・〇〇	
教員給	四四、〇〇〇・〇〇	三八、〇〇〇・〇〇		六、〇〇〇・〇〇	夜間部〔廢〕 夜間部廃止ノ外講師減員並合併教授等ニヨル
事務員給	一〇、九五六・〇〇	一〇、六〇〇・〇〇		三五六・〇〇	
備給	三、八四五・〇〇	三、七〇〇・〇〇		一四五・〇〇	
臨時手当	二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇			
退職手当	三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇		二、〇〇〇・〇〇	
旅費	三五〇・〇〇	三五〇・〇〇			
校 費	一四、〇五〇・〇〇	一三、二〇〇・〇〇		八五〇・〇〇	
図書費	一、〇〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇		二〇〇・〇〇	
器具費	七〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇	
消耗品費	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇			印刷費一、五〇〇、薪炭費六五〇、水道料一三〇、 筆墨紙四五〇、電灯料二七〇
通信費	八五〇・〇〇	八〇〇・〇〇		五〇〇・〇〇	
其他	八、五〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇		五〇〇・〇〇	広告料三、六〇〇、税金借地料一、九五〇、保険 料八〇〇、記念日並卒業式費三〇〇、集會並儀式 費四五〇、寄附金並贈与三五〇、雑費五五〇
營繕費	六五〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇		五五〇・〇〇	
修繕費	六五〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇		五五〇・〇〇	

第一章 財 務

科	目	前年度予算	本年度予算	前年度ニ比シ	備考
諸俸 手給 当及	役員給 教員給 事務員給	五九、五三四・〇〇 三、六八四・〇〇 一〇、六〇〇・〇〇	五八、八九六・〇〇 三、六八四・〇〇 一〇、五〇〇・〇〇	六三八・〇〇 減	学長一、理事二、 教授五〇名、講師二四名 武道教師四名、 事務員一七名

昭和十二年度予算
支出ノ部

東洋大学

科 目	前年度予算	本年度予算	前年度ニ比シ	備考
授業料	五六、三九四・〇〇	四七、〇七〇・〇〇	九、三三四・〇〇	学部一、二〇人一年額一〇〇〇円 子部四七人一年額八五〇円 専門部三五八人一年額八五〇円 額八五〇円 二九人一年額九〇〇円 二二〇人 一名五円 二〇九人 一名五円
検定料	二、二五〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	一、一五〇・〇〇	
入学料	一、九七〇・〇〇	一、〇四五・〇〇	九二五・〇〇	
地代	五、一五〇・六四	五、一五〇・六四		
供託金	八、四一〇・八四	八、四一〇・八四		
雑収	一、二五〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇	五〇・〇〇	
教練費	三、〇三三・〇〇	二、五〇〇・〇〇	五三三・〇〇	
借入金	一三、七〇二・五〇	二五、二二二・〇二	一一、五〇九・五二	
講堂建築費	七、四〇〇・〇〇	五、七二〇・〇〇	一、六八〇・〇〇	
寄附金	三五〇・〇〇	四〇〇・〇〇	五〇・〇〇	
講堂使用料	九、九一〇・九八	九七、九〇八・五〇	二、〇〇二・四八	
合計				

昭和十二年度予算
収入ノ部

東洋大学

予備費		教練費	借供入託金	營繕費	其他	水電料	通信費	消耗品費	器具費	図書費	旅費	退職手当	臨時手当	機関士手当	備給		
九九、九一〇・九八	一三一・四八	一三一・四八	三、〇三三・〇	二、一九〇・五〇	二、一九〇・五〇	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	八、一五〇・〇〇	一、四七二・〇〇	八〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇	一四、八二二・〇〇	一、三五〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	三、七〇〇・〇〇
九七、九〇八・五〇		二、二五〇・〇〇	二、二五〇・〇〇	二、一九〇・五〇	二、一九〇・五〇	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	一、四七二・〇〇	七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	一四、三七二・〇〇	一、三五〇・〇〇	七〇〇・〇〇	三、四五〇・〇〇
二、〇〇二・四八	一三一・四八	一三一・四八	七八三・〇〇	七八三・〇〇				一五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	四五〇・〇〇	三〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	

小使四名 給仕三名
 図書館出納手二名
 電気主任一名、機関士一名
 (講堂用)

昭和十三年度予算
収入ノ部

東洋大学

科 目	前年度予算	本年度予算	前年度ニ比シ		備 考
			増	減	
科 目					
授 業 料	四七、〇七〇・〇〇	五一、四六〇・〇〇	四、三九〇・〇〇		学部二八八一人年額一〇〇円 専科五七一人年額八五円 門部三九四人年額八五円 九〇円 二九八一人年額八五円 二一八一人年額八五円 一九八一人年額八五円
檢 定 料	一、一〇〇・〇〇	一、〇九〇・〇〇	一〇〇・〇〇		
入 学 金	一、〇四五・〇〇	九九〇・〇〇	五五〇・〇〇		一名五円
地 代	五、一五〇・六四	五、一五〇・六四			一名五円
供 託 金 利 子	八、四一〇・八四	八、四一〇・八四			
雑 収 入	一、三〇〇・〇〇	一、三八〇・〇〇	八〇・〇〇		
教 練 費	二、五〇〇・〇〇	二、七五〇・〇〇	二五〇・〇〇		
借 入 金	二五、二二二・〇二	二一、九六九・〇二	三、二四三・〇〇		
講 堂 附 建 築 費	五、七二〇・〇〇	六、〇五〇・〇〇	三三〇・〇〇		
講 堂 使 用 料	四〇〇・〇〇	四五〇・〇〇	五〇・〇〇		
合 計	九七、九〇八・五〇	九九、七〇〇・五〇	一、七九二・〇〇		

昭和十三年度予算
支出ノ部

東洋大学

科 目	前年度予算	本年度予算	前年度ニ比シ		備 考
			増	減	
諸 俸 手 給 当 及					
役 員 給	五八、八九六・〇〇	六〇、五三八・〇〇	一、六四二・〇〇		学長一名、理事二名 教授五〇名、講師二四名 武道教師四名 事務員一七名
教 員 給	三、六八四・〇〇	三、六八四・〇〇			
事 務 員 給	一〇、五〇〇・〇〇	一〇、五〇〇・〇〇			

予備費		教練費	借供入託金	營繕費	其他	水電並料	通信費	消耗品費	器具費	図書費	旅費	退職手当	臨時手当	電氣主任並	備給			
合	予備計	教練費	借供入託利息	修繕費	其他	水電並料	通信費	消耗品費	器具費	図書費	旅費	退職手当	臨時手当	電氣主任並	備給			
九七、九〇八・五〇		二、二五〇・〇〇	二、一九〇・五〇	二、一九〇・五〇	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	一、四七二・〇〇	七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	一四、三七二・〇〇	三、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	三、四五〇・〇〇
九九、七〇〇・五〇		二、七五〇・〇〇	二、一九〇・五〇	二、一九〇・五〇	一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	七、五〇〇・〇〇	一、三二二・〇〇	七〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	一三、七二二・〇〇	三、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	五五〇・〇〇	二〇〇・〇〇	三、二五〇・〇〇
一、七九二・〇〇		五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇		五〇〇・〇〇	一五〇・〇〇				六五〇・〇〇	一五〇・〇〇				二〇〇・〇〇	
																		二〇〇・〇〇

小使四名、給仕三名
 図書館出納手二名
 電氣主任一名、機關手一名
 (講堂用)

『自大13年4月 東洋大学専門部 宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

二四〇——東洋大学専門部学則変更認可申請書

〔昭和十六年一月二三日〕

庶第一〇九号

昭和十六年十二月二十三日

東洋大学長財団理事 大倉邦彦印

文部大臣 橋田邦彦殿

専門部学則変更認可ノ件申請

今般本学専門部ノ授業料入学金及検定料其ノ他ニ関スル
条項ノ変更ヲ行ヒ且ツ之ニ伴フ学則一部ノ改正ヲ施シ明
十七年度第一学年ヨリ実施致度候条別紙理由書ニ改正条
項書等相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学専門部学則変更理由

一、検定料入学金並授業料等変更理由

検定料及入学金ノ増徴理由ハ学部学則変更ノ理由ト
同一ニシテ共ニ金五円ヲ増徴シ夫々検定料金拾円入
学金拾円トナスモノニシテ授業料モ亦学部ト同一理
由ニ依リ授業料年額金式拾円ヲ増加シ之ニ従来別ニ
徴収セル教練費金拾円ト年額増徴分金拾円トヲ併セ
授業料年額金百四拾円トシ依ツテ以テ本学運営ノ健

全ラ期スルト同時ニ教育報國ノ徹底強化ニ邁進セン
トスルモノナリ

二、第十八条ノ二並ニ第二十条中ノ「放學」ヲ「退學」

ニ改ムル理由

本学ニ於テハ従来生徒ノ懲戒ハ學則上譴責停學及放
學トナリ居ルモ此ノ内「放學」ハ實際ノ手続上除籍
〔授業料未納、長期欠席等〕及退學ヲ命スル等ノ処分
ニナルヲ以テ實際ニ即シ「放學」ヲ「退學」ト改ム
ルモノナリ

東洋大学専門部学則中左ノ通り改正ス

一、第十三条ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願

書ヲ差出シ別ニ入学検定料金拾円ヲ納ムヘシ但

シ検定料ハ受験ノ如何ニ拘ハラズ返付セス

〔參照〕

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願

書ヲ差出スヘシ

二、第十四条中入學料「金五円」ヲ「金拾円」ニ改ム

〔朱書〕第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入學料金拾円ヲ

添ヘ規定ノ書式ニヨル在學証書ヲ差出スヘシ

〔參照〕

第十四条 入学ヲ許サレタルモノハ入學料金五円

ヲ添へ規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

三、第十八条ノ二第二項中「放學」ヲ「退學」ニ改ム

〔朱書〕
「第十八条ノ二(第一項ヲ略ス)」

懲戒ハ譴責停學及退學トス

(參照)

第十八条ノ二(第一項ヲ略ス)

懲戒ハ譴責停學及放學トス

四、第十九条 授業料ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕
「第十九条 授業料ハ年額金百四拾円トス」

(參照)

第十九条 授業料ハ年額金百円トス

五、第二十条中「放學」ヲ「退學」ニ改ム

〔朱書〕
「第二十条 生徒退學シ除籍セラレ又ハ退學ヲ命セ
ラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス」

(參照)

第二十条 生徒退學シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命セ

ラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

六、第三十八条ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕
「第三十八条 本學則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之

ヲ施行ス

但シ第十九条ノ規定ハ昭和十七年四月以後ノ入

學者ヨリ之ヲ適用ス」

(參照)

第三十八条 本學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之

ヲ施行ス

〔添付書類〕

東洋大學專門部學則(昭和十六年一月二十一日認可)

〔略〕

自昭和十六年度
至昭和十九年度 東洋大學會計收支予算表

収入之部

	十六年度実行予算	十七年度	十八年度	十九年度
第一 基本財産収入	一三、五六一・四八円	一三、七三六・四八円	一四、〇一六・四八円	一五、〇六六・四八円
一、供託金利息	八、四一〇・八四	八、五八五・八四	八、八六五・八四	九、九一五・八四
二、地代	五、一五〇・六四	五、一五〇・六四	五、一五〇・六四	五、一五〇・六四
第二 東洋大學収入	一一一、八七五・〇〇	一六七、〇四〇・〇〇	一二三、七四〇・〇〇	一三七、五四〇・〇〇

主ナル大学収入ノ内訳
授業料収入内訳

種別	年度	昭和十七年度		昭和十八年度		昭和十九年度	
		人員	授業料金額	人員	授業料金額	人員	授業料金額
研究部	一	一〇〇	五〇〇	一一〇	五〇〇	一一〇	五〇〇
学部	一	二二〇	一、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇
学術部	一	二七〇	七五〇	二七〇	一、〇〇〇	二七〇	一、〇〇〇
合計	一	二二〇	九、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇

種別	年度	人員	授業料金額	人員	授業料金額	人員	授業料金額
研究部	一	一〇〇	五〇〇	一一〇	五〇〇	一一〇	五〇〇
学部	一	二二〇	一、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇
学術部	一	二七〇	七五〇	二七〇	一、〇〇〇	二七〇	一、〇〇〇
合計	一	二二〇	九、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇	二二〇	一、〇〇〇

入学金収入内訳

年度	種別	研究科	学部	予科	科	専門	部	計
昭和十六年度	昭和十六年度 昭和十七年度 昭和十八年度	二人	七〇人	一七〇人	八五〇円	三五一人	一、七五五円	五九一人
二〇円		一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	三五〇円	三、〇〇〇円	五四二人	二、九五五円
以下同前								

備考 入学金ハ昭和十六年金五円

昭和十七年以降金拾円トス

『自大十三年四月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

文部大臣 橋田邦彦印

二四〇—二 東洋大学専門部学則変更認可書

〔昭和一七年三月三十一日〕

東專二九号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和十六年十二月二十三日庶第一〇九号申請学則変更ノ件認可ス

昭和十七年三月三十一日

二四一—一 東洋大学学部学則変更認可申請書

〔昭和一六年一二月二三日〕

庶第一〇九号

昭和十六年十二月二十三日

東洋大学財団理事 大倉邦彦印

文部大臣 橋田邦彦殿

学部学則変更認可ノ件申請

今般本学学部及予科ノ授業料(研究科)入学金並ニ檢定料其

ノ他ニ関スル条項ノ変更ヲ行ヒ且ツ之ニ伴フ學則一部ノ改正ヲ施シ明十七年度第一学年ヨリ実施致度候条別紙理由書並ニ改正条項書等相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学學則變更理由

一、検定料、入学金並授業料等変更理由

本學ハ既ニ五十五年ノ歴史ヲ有シ約七千ノ卒業生ヲ出シ我ガ宗教界、教育界乃至思想界ニ貢獻セシコト大ナルハ自他共ニ認メルトコロナリ昨今ハ特ニ學科内容ヲ整備シテ學的地位ヲ高ムルコトニ努メルト共ニ訓育ノ徹底ヲ期シソノ設備ノ充実ヲ計リタルヲ以テ來リ學フ者逐年多キヲ加ヘツ、アリ然ルトコト^(一)教職員ノ待遇ハ數年前本學ノ疲弊其ノ極ニ達シタル際低減セル儘今日ニ及ビ諸物価高騰ノ折柄真ニ忍ビサルモノアリ斯ノ如キハ決シテ優秀ナル教職員ヲ得ル所以ニアラズ且ツ昨今ノ時勢ニ応シ本學ノ運営ニ支障ナキヲ期スル為ニハ專ラ本學ニ職ヲ奉スル專任教授陣容ノ充実ト職員ノ増加ヲ計ラザルベカラズ之等ノ必要ニ応スル人件費ノ増加ハ真ニ^(二)己ムヲ得ザルモノアリ加之近來諸物価ノ高騰ニ伴ヒ諸経費ノ膨脹ヲ來シ其ノ上更ニ本學ハ現在二十五万円ノ借入金ト二十九万円ノ供託未納金ヲ有シ之カ完済ノタメニハ

莫大ノ出費ヲ予想セザルベカラズ而シテ他校ノ如キ有力ナル後援団体ヲ有セサル本學ニ於テハ之等ノ出費ヲ償フ唯一ノ財源ハ授業料検定料並ニ入学金收入ニノミ依存スル状態ナリ之等ノ收入ヲ他校ニ比スルニ甚ダ低額ナルヲ以テ此ノ度來年度ヨリ学部授業料年額金貳拾円予科授業料年額金貳拾五円研究科研究料年額金參拾円ヲ夫々増加シ且ツ從來教練費トシテ授業料ノ外ニ年額金拾円ヲ徴収シタルモ昨今ノ決戰^(三)態勢下ニ於テハ教練実施ニ多額ノ出費ヲ要シ特ニ銃器其ノ他ニ於テ急速ナル補給設備ヲナスベキ旨ノ通牒ニ接シ之ガタメ更ニ巨額ノ出費ヲ予想セサルベカラズ從ツテ來年度ヨリハ更ニ教練費年額金拾円ヲ増徴シ之ヲ授業料ニ併セテ学部授業料年額金百五拾円予科授業料年額金百四拾円トナシ檢定料並ニ入学金ハ夫々金五円増徴シ以テ本學運営ノ健全ヲ期スルト共ニ愈々報育報國ノ徹底強化ニ邁進セントスルモノナリ

二、第十九条並ニ第二十一条中「放學」ヲ「退學」ニ改ムル理由

本學ニ於テハ從來學生生徒ノ懲戒ハ學則上譴責停學及放學トナリ居ルモ此ノ内「放學」ハ實際ノ手續上除籍(授業料未納、長期欠席等)及退學ヲ命スル等

ノ処分ニナルヲ以テ實際ニ即シ「放學」ヲ「退學」ト改ムルモノナリ

東洋大學學則中左ノ通改正ス

一、第十二條ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕

第十二條 入學志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入學願

書ヲ差出シ別ニ入學檢定料金拾圓ヲ納ムヘシ但

シ檢定料ハ受験ノ如何ニ拘ハラズ返付セス

(參 照)

第十二條 入學志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入學志

願書ヲ差出スベシ

二、第十四條中入學料「金五圓」ヲ「金拾圓」ニ改ム

〔朱書〕

第十四條 入學ヲ許サレタル者ハ入學料金拾圓ヲ

添ヘ規定ノ書式ニ依ル在學証書ヲ差出スヘシ

(參 照)

第十四條 入學ヲ許サレタル者ハ入學金五圓ヲ添

ヘ規定ノ書式ニ依ル在學証書ヲ差出スヘシ

三、第十九條ノ二第二項中「放學」ヲ「退學」ニ改ム

〔朱書〕

第十九條ノ二(第一項略ス)

懲戒ハ譴責停學及退學トス

(參 照)

第十九條ノ二(第一項ヲ略ス)

懲戒ハ譴責停學及放學トス

四、第二十條 料金額ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕

第二十條 學部又ハ大學予科ノ授業料又ハ聴講料

並ニ研究科ノ研究料年額左ノ如シ

學 部 金百五拾圓

大學予科 金百四拾圓

研究科 金百圓

各學期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

(參 照)

第二十條 學部又ハ大學予科ノ授業料又ハ聴講料

並ニ研究科ノ研究料年額左ノ如シ

學 部 金百拾圓

大學予科 金九拾五圓

研究科 金七拾圓

各學期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

五、第二十一條中「放學」ヲ「退學」ニ改ム

〔朱書〕

第二十一條 學生生徒ニシテ退學シ除籍セラレ又

ハ退學ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之

ヲ徴収ス

(參 照)

第二十一條 學生生徒ニシテ退學シ除籍セラレ又

ハ放學ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之

ヲ徴収ス

六、第五十四条ヲ左ノ如ク改ム

〔本書〕第五十四条 本学則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之

ヲ施行ス

但シ第二十条ノ規定ハ昭和十七年四月以後ノ入学者ヨリ之ヲ適用ス

〔参照〕

第五十四条 本学則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之

ヲ施行ス

〔添付書類〕

〔東洋大学学則改正案〕〔略〕

自昭和十六年度 至昭和十九年度 東洋大学会計収支予算表〔略〕

主ナル大学収入ノ内訳〔略〕

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

二四一—二 東洋大学学部学則変更認可書案

〔昭和一七年三月三一日〕

東專二九号 決定送 四月六日文书課長 4月7日起案者

学務課長

専門学務局長

印

次官 印

印

水野 佐藤 前田 督学官 印

印

私立大学学則変更認可ノ件

案

東洋大学設立者

東洋大学財団

昭和十六年十二月二十三日庶第一〇九号申請学則変更ノ件認可ス

年三月三十一日

文部大臣

〔備考〕

本件ハ学部予科授業料ト入学検定料及入学料ヲ増額セントスルモノニシテ次ノ如シ 尚学則中ノ「放學」ノ字句ヲ「退學」ト改ム

1、授業料増額(第二十条)

部科別	現行学則	変更学則	増加額	備考
学部	一〇〇円	一五〇円	四〇円	変更授業料中ニハ教員費トシテ二〇円ヲ含ム
予科	九五	一四〇	四五円	
研究科	七〇	一〇〇	三〇円	同 右

2、入学検定料増額(第十二条)

五円ヲ十円ニ増額

3、入学料増額(第十四条)

五円ヲ十円ニ増額

○増額ノ理由

本学ハ従来財政上頗ル疲弊シ数代ノ学長コレガ挽回ニ努力シ来レルモノノ成果ヲ見ズ教職員ノ待遇亦改善ヲ要スル点多々アリ、財政ノ立直シト待遇ノ改善ヲ図ルノ途ハ本学ノ如キハ授業料等ノ増額以外ニコレヲ求ムル方策ナシ、依テ今回ノ学則変更ヲ行ハントスルモノナリ、尚増加額ノ一見飛躍的ナルハ従来ノ授業料中ニハ教練費ヲ含マズ、変更授業料中ニハ教練費トシテ二十円(従来ノ十円ヲ増額)ヲ含ム故ヲ以テナリ、

4、「放学」ヲ「退学」ト字句訂正(第十九条及第二十一条)

本変更学則ハ昭和十七年四月ヨリ実施シ、授業料等増額ハ同年入学者ヨリ適用セントス(第五十四条)

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』
国立公文書館所蔵

二四二—— 昭和十七年度在学年限又は修業年限の臨時短縮に伴う授業料徴収に関する件認可申請書

〔昭和十七年五月二三日〕

庶第二八号

昭和十七年五月二十三日

東洋大学財団理事 大倉邦彦 印

文部大臣 橋田邦彦 殿

昭和十七年在学年限又は修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ授業料徴収ニ関スル件申請

昭和十七年在学年限又は修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ本学学部専門部三年预科二年ノ授業料ヲ別紙ノ通徴収致度候ニ就テハ何卒御認可被下度理由書並ニ授業料計画書相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

昭和十七年^{自四月}_{至九月}学部専門部三年预科二年授業料

一、学部一年授業料 金百拾貳円五拾銭也

同二年三年授業料 (年額百五拾円ノ十二分ノ九)

同二年三年授業料 金八拾貳円五拾銭也

同二年三年授業料 (年額百拾円ノ十二分ノ九)

同二年三年授業料 金八拾參円參拾銭也

同二年三年授業料 (年額百円ノ十二分ノ十弱)

同二年三年授業料 金七拾九円拾六銭也

同二年三年授業料 (年額九拾五円ノ十二分ノ十弱)

右 理由

一、学部授業料

本学学部授業ハ単位制度ニシテ各学年共通ニ聴講スベキモノナルニ依リ授業料徴収ノ割合ヲ同一ニセリ
 緒テ今年度在学年限ハ六ヶ月ノ短縮ヲ見タルモ従来ノ正味授業期間八ヶ月ニ対シテ今年年度ハ休暇ノ短縮ニヨリ正味授業期間五ヶ月ナリ即チ其ノ比較ハ八対五ニシテ之ヲ授業料徴収ノ割合ト比較スルニソノ比率稍弱キモ今年

度ハ特ニ授業ノ進度並ソノ内容ニ注意ヲ払ヒツ、アルヲ以テ今年年度(自四月至九月)授業料徴収ノ割合ヲ十二分ノ九トス而シテ学部一年二年ノ十月以降ノ授業料ハ学則ニ定ムルトコロニ依リテ徴収ス即チ学部三年間ノ授業料徴収額ハ次表ノ如シ

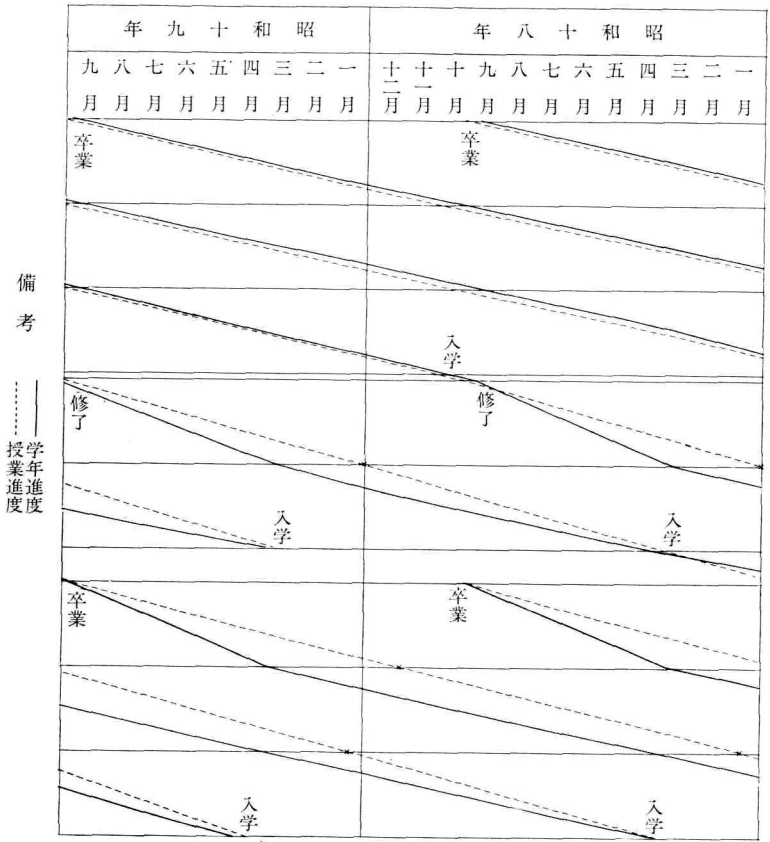
入学者別	学年		昭 和 十 七 年	自昭和十七年 自四月至九月	自昭和十七年十月 至昭和十八年九月	自昭和十八年十月 至昭和十九年九月	備 考
	自昭和十五年 自昭和十六年三月	自昭和十六年 自昭和十七年三月					
昭和十五年四月入学者	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	八二・五〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	昭和十七年入学者ヨリ 授業料増額 以下同ジ
昭和十六年四月入学者	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	八二・五〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
昭和十七年四月入学者	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一二・五〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	
昭和十七年九月入学者	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一二・五〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	

二、専門部三年並予科二年授業料

専門部三年並ニ予科二年ノ授業ハ今年二月一日ヨリ開始シ且ツ休暇ヲ短縮セルニヨリ九月迄ノ正味授業期間ハ七ヶ月ナリ乃チ之ト従来ノ授業期間八ヶ月半トノ割合ヲ授業料徴収ノ割合ニ比較スルニ略々同一率ナリ而モ今年度ハ特ニ授業ノ進度並ニソノ内容ニ注意ヲ払ヒ且ツ専門部三年ニ於テハ毎週二時間ノ増加授業ヲ実施シツ、アルヲ以テ今年年度(自四月至九月)授業料ヲ十二分ノ十徴収ス

〔次頁につづく〕

第一章 財 務



『自昭3年3月至昭21年5月』

東洋大学 第23冊
国立公文書館所蔵

二四二―二 昭和十七年度在学年限又は修業年限
の臨時短縮に伴う授業料徴収に關す
る件認可書〔昭和一七年七月一八日〕

東專三〇五号

東洋大学設立者

東洋大学財団

昭和十七年五月二十三日附庶第二八号申請在学年限又ハ
修業年限ヲ臨時短縮スヘキ学生生徒ノ授業料増徴ノ件認
可ス

昭和十七年七月十八日

文部大臣 橋田邦彦 印

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

第二章 寄附金・補助金

第一節 寄附金

二四三 哲学館築造資金募集広告

〔明治二〇年一〇月五日〕

本館儀ハ全ク有志ノ寄附ニヨリテ創立シタルモノニシテ
哲学館
築造ニ付 開館以來今日迄申込ノ寄附金ハ總計七百八十餘円ニモ相
 成創立及開館諸費ヲ除キテ尚ホ五百円程余金有之候然ル
 ニ其後入学生非常ニ増加シ從來ノ仮教場ニテハ手狭ニテ
 不便不尠候ヘハ今般愈本館新築及閱覽室設置ニ取カカリ
 候就テハ費用大凡二千円ヲ要スル次第ニ候ヘハ更ニ千五
 百円有志ノ寄附ヲ仰度候間兼テ本館設立ノ旨趣御賛成ノ
 諸君ハ何卒多少御寄附被成下度尤モ送金ノ儀ハ東京南芽〔茅〕

場町十二番地第十三国立銀行支店ヘ向為換又ハ御持參相
 成度此段広ク朝野ノ有志諸君ニ奉懇願候也

十月五日

哲学館主 井上円了敬白

『教育時論』第九〇号（明治二〇年一〇月一五日）

二四四 哲学館寄附金規則（明治二四年六月）

寄附金規則

- 第一条 寄附金ハ其全額ヲ拾万円ト予定シ之ヲ積立テ資
 本トシ資本ヨリ生スル利子ヲ以テ本館ノ經費ニ充ツル
 モノトス
- 第二条 寄附金ハ大藏省預金局ヘ預ケ積立ツルモノトス
- 第三条 寄附金ハ成ルヘク即納アラソコトヲ望ムト雖モ
 其額ノ多キモノハ寄附者ノ都合ニヨリ三年乃至五年ヲ
 限り割納スルモ妨ナシ
- 但シ割納ヲ欲スルモノハ予メ其全額ト期限トヲ定メ
 テ通知シ置クヘシ

第四条 寄附金ハ有志者ノ義捐ニ出ツルモノナレハ固ヨリ其額ノ多少ヲ論セズト雖モ一円以上ニアラサレハ本館創立員ノ名簿ニ登録セス

第五条 寄附金ハ直接若クハ適宜ノ方法ヲ以テ東京本郷区駒込蓬萊町二十八番地哲学館会計係宛ニテ送達スヘシ送達ヲ待チテ本館ニテハ領収証及証券謝状ヲ送達スヘシ

第六条 壹円以下ノ寄附者ハ単ニ寄附者ト称シ之ニ領収証ヲ送達スルノミ壹円以上ノ寄附者ハ本館創立員ト称シ之ニ創立員証券ヲ送呈シ三円以上ハ本館々友ト称シ之ニ館友証券ヲ送呈シ十円以上ハ本館々賓ト称シ之ニ館賓証券并本館所定ノ謝状ヲ送呈シ五十円以上ハ特別館賓ト称シ之ニ特別館賓証券并特別謝状ヲ送呈スヘシ但シ割納ノ分ニハ全納ノ節ヲ待チテ証券及謝状ヲ送呈スベシ

第七条 創立員ハ随意ニ本館授業ヲ參觀シ本館止宿所ニ止宿シ本館発行ノ書類ハ一切実価ニテ購求スルコトヲ得ヘシ

第八条 館友ニハ無束脩ニテ入学ヲ許シ毎年一回本館報告ヲ作リテ之ニ頒布スヘシ若シ其金ノ多額ナルモノニハ本館発行ノ書籍ヲ贈呈スヘシ其他ハ創立員ニ異ナルコトナシ

第九条 館賓ニハ無料ニテ本館発行ノ雑誌若クハ講義録ヲ配布シ且ツ其金額ニ応シテ本館発行ノ書籍ヲ贈呈シ來館ノ節ハ賓客トシテ待遇スベシ其他ハ館友ニ異ナルコトナシ

第十条 特別館賓ニハ更ニ特別ノ優待ヲ為シ且ツ無束脩無証人ニテ其子弟ノ入学ヲ許ス其他ハ通常館賓ニ異ナルコトナシ

第十一条 学校、教会、学会、会社等ノ如キ集合体ヨリ寄附金アル節ハ別ニ証券ヲ呈セス謝状ト共ニ其金額ニ応シ本館発行ノ雑誌講義録若クハ書籍ヲ贈呈スヘシ
第十二条 資金募集ニ関シ奔走尽力セラレタル人々ニハ証券、謝状若クハ雑誌書類ヲ呈シテ其勞ニ報謝スヘシ
第十三条 本館資金拾万円ニ達スル節ハ東京府下土民輻湊ノ地ヲトシ学校紀念碑ヲ設立シ寄附者并奔走者一同ノ姓名ヲ永遠ニ紀念シ其功勞ヲ世上ニ表顯スヘシ

『哲学館講義録』第三期第二年級第二三号

(明治二十四年六月一日)

二四五 哲学館専門科開設資金募集狀況

(明治二十四年一月一九日)

哲学館専門科二十四年度報告

題 言

余今明治二十四年度専門科報告ヲ編輯シ之ヲ発行スルニ
 当リ聊カ多年ノ宿志ヲ述ヘ將來ノ決心ヲ示シ以テ題言ニ
 代ヘ併セテ全国ノ有志諸君ニ泣請スル所アラントス

余先年文科大学ノ速成ヲ期シ并ニ東洋諸学講究ノ目的ヲ
 以テ哲学館ヲ組織シ茲ニ又日本大学創立ノ準備トシテ專
 門科ノ開設ニ着手セリ抑モ此専門科開設ハ余カ平素懷抱
 セル志望ニシテ殊ニ歐米漫遊中深く其必要ヲ感シ国家独
 立ノ基本ヲ養成スルハ独リ此一事ニアルヲ信シ帰朝後速
 ニ其趣意ヲ世間ニ発表シタルモ未タ同志ノ協賛ヲ得ルニ
 至ラサリキ然ルニ昨年十月我カ叡聖ナル

天皇陛下ノ辱ク教育ニ関シ下シ給ヘル 勅語ヲ奉読セル
 ヤ不肖猶ホ 天恩ノ優渥ナルニ感泣シ積年ノ素志ヲ達ス
 ルハ此時ニアルヲ知り十一月上旬ヲ以テ東京ヲ発シ全国
 周遊ノ途ニ上リ寒天赤日ヲ侵シテ東西ニ奔走シ各地ノ有
 志者ヲ勧誘シテ資金ノ義捐ヲ懇請セリ是レヨリ本年十月
 迄滿一年間ハ八十八県二十四州百十九ヶ処ヲ巡回シ各処ニ
 於テ數回ノ演説ヲ開キ其度數四百四十回ノ多キニ及ヒ到
 ル処分外ノ優待ニ接シ毎回非常ノ盛会ヲ見シハ實ニ余カ
 感喜ニ堪エサル所ナリ而シテ今全一年間募金ノ結果ヲ檢
 スルニ其予約ノ金額未タ予定資本ノ五十分一二達セス其

既納ノ金額ノ如キハ僅カニ二百五十分一ヲ充タスニ過キス
 是ニ於テ余亦意外ノ失望ヲ來スニ至レリ是レ時機ノ未タ
 適セサルニヨルカ將タ余カ精神ノ未タ尽クサル所アル
 ニヨルカ其原因ハ二者中孰レカ其一ニ居ラサルヘカラス
 今試ニ此結果ヲ先年度哲学館創立ノ時ニ比スルニ大ニ懸
 隔スル所アルヲ見ル先年ハ其旨趣ヲ新聞及ヒ雜誌ニ廣告
 シテ同志ヲ募集スルニ過キサリシモ之ニ応スルモノ凡ソ
 四百名ニシテ既納ノ金額三千數百円ノ多キニ及ヘリ然ル
 ニ今回ハ自ラ地方ヲ巡行シテ有志ヲ遊説シ四百回以上ノ
 演説ヲ重ネ一回ノ聴衆平均百人ト定ムルモ四万以上ノ同
 胞ヲシテ此旨趣ヲ知ラシメ且ツ諸県ニ二百余名ノ委員ヲ
 設ケ特ニ之レニ募金ヲ依頼シ各委員皆力ヲ尽クシテ誘導
 セラレシモ實際収入ノ寄附金未タ七百円ニ達セサルハ余
 カ其理由ヲ解スルコト能ハサル所ナリ

余生來不弁ニシテ其演説人ヲ感動スル能ハス且ツ世情ニ
 通セスシテ其言語人ノ好意ヲ迎フル能ハスト雖モ余カ此
 事ニ尽クスノ精神ハ數年前ヨリ継続シテ今日ニ至リ前後
 寸分ノ異同アルヲ覺エサルナリ余曾テ一書ヲ著ハシ卷首
 ニ宿志ノアル所ヲ示シテ曰ク權勢ノ途ニ奔走シテ榮利ヲ
 争フ念ナク毀譽ノ間ニ出沒シテ功名ヲ貪ル情ナク唯終身
 陋巷ニ潛ミテ真理ヲ索ミ草茅ニ坐シテ國家ヲ思フノ赤心
 ヲ有スルノミ其平常口ニ發シ筆ニ動クモノ亦皆此心ノ余

滴ニ過キスト曩ニ余カ哲学館ヲ創立シ茲ニ専門科ヲ開設スルハ皆此余滴ノ凝結シタルモノニ外ナラス故ニ其志ハ今後如何ナル不幸ニ際会スルモ天地ニ誓テ必ス之ヲ貫徹シ如何ナル艱難ノ途ニ当ルモ日月ニ訴ヘテ必ス之ヲ断行スヘシ是レ余ガ既往ノ精神ナルノミナラス将来ノ志操ナリ然ルニ今此一年間ノ結果或ハ余カ落胆ヲ来タシ其事ノ成功ヲ疑フモノアルヘシト雖モ余豈此瓊々タル一事情ヲ以テ其素志ヲ変セシヤ凡ソ人ノ性タル艱難ヲ經テ始メテ其志操ヲ固クシ不幸ニ遇ヒテ益其精神ヲ強クスルモノナリ果シテ然ラハ此初回報告ニ好結果ヲ見サルハ天余ヲ助ケテ其志ヲ鞏固ニセシムルモノナルヲ信ス故ニ余ハ此報告ニ接シテ奮ニ失望セサルノミナラス将来必ス其事業ノ成ルヲ予期シテ却テ自ラ満足スル所ナリ而シテ其事ノ成ルト成ラサルトハ唯余カ精神ノ如何ニアルノミ若シ余カ是レヨリ一死ヲ其成否ノ上ニ決スルノ精神ヲ以テ之ニ当ラハ何ソ其成ラサルヲ憂ヘンヤ

抑モ世ニ人ノ最モ恐ル、モノハ死ニシテ人ノ最モ意ノ如クナラサルモノモ亦死ナリ死ハ実ニ貧富ノ共ニ迷フ所ニシテ賢愚ノ共ニ免ルヘカラサル所ナリ然シテ一生一死ハ浮世ノ常ニシテ天ノ然ラシムル所ナレハ何ソ必スシモ之ヲ恐ル、ヲ要センヤ唯人ノ死期ニ臨ミテ安心スルトセサルトハ其一生間ノ目的事業ノ可否得失ニアルノミ若シ人

生レテ一事ノ国家ニ報スルナク一念ノ真理ニ到ルナク空ク泉路ニ向ヒテ永訣ヲ告クルニ至テハ是レ実ニ終天ノ遺恨ニシテ誰レカ安ンシテ永眠ニ就クヲ得ンヤ然ルニ余ハ今其心二期スル所アリテ此大業ヲ計画セルモノナレハ死生豈余カ意トスル所ナランヤ一身ヲ犠牲ニシテ其成功ヲ期スルカ如キハ余カ固ヨリ覚悟スル所ナリ嗚呼歲月匆匆流水ト共ニ移リ本年モ僅ニ数日ヲ余スニ至ル而シテ余カ春秋將ニ三十二四歳ヲ加ヘントス人生五十ノ驛程已ニ半途以上ヲ經過セリ余豈碌々トシテ残生ヲ送クルニ忍ヒンヤ今ヨリシテ而後更ニ大ニ一臂ヲ奮テ国家ノ為メニ其力ヲ尽クシ一志ヲ立テ、真理ノ為メニ其心ヲ竭サ、ルヘカラス是レ実ニ人生ノ二大義務ニシテ余カ畢生ノ二大目的ナリ而シテ今回ノ事業タル此二目的ヲ同時ニ達シ得ヘキ一挙兩得ノ美事ナリ余豈一心全力ヲ此事ニ尽クサ、ルヘケンヤ余幸ニシテ両親ノ郷ニ存スルアルモ頽齡既ニ六旬ノ境ヲ越ユ又妻子ノ家ヲ守ルアルモ一男一女年皆幼ナリ余カ露命ノ有ラン限りハ其孝養ヲ怠ルヘカラスト雖モ余決シテ此繁累ノ為メニ其精神ヲ屈センヤ縱令余中道ニシテ斃ル、モ天若シ意アラハ何ソ余カ慈親愛子ヲシテ飢渴ニ泣カシムルコトヲセンヤ回想スレハ余先年其心ニ護國愛理ノ一端ヲ有シ未タ之ヲ実行スルニ至ラスシテ一朝難治症ニカ、リ宿志ノ遂ケ難キヲ知り半夜寒窓ニ対シ曼

天ヲ仰キテ号泣哀哭スルコト数回ニ及ビシコトアリ當時
自ヲ以テ為ラク貧賤ニ生レテ貧賤ニ死スレハ敢テ辞セサル
所ナリト雖モ此素志アリテ之ヲ果タスコト能ハサルハ遺
憾自ラ禁スル能ハス縱令死ストモ豈瞑スルヲ得ンヤト今
ニシテ當時ノ情況ヲ追憶スレハ余ヲシテ覺エス潜然タラ
シム其後病勢漸々快方ニ走り幸ニ今日ノ健全ニ復スルヲ
得タリ爾來常ニ天ノ未タ余ヲ棄テサルヲ喜ヒ早晚一事業
ヲ起シテ本分ヲ全ウセンコトヲ期セリ是レ余カ今回ノ挙
アル所以ナリ

夫レ世ニ樂事多シ富貴財宝錦衣玉食之ヲ得ルハ皆人ノ快
樂トスル所ナリ而シテ身ハ民間ニ潜ミ心ハ学界ニ遊ヒ朝
夕郷党ノ少年ヲ訓育シ有為ノ人物ヲ養成スルハ亦愉快ノ
事業ニシテ余カ無上ノ快樂トスル所ナリ処リテハ一家ノ
動儉ヲ守リ出テ、ハ天下ノ正道ヲ履ミ人情風俗ノ矯正、
教育宗教ノ改良、皆之ヲ其一身ニ任シテ国家万世ノ大計
ヲ立ツルカ如キハ一層勇壯ノ事業ニシテ余カ畢生ノ目的
トスル所ナリ此一念余カ心中ニアリテ常ニ精神ヲ衝動シ
遂ニ余ヲシテ進テ此大事業ニ当ラシムルニ至ル而シテ今
此結果ニ接ス余豈奮起セサルヲ得ンヤ今ヨリシテ而後一
層ノ銳意熱心ヲ以テ断然死生ヲ其成否ノ上ニ決スヘシ而
シテ余自ラ信ス他日必ス大成ノ日アルヲ若シ不幸ニシテ
其結果ヲ見ルコトヲ得ザルモ後世余カ遺志ヲ継キテ之ヲ

大成スルモアラハ身死ストモ猶ホ余榮アリト謂フヘシ
是レ真ニ人世ノ一大快事ナラスヤ嗚呼余カ将来ニ對スル
決心ハ唯此一事アルノミ

余報告ノ編輯既ニ成リ之ヲ印刷ニ付セントスルヲ聞キテ
一夜之ヲ通読シ終リテ將ニ眠ニ就カントス時ニ無量ノ感
慨心頭ニ集リ深更猶ホ一夢ヲ得ズ起テ戸外ヲ窺ハハ四隣
寂寥トシテ声色ノ絶エテ耳目ニ触ル、ナシ独リ霜月ノ天
心ニ懸リ寒光ノ空増ヲ照スヲ見ルノミ其状恰モ余カ嘆息
ヲ助クルモノ、如シ乃チ塵硯ヲ払ヒ淚痕ヲ拭テ所感ヲ書
シ且ツ全国滿天下ノ有志諸君ニ深ク懇請スル所ヲ述フ即
チ此一文ナリ伏シテ冀クハ諸君此文ヲ一読シテ余カ愚衷
ヲ憫察シ以テ此挙ヲ助成セラレンコトヲ

明治二十四年十二月十九日夜二時擱筆

哲学館専門科設立者 井上円了泣拝

『哲学館専門科廿四年度報告附本館規則』(『天則』)

第四編第六号外、明治二五年一月一日)

二四六 哲学館目的・専門科寄附金報告

(明治二八年一月)

●本館目的并専門科寄附金報告

本館ハ明治廿年九月之ヲ創立シ帝國大学中ナル文科大学

ノ速成ヲ期シ併セテ東洋諸学ヲ講究スル目的ヲ以テ学科ヲ制定シ尋テ専ラ教育家宗教家ヲ養成スルノ方針ヲ取り入学者日ニ月ニ増加シ其勢年一年ヨリ漸ク隆盛ヲ見ルニ至レリ^(一)ニシテ余窃ニ時事ニ感スル所アリテ俄ニ欧米漫遊ノ途ニ就キ年ヲ越エテ帰朝シ直チニ学制擴張ニ從事シ且ツ将来ノ目的ヲ定メ從來ノ学科ヲ總シテ普通科ト称シ其上ニ国学漢学仏学三科ノ専門部ヲ置キ東洋大学科即チ日本大学科ノ組織ヲ開クコトヲ期シ其旨趣ヲ天下ニ発表シ先ツ資金拾万四円ヲ募集セント欲シ有志者勧誘ノ為メニ单身進テ全国周遊ノ途ニ上リ昨年六月迄一道一府卅二県四十八ヶ国二百廿ヶ処ヲ巡回シ八百十六回ノ演説ヲ重ネ其地方ニアルノ日前後合セテ四百日即チ一ヶ年一ヶ月間余ナリ故ヲ以テ近年多ク地方ニ日ヲ送り館内ノ監督教授モ思ヒナカラ其責ヲ充タス能ハサリシハ実ニ遺憾トスル所ナリ而シテ其結果未タ予定資金ノ十分一二達セスト雖モ昨年九月ヨリ地方旅行ヲ止メ終年東京ニアリテ専ラ館生ノ監督学科ノ改正ニ力ヲ尽シ年々課程ヲ進メテ数年ノ後先キニ予定セル専門科ヲ開設セントス因テ左ニ本年中資金募集ノ結果ヲ報告シテ賛成諸君ノ厚意ノ一端ニ答謝セントス

館主 井上円了拜白

『東洋哲学』第一編第一号(明治二十八年一月二日)

二四七 哲学館明治二十八年年度报告

〔明治二十九年一月〕

明治廿八年度哲学館報告

寄附金報告

先キニ本館ニ於テ東洋大学科開設ノ旨趣ヲ発表シ其資金募集ニ着手セシヨリ此ニ六年ニシテ賛成者ハ四千人ノ多キニ達セリ而シテ寄附金ノ総額ハ去月(十一月)迄ニ

予約合計金八千貳百五拾四円八拾四錢九厘 既納合計金四千八百八拾七円参拾錢九厘

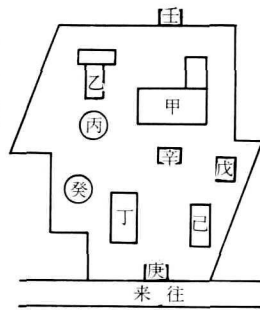
此既納ノ分ハ整理公債証書ニ変シテ中央金庫ニ預ケ置キシモ今度其金ニヨリテ本館専門科即東洋大学科及東洋図書館敷地ヲ小石川区原町ニ購入シ以テ本館永世ノ資産トナセリ

敷地総坪数三千三百坪 此代金八千円其他購入諸費六十五円合計八千六十五円也

之ヲ既納ノ寄附金四千八百八拾七円参拾錢九厘ニ比スレハ差引金参千百七拾七円六拾九錢壹厘ノ不足トナル是レ敷地購入ヨリ生シタル負債ナリ此負債ハ予約未納金ノ完納ヲ待チテ償却セント欲ス故ニ未納ノ諸君ハ此際必ス完納セラレンコトヲ冀望ス

校舎新築予算

本館東洋大学科并東洋図書館敷地三千三百坪ハ東京市小石川区七番地八番地十七番地十八番地十九番地ノ地所ニシテ其地内ニ建設セントスル校舎ノ位置予定ハ左図ノ如シ



- 甲 教場及事務所
- 乙 東洋図書館及円了文庫
- 丙 紀念碑建設地
- 丁 寄宿舎
- 戊 館主宅
- 己 講師館
- 庚 外門
- 辛 内門
- 壬 裏門
- 癸 運動場

是レ購入地ノ略図ニシテ校舎新築予定ノ図案ナリ今ヨリ後五年ヲ期シテ其地ニ教場図書館寄宿舎等ヲ新築スベシ其新築費予算ハ五千元ニシテ有志ノ寄附ヲ仰キ五年間ニ積立ツル目的ナリ

寄附金規則改正

従来ノ寄附金規則ヲ左ノ如ク改正ス

第一条 本館寄附金ハ新築費寄附及維持金寄附ノ二種トス

第二条 新築費ハ五千元ト予定シ之ヲ五年間ニ積立テ、校舎新築ノ経費ニ充ツルモノトシ維持金ハ五万円

乃至拾万円ト予定シ之ヲ十五年間ニ積立テ、永世ノ資本トシ之レヨリ生スル利子ヲ以テ本館ノ経費ニ充

ツルモノトス

第三条 寄附金ハ額ノ多少ヲ論セサルモ拾銭以上ニア

ラサレハ領収証ヲ發送セズ

第四条 寄附金ハ寄附者ノ都合ニテ即納スルモ随意ナ

リ但シ割納ヲ望ムモノハ予メ其金額ト期限トヲ定メテ通知スベシ

第五条 寄附金ハ直接若クハ適宜ノ方法ヲ以テ東京市

本郷区駒込蓬萊町二十八番地哲学館會計係宛ニテ寄送スベシ之ニ対シテハ領収証及証票謝状ヲ發送スベシ

第六條 壹円以下ノ寄附者ハ単ニ寄附者ト称シ之ニ領

收証ヲ發送スルノミ壹円以上ノ寄附者ハ本館創立員ト称シ之ニ創立員証票ヲ贈呈シ三円以上ハ本館々友ト称シ之ニ館友証票ヲ贈呈シ十円以上ハ本館々賓ト称シ之ニ館賓証票并本館所定ノ謝状ヲ贈呈シ五拾円以上ハ特別館賓ト称シ之ニ特別館賓証票并特別謝状ヲ贈呈スベシ但シ割納ノ分ニハ全納ノ節証票及謝状ヲ贈呈スベシ(本館所定ノ謝状ハ寄附金予定金額ニ達シタル節發送スルコトニ定ム)

第七條 創立員ハ随意ニ本館授業ヲ參觀シ本館止宿所ニ止宿シ本館發行ノ書類ハ一切実価ニテ購求スルコトヲ得ヘシ(止宿所ハ追テ開設ノ上告知スヘシ)

第八條 館友ニハ無束脩ニテ入学ヲ許シ毎年一回本館報告ヲ作りテ之ヲ配布スヘシ若シ其金ノ多額ナル者ニハ本館發行ノ書籍ヲ贈呈スヘシ其他ハ創立員ニ異ナルコトナシ

第九條 館賓ニハ無料ニテ本館發行ノ雜誌若クハ講義録ヲ配布シ且ツ其金額ニ応シテ本館發行ノ書籍ヲ贈呈シ來館ノ節ハ賓客トシテ待遇スベシ其他ハ館友ニ異ナルコトナシ

第十條 特別館賓ニハ更ニ特別ノ優待ヲ為シ且ツ無束脩無証人ニテ其子弟ノ入学ヲ許ス其他ハ通常館賓ニ

異ナルコトナシ

第十一條 學校、教員、学会、会社等ノ如キ集合体ヨリ寄附金アル節ハ別ニ証票ヲ發送セス唯謝状ト共ニ其金額ニ応シ本館發行ノ雜誌講義録若クハ書籍ヲ贈呈スヘシ

第十二條 資金募集ニ関シ奔走尽力セラレタル人々ニハ証票謝状若クハ雜誌書類ヲ贈呈シテ其勞ニ報謝スヘシ

第十三條 本館新築落成ノ上ハ本館構内ニ記念碑ヲ設立シ維持金予定ノ金額ニ達シタル節ハ市内士民輻湊ノ地ニ更ニ記念碑ヲ設立シ寄附者并ニ奔走者ノ姓名ヲ永遠ニ記念シ其功勞ヲ世上ニ表顯スヘシ

明治廿九年一月 哲学館主 井上円了

『東洋哲学』第二編第一号(明治廿九年一月二日)

二四八 私立哲学館へ恩賜金下付

〔明治三〇年八月二十五日〕

今般	哲学館
思召ヲ以テ金參百円下賜候事	
明治三十年八月二十五日	
宮内省	

〔新築寄附金募集旨趣〕〔哲学館三十一年度報告〕

二四九 私立東洋大学へ恩賜金下付

〔大正六年十一月五日〕

今般特旨ヲ以テ	私立東洋大学
金五百円下賜候事	
大正六年十一月五日	
宮内省	

『東洋哲学』第二四編第一〇号（大正六年十一月一〇日）

二五〇 哲学館新築寄附金募集規則

〔明治三十一年九月制定〕

新築寄附金募集規則

一、本館寄附金ハ一名拾錢以上トシ壹円以上ヲ創立員ト称シ之ニ創立員証票ヲ贈呈シ參円以上ハ館友ト称シ之ニ館友証票ヲ贈呈シ拾円以上ハ館賓ト称シ之ニ館賓証票ヲ贈呈シ五拾円以上ハ特別館賓ト称シ之ニ特別館賓証票ヲ贈呈スベシ但学校教会等ノ団体ヨリ寄附金アル節ハ証票ヲ贈呈セズ

二、寄附金ハ直接若クハ適宜ノ方法ヲ以テ東京市小石川区原町哲学館會計係宛ニテ寄送スベシ本館ハ之ニ対シテ領収証及謝状ヲ發送スベシ（郵便為換ニテ送金ハ払渡局名ヲ駒込郵便局トシテ振込ベシ）但シ館主巡回中ハ其出張先ニテ領収ノ取扱ヲナスベシ

三、創立員以上ハ臨時ニ本館授業ヲ參觀シ本館発行ノ書ハ一切実価ニテ購求スルヲ得、講義録申込ノ節ハ束脩ヲ減額スル規則アリ館友以上ハ無束脩ニテ館内及館外ノ入学ヲ許シ毎年一回本館報告ヲ配布スベシ館賓以上ハ更ニ特別ノ優待ヲ為シ本人入学ノ際ニハ保証人ヲ立ツルヲ要セズ

四、壹円乃至三円以上ノ寄附者ニハ本人ノ望ニヨリ館主

ノ揮毫ヲ呈シ五円以上ノ寄附者ニハ伯爵勝海舟翁ノ揮毫額面ヲ呈シ拾円以上ニハ半折、二拾円以上ニハ全紙、五拾円以上ニハ屏風一雙ヲ呈スベシ

五、寄附金募集ニ奔走尽力セラレタル人々ハハ証票謝状

若クハ揮毫書籍等ヲ呈スベシ

(備考) 寄附金ハ成ルベク即納ヲ望ムモ二円以上ハ

本人ノ都合ニヨリ二回或ハ三回ニ割納スル

モ妨ケナシ

以上ノ寄附金ハ教場事務室書庫講堂図書閱覽室本館附属
 中学及寄宿舎ノ新築費ニ充ツルモノトス尚ホ其外ニ本館
 基本金及図書購入費募集中ナレトモ館主巡回中演説若ク
 ハ講義ニ対スル謝儀報酬ヲ以テ之ニ当ツベシ

明治卅一年九月定之

東京市小石川区原町字鶏声ヶ窪 哲学館

創立員館及館員ハ証票贈呈ノ上其姓名ヲ本館発行ノ各種ノ講義録へ広告シ且ツ
 寄附金額詳細ハ毎年発行ノ報告書ニ掲載シテ永ク其厚意ヲ記念スヘシ

『哲学館三十一年度報告』

二五一 哲学館新築寄附金募集旨趣

〔明治三十一年九月〕

新築寄附金募集旨趣

本館ハ帝國文科大学ノ速成ヲ期シ併セテ東洋専門大学科
 ヲ開設スル目的ヲ以テ去ル明治廿年九月之ヲ創立シ爾來
 哲学史学文学ヲ教授シ就中我邦固有ノ国学漢学仏学ニ重
 ヲ置キ今ヨリ漸ク進テ他日神儒仏三道ノ専門科ヲ設ケ以
 テ東洋大学科ノ組織ヲ完成セント欲ス是ニ於テ先年來全
 國ノ有志者ニ乞テ義捐ヲ募リ去ル廿八年校舍敷地凡三千
 八百五十坪ヲ購入シ是ヨリ漸ク規模ヲ擴張セントスルニ
 当リ図ラズモ廿九年十二月不時ノ天災ニ罹リ教場事務室
 寄宿舎悉皆焼失スルノ不幸ヲ見ルニ至レリ然ルニ昨年八
 月宮廷ヨリ左記ノ通り 御恩賜ノ御沙汰ヲ蒙リ本館ノ幸
 榮不過之 天恩ノ優渥ナル感泣ノ至リニ堪ヘズ是ニ於テ

今般

思召ヲ以テ金參百円下賜候事

明治三十年八月二十五日

哲学館

宮内省

本館ハ早々新築ニ着手シ昨年中教場事務室書庫教棟ヲ落成シタリシモ本年ヨリ更ニ広く義捐ヲ募リ講堂寄宿舎圖書閱覽室及本館附属尋常中学校（名称京北中学）ヲ新築セントス其經費予算左ノ如シ

- 一 六千円也 教場事務室及書庫
- 一 壹万円也 講堂及圖書閱覽室
- 一 八千円也 附属中学及寄宿舎

以上合計 金貳万四千円也

右ノ内昨年ノ寄附金凡四千円ニ達シタルモ更ニ二万円ノ募集ヲ要スル次第ナレハ今秋ヨリ各地ヲ巡回シテ広く全国ノ有志諸君ニ乞テ素志ヲ貫徹セント欲ス伏シテ冀クハ天下ノ志士仁人愚生ノ微志ヲ察シテ此挙ヲ賛成セラレンコトヲ

明治三十一年九月

哲学館主 井上円了

『哲学館三十一年度報告』

二五二 寄附金領収証写〔明治三三年七月三一日〕

第二八七五号

一金 貳 円

寄附金領収証

右ノ通り本館及京北中学新築費中へ御寄附被成下御厚情難有奉拜謝候御尊名ハ早速賛成簿ニ相掲ケ本館ノ有ラン限り永ク紀念可仕候右領収ヲ証シ併テ御礼申述候也

明治卅三年七月卅一日

哲学館主 井上円了

牛谷内五郎三郎殿

東洋大学附属図書館所蔵

二五三 哲学館寄附金募集旨趣・規則摘要

〔明治三四年一月制定〕

◎寄附金募集旨趣及規則摘要

○哲学館拡張及京北中学校開設旨趣

本館ハ我帝国大学中ナル文科大学ノ学科ニ基キ東西洋ノ哲学史文学ヲ兼修シ併セテ我邦固有ノ学即チ神儒仏三道ノ学ヲ振興スル目的ヲ以テ明治廿年九月十六日之ヲ開設シ廿二年夏校舍ノ新築ニ着手シ落成ノ期ニ先ツコト五日暴風ノ為ニ全棟顛覆セリ因テ更ニ工事ヲ起シ同年十一月十三日文部大臣以下朝野ノ貴顯紳士百余名ノ來臨ヲ辱ウシ新築落成式ヲ举行セリ其後賛成員ヲ募リテ維持金ヲ積マント欲シ廿三年十一月ヨリ不肖自ラ全国周遊ノ途ニ上リ幾千人ノ賛成ヲ得、諸事漸ク其緒ニ就カントスルニ当リ廿九年十二月十二日夜俄然類焼ノ災ニ罰^罹リ講堂事務所寄宿舎全ク焦土ニ化シ滿架ノ書冊悉ク烏有ニ歸セリ本館ノ不幸之ヨリ甚キハ莫シ其勢一時授業ヲ中止スル場合ニ至リタルモ幸ニ有志諸士ノ尽力ニヨリ日ナラズシテ再築工事ニ着手スルヲ得タリ之ニ加フルニ廿^世年八月畏レ多クモ宮廷ヨリ左記ノ如ク御恩賜ノ御沙汰ヲ蒙リ本館ノ

今般

哲学館

思召ヲ以テ金參百円下賜候事

明治卅年八月廿五日

宮内省

光栄何事カ之ニ過キン天恩ノ優渥ナル誠ニ感泣ノ至リニ堪エズ是ニ於テ本館ハ大ニ奮テ規^模ヲ擴張シ更ニ進テ御恩賜金ヲ基礎トシ京北中学校ヲ設^設シ以テ皇恩ノ万一ニ報答シ奉ラント欲シ卅一年三月ヨリ開校授業スルニ至レリ其設備予算既未設ヲ合セ大略左ノ如シ

哲学館再築費貳万壹千円、京北中学校新築費貳万四千円、合計四万五千円也

右ハ広ク全国ヨリ義捐ヲ募リテ支弁セント欲ス伏シテ冀クテ天下ノ志士仁人国家ノ為教育ノ為ニ此挙ヲ助成セラレンコトヲ

明治卅四年一月哲学館主兼京北中学校長井上円了拜白

備考 哲学館ハ現今ノ学科教育部ノ二部ニ分レ教育部卒業生ハ文部大臣ヨリ中学校師範学校高等女学校ノ教員免状下附ノ特待アリ且ツ本科在学中ハ各学科共ニ徵兵猶予ノ特典アリ

京北中学校ハ府県立中学校ト同等ノ資格ヲ有シ在学中ハ徵兵猶予ノ特典アリ卒業後ハ官公立高等ノ諸学校へ入學上ノ連絡アリ

○哲学館及京北中学校建築費募集規則

広ク世間ノ有志者ニシテ随意ニ金円ヲ寄附セラル、場合ニハ左ノ規則ニ從テ待遇ヲ為スベシ

一、拾錢以上ノ寄附ニハ必ス領收証ヲ呈シ壹円以上ニハ

創立員章、三円以上ニハ館友章、拾円以上ニハ館賓章、

五十円以上ニハ特別館員章ヲ呈スベシ

一、創立員ニハ何時ニテモ校内ノ參觀ヲ許シ館外員加名ノ節ハ束脩ヲ減額シ本館発行ノ書籍ハ実費ヲ以テ渡スベシ館友ニハ館内館外共ニ束脩ヲ全免シ（京北中学ノ方ハ束脩ヲ半減シ）講義ノ傍聴ヲ許シ且毎年一回報告書ヲ呈スベシ館賓ニハ無束脩無証人ニテ入学ヲ許シ諸事賓客ヲ以テ待遇スベシ特別館賓ニハ其子弟ノ入学ノ節凡テ無束脩無証人ニテ之ヲ許ス

一、寄附金五十銭以上ヲ納メタル者ニハ本人ノ望ニ応シ後日ノ紀念マデニ館主ノ揮毫ヲ呈スベシ

館主揮毫内規

館主揮毫ノコトニ付時々規則ノ照会アリ依テ仮リニ内規ヲ定メ地方ニアリテ奔走周旋ノ勞ヲ取ラル諸君

参考トナス

納金五十銭以上ニ対シテハ唐紙四ツ切額面（若クハ小切）ヲ呈スベシ、納金壹円以上ニ対シテハ唐紙半紙切額面或ハ掛物（但文字一行）、又ハ小画仙四ツ切額面、納金壹円五十銭ニ対シテハ小画仙半折額面又ハ掛物（文字二行）納金參円以上ニ対シテハ小画仙全紙、拾五円ノ以上ニ対シテハ屏風一双ヲ呈スベシ以下之ニ準ス

（備考）納金貳円以上ニ限リ「何君囑」又ハ「為何兄」

トシテ其性ヲ記スベシ

（送金規則）送金ハスベテ東京小石川原町哲学館會計係宛ニテ差出スベシ但シ払渡局名ハ東京駒込郵便局トシテ振込ベシ、数名ノ寄附ヲ取纏メ一時ニ金五円以上送達スル場合ニハ送金者ニ於テ為換料及郵送料ハ其金額中ヨリ引去リテ苦シカラズ

寄送金募集ニ尽力セラレタル者ニハ御礼ノ心得ニテ館主ノ揮毫若クハ著書ヲ贈呈スベシ

明治卅四年一月定之

東京市小石川区
原町十七番地 哲学館

『哲学館明治三十三年度資本部新築部報告』

（明治三四年三月五日）

二五四 哲学館大学開設寄附を求む

〔明治三七年三月一日〕

同窓諸兄に檄す

風災回祿、加ふるに彼の天下を振撼したる所謂哲学館事件等を以て幾多の迫害を被ふりたる哲学館は夙に独立自由の主義を宣言し、来る四月を期し、大学を開設せんとす。雨降りて地固まるとは是れ吾人か母校たる哲学館の謂ひにあらざる乎。多事業を哲学館に受けたる吾人同窓、焉ぞ之を冷然視するを得んや。夫れ哲学館は吾人か

活動の泉源にあらずや。然り吾人が母校発展の盛事を聞きその雀躍の情禁すること能はざる也。是に於いて同志相議りて広く同窓の士に概してその熱腸に懇へ、以て応分の寄附を求め、此の盛業の好紀念となさんとす。冀くは同情同感の諸氏、吾人同志の微衷を察し、母校発展の首途を祝するに吝ならざらんことを望む。敢て檄す。

明治三十七年三月一日

哲学館同窓会

『東洋哲学』第一編第三号（明治三十七年三月五日）

二五五 東洋大学基本金募集趣意書

〔大正八年一月〕

東洋大学基本金募集趣意書

戦争の終局と共に世界に於ける日本の位置は益重大のものとなりこれ独り政治上經濟上に於て然るのみならず學問上思想上に於ても亦同様の事実あるを見る況んや歐米の新思想は各種の異端邪説と共に陸続として国内に入り来り国民思想の動搖は恐るべき厄機を其の間に包蔵するの憂懼禁する能はざるものあるに於てをや

我東洋大学は創立以来已に三十年畏くも 御下賜金の恩

典に浴するもの前後二回に及ぶの光榮を思ひ其の所謂東洋思想の護持發揮に於て大に其の力を致すべきの秋は今正に来れりとの感なき能はず蓋し近時世界學界の状況を見るに欧米諸大学に於ける東洋學研究の盛なる其の成績發表の事實に徴するに東洋の學は終に將來西洋學となり了するの時に到らんとするの觀あり本邦の學者にして欧米に遊學し支那印度の學を伝へ来る現況に見るも其の事今や殆んど疑なき事實なりと斷言するも不当にあらずと信ず東洋の広き終に東洋學研究の一大學をも有せざるは豈世界に於ける日本の位置として能く堪へ得る所ならんや東洋學の研究は日本に於ける古典によりて其の本旨を發明し永く之を保存し以て東洋獨得の思想の精髓を失はざらしめんと努むると共になほ歐米の思想學問に斟酌し進んで新東洋學建設に資するあらんを期するものにして我が東洋大學の理想とする所は實に此にあり

東洋大學は創立以來常に之を以て念となし専ら其の實現を期せしも事常に意に副はず徒らに歲月を経たり這般の新大學令發布を機とし幸に大方の援助により此の年來の目的を達せんとす而かも其の希望大にして之を遂げんと洵に容易にあらず學を愛し道を思ふの士希くは甚深の同情を以て此の微志を成就せしめ給はんことを

大正八年一月

東洋大學長 境野 哲

本大学には左の三科を置く

一、国学科

二、漢学科

三、仏学科

国学科は国史、国語、国文の研究を目的とし大要左の科目を設く

神道学及神道史、国史学、有職故実、国文学及歌学、

国文学史、国語学及国語学史、国民倫理学、言語

学、西洋哲学概論、心理学、倫理学、教育学、美学

及美術総論

漢学科は支那哲学（日本儒学を含む）支那文学、東洋史の研究を目的とし就中支那に於てすら將に其の跡を絶たんとしつゝある経学の研鑽を中心とせんとす其の科目を分つこと略ぼ左の如し

経学、文学及詩文学、諸子学、東洋史及東洋地理学、

支那哲学史、支那文学史、支那語、西洋哲学史及西

洋哲学概論、心理学、倫理学、教育学、美学及美術

総論

仏学科は仏教各宗の教義及び其の歴史の研究を主とすると共に一面に於ては感化救済に関する社会事業の科目を設け独り理論の攻究を目的とするのみならずまた實際活動の新方面を開拓せんことを期す欧米に於ける社会事業

の研究施設の完備せることは己に識者の知るところ然るに本邦未だ之に関する一大学をも有せざるは一大恨事なり恐らくは本邦此の種の教育機関として唯一なりし本学の感化救済科をば更に一步を進めて真の大学たらしむることはまた国家に対する光榮ある一事業たるべきことを確信す

本科に於ける学科目は左の如し

性相学（俱舍、唯識）及三論成実論、天台学、華嚴

学、禅学、密教学、浄土宗学、真宗学、日蓮宗学、仏

教史、印度哲学（婆羅門教）、印度史及印度地理学、

梵語、巴利語、西藏語、宗教学、西洋哲学史及西洋哲

学概論、心理学、倫理学、教育学、美学及美術総論

感化救済科

感化教育、救済事業及制度、衛生学、社会衛生学、

教育病理学、治療学、児童保護及母親保護、犯罪学、

刑事人類学、社会学

感化救済科は仏学科に附随し希望者をして之を兼修せしむるものとす但し感化救済科兼修者は必修科以外の本科科目を選択することを得必修科は性相学、天台学、華嚴学、仏教史、印度哲学、宗教学、西洋哲学及西洋哲学概論、心理学、倫理学、教育学、美学及美術総論とす

但し以上の諸学科は事業の進捗と共に多少の変更を免

れざるべし本事業は講座制の完成図書館の充実及び教場の新築等の設備を含むと雖も就中予科の新設並びに講座制の完成を以て第一着手とせんとす

本事業の目的を達せんが為め広く基本金を募集することゝし向ふ五ヶ年を以て一期とし募集金額は金貳百五十拾万円とす

寄附金は総て大学令による大学の基本金として之を積み立て之より生ずる利子を以て大学を維持するものに付き基本金は永久消費^テすべからざるものとす

寄附金は総て東洋大学内大学基金募集事務所に於て之を取扱ふ予科の新設は新大学令により供托金五拾万円を要す

一講座基本金を金五万円とし金五万円の寄附者に対しては永く記念の方法として其の寄附者の名を以て講座名となすことを得

三科の中先づ漢学、仏学及び感化救済科を開講し国学は資金充実の後を俟ちて逐次開講することゝす

漢学仏学の二科につき各科に十講座を設け感化救済科には五講座を設くべし
但し資金の充実を俟ちて漸次講座数を増加するに努むべし

大学基金は位地名望ある人を以て管理委員とし信用ある

銀行を指定し之が保管を托すべし

寄附者に対する待遇の方法は別に之を定む

寄附金募集に関する詳細なる規定は追つて之を發表すべし

講座基金は漢学、仏学（感化救済科を含む）合して金壹百貳拾五万円とし外に予科新設供托金五拾万円を除き残金七拾五万円（内金拾万円は講座開設まで昇格供托金として之を政府に供托す）を以て講座給以外の教授給雑給及び事務員給料其の他の雑費等の基金に充つ

附言 以上は専ら本大学学部拡張に関するものにして専門部は従來の如く之を存置するのみならず益学科の整備と内容の充実とを計らんとす蓋し専門学校は將來の日本に取りて最も重要な位置を占むべきものにして實際社会に於ける活動的人物の養成は之を専門学校に俟つもの多きを信ずればなり

尚ほ本大学拡張に関し学長の計画を賛襄し助成するため教授及び出身者中より左の十一氏に相談役を囑託す

講	師	富田	數純
講	師	渡辺	洞水
教	授	高島	平三郎
講	師	田中	善立
	教	得能	文

別に本大学一切事業の経営計画につき顧問として左の諸氏を囑託す

講 師	田 辺 善 知
教 授	土 屋 弘 二
教 授	藤 岡 勝 二
教 授	富 士 川 游
講 師	安 藤 正 純
教 授	島 地 大 等
文 学 博 士	井 上 哲 次 郎
男 爵	石 川 照 勤
	石 黒 忠 憲
	犬 養 毅
法 学 博 士	本 多 日 生
	小 川 滋 次 郎
	岡 田 良 平
	河 野 広 中
文 学 博 士	高 楠 順 次 郎
文 学 博 士	南 条 文 雄
文 学 博 士	村 上 専 精
教 授	内 田 周 平
文 学 博 士	松 本 文 三 郎
教 学 博 士	前 田 慧 雲

「本学基本金募集趣意書」(『東洋哲学』第二六編

第一〇号、大正八年二月一日)

権 田 雷 斧
齋 藤 唯 信
文 学 博 士 沢 柳 政 太 郎
文 学 博 士 三 宅 雄 二 郎

二五六 東洋大学昇格基金部声明

(大正一二年七月)

昇格基金部の声明

我東洋大学の昇格運動は第一回の会報に其概況を報道した通り、旭日の勢ひを以て最も順潮に促進の気運に向ひ、正味二ヶ月間に拾万円を突破する好成绩をあげ、七月までは優に東京だけでも三十万円以上の申込を受くる見込も立ち、更に夏期休業を利用し全国各府県に遊説して、一挙に所期の目的を貫徹する予定であつたが、あはれ好事魔多矣、何んたる不幸ぞ、我母校は空前の紛議に血塗れて了つた。一部学生の動揺に連れ教授有志の乗ずる所となり校友の一部また之れに呼応するものありて、新聞政策盛んに行はれ、遂には学生の暴行事件を惹起し、学長の認可取消の厄に遭遇した。それが為めさしも東洋

学の權威たる我母校も其信用や天下に失ひ、曩に全国各府県庁に申請した寄附募集願書も其儘中止の止むなきに至り、又校友諸君からも寄附金の取消を申越されたものも尠くないので、遺憾ながら一先づ積極的運動を中止し、静に母校の信用恢復を待ち、三たび改めて陣容を立直す外なきことに決しました。就ては第二回会報を發行して這次の成績と決算とを報告することに致しましたから御一覽下さい。事茲に至つた詳細の事情は校友会本部の報告書で御諒解を願ひます。

大正十二年七月

東洋大学昇格基金部

『東洋哲学』第三〇編第八号

(大正十二年一月一〇日)

二五七 東洋大学昇格基金募集趣意書

〔昭和二年四月〕

東洋大学昇格基金募集趣意書

文学博士井上円了先生は、護國愛理の精神に基き、東西の文化を融合して新日本文化を建設せむと企て、明治二十年哲学館を創立し、續て著書に講演に、これが為

その一生を捧げられたり。先生の大学設立趣旨の詩に曰ふ、日域由来三道分、真如一貫是斯文、從今富士峰頭月、照破大西洋上雲。と是れ実に本学設立の大精神なり。

哲学館は後哲学館大学となり、更に東洋大学と改称せしも、四十年来創立の精神を以て一貫し、校連益々隆盛を加へ、在学者毎年数千を算へ、已に本邦唯一の東洋学研究所として、又最も權威ある私学として、宗教に教育に倫理に、哲学に言論に、文章に將に社会事業に幾多の人材を養成して、国家に貢献し、社会に寄与したる業績の顕著なるものあり。畏くも明治大正の御代を通じて、御下賜金の恩命を蒙ること前後二回に及べるもの、蓋し所以なくばあらざるなり。

今や之を外にしては、歐洲大戦後の変革ありて、思想界の紛淆倍々甚しく之を内にしては、大震災の創夷尚未だ癒えず、加ふるに最近財界の混乱を以てし、社会の動揺、人心の不安、殆ど底止する所を知らず。此時に当り、本学がその伝統的精神に基きて、東西の思想を統一し、新日本文化の光輝を發揚するは、洵に本学のみを考へられたる、重要且つ特殊なる使命にあらずとせむや。本学は此使命を果さむかため茲に規模を拡大し、学制を改新して、大学令に拠る大学と為さむと欲し、嚮に着手したる昇格事業を継ぎて、更に計画を新にし、陣容を整へ、

以て多年の宿志を貫徹せむことを期す。

冀くは同志の諸賢、本学の如き異彩ある教育機関の拡張発展が、国家の為社会の為、一日も忽にすべきにあらざるを知り、奮てこの計画を援助し、この募金に加盟あらむことを。蓋しこれ実に、本学の幸のみにあらざればなり敢て大方の諸賢に懇ふ。

昭和二年四月

東洋大学々長 中島徳蔵

『観想』第三九号（昭和二年六月一日）

二五八 東洋大学昇格寄附金募集規則

〔昭和二年四月一日施行〕

東洋大学昇格寄附金募集規則

第一条 現東洋大学ヲ大学令ニ依ル東洋大学トナス目的ヲ以テ東洋大学財団ニ於テ本規則ニ依リ寄附金ヲ募集ス

第二条 本規則ニ抛リ募集スベキ金額ハ金六拾万円也
トシ本学関係者ハ勿論広ク江湖ノ同情ニ俟ツ
モノトス

第三条 昇格基金寄附払込ノ方法ハ一時払、月賦払、

年賦払ノ三種トシ、月賦払及ビ年賦払ノ払込期間ハ申込ノ時ヨリ十ヶ年以内トス

第四条 寄附金ノ申込ヲ受ケタル時ハ学長タル理事ニ於テ受諾ノ意思表示ヲナシ、寄附者ノ芳名及ビ其金額ハ本大学ノ記録ニ存シ永久ニ之ヲ記念ス

第五条 寄附金ハ特別会計トシ東洋大学昇格部会計課長ニ於テ之ヲ保管シ別ニ定ムル施行細則ニ依リ之ヲ経理ス

第六条 寄附金募集ノ成績及ビ其ノ決算ハ少クトモ年二回以上之ヲ報告ス

東洋大学昇格寄附金募集規則細則

第一章 委員

第一条 本則第一条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ委員ヲ置ク

一、基金課長 一名 二、専任委員 若干名
三、実行委員 若干名 四、学生実行委員 若干名
五、地方実行委員 若干名 六、会計係 一名 七、書記 若干名

第二条 一、基金課長ハ本大学昇格委員会ノ決議ニ依リ之ヲ推薦ス 二、専任委員ハ昇格部委員全員並ニ校友教授ノ有志ニ委嘱ス 三、実行委員

員ハ教授及ビ校友会評議員全員之ニ当ル

四、学生実行委員ハ学友会ヨリ適當ノ員数ヲ選出ス 五、地方実行委員ハ昇格委員会ノ決議ヲ經テ昇格部長ヨリ之ヲ委嘱ス 六、会計係ハ昇格部基金課長及会計課長ノ推薦ニヨリ昇格部長之ヲ任命ス 七、書記ハ昇格部長ヨリ之ヲ委嘱ス

第三条 基金課長ハ寄附金募集ニ関スル一切ノ事務ヲ總裁ス

總裁ス

第四条 専任委員ハ寄附金募集ニ関スル事務ヲ分掌ス

第五条 実行委員ハ寄附ノ勧誘其他募集事務ニ従事ス

第六条 昇格寄附金募集事務所ハ東洋大学内ニ置ク

第二章 募集事務

第七条 昇格寄附金ハ別ニ定ムル申込書ニ依リ申込ヲ受クルモノトス

第八条 申込ヲ受ケタルトキハ昇格寄附金台帳ニ登載シ直ニ昇格基金課長及ヒ東洋大学長ノ名ヲ以テ謝状ヲ呈スルモノトス

第九条 現金ヲ受領シタルトキハ直ニ受領書ヲ送附スルモノトス

第十条 本則第六条ニ基ク報告ハ觀想ニ登載シ又ハ便宜ノ方法ニ依ル

第十一条 各地方ニ於ケル募集ニ関シテハ本部ヨリ出張スルコトアルヘシ

第三章 寄附金ノ保管

第十二条 昇格寄附金ハ学長タル理事ノ名ヲ以テ所定銀行ニ預入スルモノトス

第十三条 寄附金募集ニ要スル費用ハ昇格部発行細則ニ依リ之ヲ支出スルモノニシテ其限度ハ受入金高ノ二割ヲ越ユルコトヲ得ス

第十三条

寄附金募集ニ要スル費用ハ昇格部発行細則ニ依リ之ヲ支出スルモノニシテ其限度ハ受入金高ノ二割ヲ越ユルコトヲ得ス

高ノ二割ヲ越ユルコトヲ得ス

〔第十四条 欠か〕

第十五条 寄附金ノ処分ハ必要ニ応シ昇格委員会ノ決議ヲ經タル上維持員会ノ承認ヲ要ス

ヲ經タル上維持員会ノ承認ヲ要ス

第十六条 本特別会計ノ会計年度ハ寄附行為ノ会計年度ニ準ス

ニ準ス

附 則

第十七条 細則ニ依ル委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ第一章第二条ノ選出方法ニ依リ之ヲ補任スルモノトス

章第二条ノ選出方法ニ依リ之ヲ補任スルモノトス

第十八条 本則及細則ハ昭和二年四月一日ヨリ施行ス

本則及細則ハ昭和二年四月一日ヨリ施行ス

(学債募集規則其他略)

『東洋大学創立五十年史』一八一—一八二頁

(東洋大学、昭和二年一月二三日)

二五九 東洋大学創立五十年記念鶏声会館設立

資金積立に関する規約

〔昭和十二年一月一日施行〕

創立滿五十年記念鶏声会館設立資金積立金ニ関スル規約

第一条 本規約ハ「東洋大学創立滿五十年記念鶏声会館設立資金積立金」ニ関スル規約トス

第二条 本積立金ハ「東洋大学創立滿五十年記念鶏声会館設立資金」ニ充ツ

第三条 本積立金ハ東洋大学学友会会長之ヲ管理ス但シ管理者ハ信託会社ニ信託スル方法ヲトルコト

第四条 積立方法ハ本学学生生徒ヨリ毎月授業料納付ニ際シ金壹円也ヲ昭和十二年十二月ヨリ昭和二十二年十一月迄ノ間本学会計課取立ツ

但シ一旦納付シタル上ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

第五条 本設立資金ノ積立ノ成績及決算ハ毎年一回適當ノ時期ニ於テ管理者之ヲ報告ス

学友会委員会ハ隨時管理者ニ積立成績ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六条 本積立金ノ運用ハ実行委員会ノ決議ニ依ルモノトス

第七条 実行委員会ノ組織ハ左ノ如シ

第一項 実行委員会委員長ハ東洋大学学友会会長トシ、本積立金運用ニ関スル一切ノ事務ヲ統轄ス

第二項 実行委員ハ委員会ニ於テ昭和二十二年度以降毎年度卒業学年ニアル学友会委員中ヨリ四名ヲ推ス

第三項 実行委員ハ委員会ニ於テ昭和二十二年度学友会委員中ヨリ総務局幹事全員ヲ含ム二十名ヲ推ス

第四項 実行委員ハ校友会評議員会ニ於テ同評議員中ヨリ十五名ヲ推ス

第五項 実行委員ハ東洋大学側財団維持委員会ニ於テ同維持員中ヨリ十名ヲ推ス

但シ東洋大学学長ハ推薦手續ヲ用ヒスシテ実行委員タルモノトス

第六項 実行委員会ハ全委員ノ三分ノ二以上出席スルニ在ラサレハソノ議事ヲ開クコトヲ得ス

第七項 実行委員会ノ議決ハ出席人員ノ過半数ニ依ル

但シ可否同数ノ場合ハ議長之ヲ決ス

附 則

第八条 本規約ハ昭和十二年十二月一日ニ遡及シテ同日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 本規約ノ改正ハ当該年度迄ニ推挙セラレタル第

七條第二項該当者ト当年度学友会委員会トノ協議ノ上
ニヨル、議決ハ全員ノ同意ニヨルモノトス

『昭和十三年七月一日現在 東洋大学々生名簿』

(昭和十三年七月一日)

第二節 補助金・借入金

二六〇 東洋大学へ政府補助金交付

(昭和一九年三月一日)

学專九〇号

東洋大学

貴学ニ対シ左記条件ノ下ニ昭和十八年度乃至昭和二十七
年度ハ毎年度一万円ヲ昭和二十八年年度乃至同三十三年度
ハ毎年度二万五千円ヲ補助ス

昭和十九年三月十一日

文部大臣 子爵岡部長景閣

記

一、政府補助金ハ基金ニ積立ツルカ若ハ図書ノ充実其ノ

他研究教授上必要ナル設備ノ改善ニ充ツルコト

一、貴学会計年度経過後二ヶ月以内ニ一般ノ収支決算書

ト共ニ補助金ノ支出明細書ヲ提出スルコト

但シ補助金ノ支途ニ関スル証憑書類添付ノコト

一、貴学ニ於テ決定ノ義務又ハ法規ニ基ク文部大臣ノ命

令ニ違背シ其ノ他不都合ノ廉アリト認めタル場合ニ

ハ補助金ヲ減額シ又ハ之レヲ取消スコトアルベキコ

ト

『認可書等級 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

二六一 私立学校建物戦災復旧貸付金下付

(昭和二十二年一〇月一四日)

発施一三八号

昭和二十二年十月十四日

文部次官 有光次郎閣

東洋大学学長殿

私立学校建物戦災復旧貸付金について

貴学(校)戦災建物復旧費に対する、昭和二十二年度の貸
付金が左記の通り決定し、今般前期分の貸付をすること

となつたから、「私立学校建物戦災復旧貸付金貸付要綱

(昭和二十一年度に貸付した学校には、昭和二十二年一月二十四日附発施三六号通達別紙として既に送付済。本年度新たに貸付する学校には本通達に添送。)」及び別紙「昭和二十二年度貸付要領」参照のうえ、「要綱第十二項(ハ)」によつて、文部大臣官房会計課長あてに契約手続をとらねたい。もし貸付を辞退する場合は、その旨を直ちに、教育施設局施設課長あてに連絡せられたい。

追つて契約締結のうえは、本貸付金による工事状況を、「要綱別紙様式一」によつて、遅滞なく報告せられたい。

記

一、貸付金総額 二〇四、〇〇〇円

(内訳 前期貸付額 一〇二、〇〇〇円
後期貸付額 一〇二、〇〇〇円)

備考

右金額は公正を期するため、昭和二十一年九月二十五日附発施五七号臨時教育施設部長照会「公私立大学、高等専門学校戦災復旧状況調査に関する件」に対する貴学(校)長報告に基き、本年度予算と昭和二十一年度貸付額との合計額を、各貸付対象学校の罹災坪数に按分して各学校別貸付所要額を求め、その内から、当該学校の貸付済額を控除して本年度の貸付額とする方法により、私学振興協議会の議を

経て決定したものである。

『政府借入金ニ関スル綴』

東洋大学経理部所蔵

二六二 昭和二十二年私立学校経営費貸付金

下付〔昭和二十二年一月二十七日〕

発学五三三号

昭和二十二年十二月二十七日

文部省学校教育局長 日高第四郎 印

昭和二十二年私立学校経営費として別紙の通り貸付け致されたから要項御了知の上可然経理されたい。

〔別紙〕

発学五三三号

東洋大学

昭和二十二年私立学校経営費として金三九、六〇〇円を貸付ける。

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣 森戸辰男 印

発学五三三号

昭和二十二年十二月二十七日

文部省学校教育局長 日高第四郎

昭和二十二年私立学校経営費として別紙の通り貸付け
致されたから要項御了知の上可然経理されたい。

〔別紙〕

発学五三三号

東洋大学専門部

昭和二十二年私立学校経営費として金三三、六六〇円
を貸付ける。

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣 森戸辰男

『政府借入金ニ関スル綴』

東洋大学経理部所蔵

二六三 昭和二十二年私立学校建物戦災復旧

貸付金借入に関する理事会決議書

〔昭和二十三年一月二〇日〕

決議書

昭和二十三年一月廿日東洋大学理事会に於て次の決議をな
す。

一金拾万式阡円也 但し昭和二十二年私立学校建物戦災

復旧貸付金前分として文部省よ

り本学に割当額

右金額を借入るゝ事を決議す。

昭和二十三年一月廿日

財団法人東洋大学財団

右理事 藤原 猶雪

同 柴田甚五郎

『政府借入金ニ関スル綴』
東洋大学経理部所蔵

二六四 昭和二十二年私立学校建物戦災復旧

貸付金借入に関する理事会決議書

〔昭和二十三年二月一日〕

戦災復旧費の借入に関する

理事会の決議書

一、決議年月日 昭和二十三年二月一日午前十時ヨリ

二、場 所 東洋大学々長室

三、出席者 理事 加藤虎之亮

同 柴田甚五郎

四、決議事項

「戦災復旧費昭和二十二年後期分借入」に関する
件

右借入金額拾万式千円を借入れることを決議する

以上

加藤虎之亮[㊟]

柴田甚五郎[㊟]

『政府借入金ニ関スル綴』

東洋大学経理部所蔵

二六五 昭和二十三年度私立学校建物戦災復旧

貸付金下付〔昭和二十三年八月三日〕

発施九〇七号

昭和二十三年八月三日

文部次官 有光次郎[㊟]

東洋大学学校長殿

昭和二十三年度私立学校建物戦災復旧貸付金について

貴学（校）戦災建物復旧費に対する昭和二十三年度の貸付金額が決定したから、左記の通り内示する。本年度はこの金額を九月末日までに一回に貸付する方針であるから御承知ありたい。

なお従来の貸付要綱は一部改正の必要を生じたので目下

印刷中であるから、近く契約用紙と共に送付するが、本年度の契約に差当り必要な事項については別紙「昭和二十三年度貸付要領」をもつて示しておくから、契約の準備を進めおかれたい。

もし貸付を辞退する場合は、その旨を直ちに教育施設局施設課長まで連絡するようお願いする。

記

一、貸付金額 一、一九八、〇〇〇円

（貸付金額内示通達別紙）

昭和二十三年度貸付要領

一、本年度貸付金についての工事単価、利率等を次の通り定める。

1、要綱第二項の坪当り工事単価の限度は、大学、高等専門学校以上にあつては一万二千元、中等学校にあつては一万五百円とすること。

2、貸付利率は年利五分五厘とすること（要綱第十二項（ニ）参照）。

3、遅延利子は日歩 以内とすること（要綱第十二項（ト）参照）。

4、年賦償還期日は毎年九月三十日とすること（要綱第十二項（ト）参照）。

二、契約書作成上の注意

1、契約書は正、副、写の三部を作成し（要綱第十三項（二）八参照）、それぞれ表紙右肩に正、副、写の別を明記すること。

なお副、写作成の場合は正本通り写し、主たる債務者及び連帯保証人の印章は契印等も必ず漏れなく押捺しておくこと。

2、貸付願の提出年月日は、貸付金額内示の日から昭和二十三年九月三十日までの間の日附とし、宛名は文部大臣森戸辰男とすること。

3、貸付願の添付書類中、省略を認められたもの及び添付の要なきものについては、その表示欄に記載しある該当目次を必ず抹消のうえ捺印しておくこと。

例えば、要綱第十三項（六）によつて法人登記簿謄本を省略した場合には、左の如く処理すること。

「二、戦災復旧費の借入に関する理事会の決議書（債務者が法人の場合）」

4、借入証書の日附は昭和二十三年九月三十日と一定すること。

従つて借入証書に記載すべき据置期間及び償還期間の始終日は左の通りである。

据置期間 昭和二十八年九月三十日まで
償還期間 昭和二十八年十月一日から昭和二十八年九月三十日まで

5、借入証書に記載すべき償還期日（第一項（三））、利息（第一項（四））及び遅延利子（第四項）はそれぞれ本要領第一項によつて記入すること。

6、添付書類中、担保物件の表示は要綱別紙様式五により作成して貸付願と同時に提出し、抵当権設定登記済のうへは速かにその登記簿謄本を追添すること。

「備考」

本要領中に引用の要綱項号数は新しく改正した要綱によつたものである。一の3の遅延利子は決定次第追つて通知する。

『政府借入金ニ関スル綴』
東洋大学経理部所蔵

二六六 昭和二十三年度私学経営費貸付金残額

追加割当（昭和二十四年四月五日）

昭和二十四年四月五日

財団法人 日本私学団体総連合会

東洋大学御中

㊦

昭和二十三年度私学経営費貸付金残額追加割当について

標記の件今般その残額は昨年 of 理事校を除く他の各大学に割当られることとなり貴校に対する其割当額は金参万参阡円也と決定致しました。ついては同封別紙貸付願(一通)及借入証書(正、副、控三通)に御署名御調印の上大至急御提出下さる様お願申上げます。

右貸付願及借入証書記載の御借入金額が

金拾万壹阡円也となつておりますのは先の割当金六万八阡円也と今回の残額追加割当

金参万参阡円也との合計でありまして先に御提出の該書類と取換の上、折返し御返送申上げることゝなつておりますから御諒承を願います。尚本件は既に年度末も過ぎ緊急処理をする必要がありますので大至急御提出をお願申上げます。御提出の場合は本会へ直接御持参か必ず速達便を以て願います。貴財団理事長印又は委任状御持参の場合は書類と引換に貸付金を御渡致します。

◎書類作成上の御注意

(一)借入証書の正本には証書記載の御借入金に依り収入印紙を御貼附御消印下さい。

(二)証書三通の綴目には、お忘れなく割印して下さい。

(三)法人代表者及印鑑は、先の場合と同一にお願致します。

以上

『政府借入金ニ関スル綴』

東洋大学経理部所蔵

二六七 私立学校建物戦災復旧貸付金台帳控

〔昭和二十五年九月三〇日〕

〔次頁につづく〕

復旧貸付金台帳			府 県 名	検 印	旧法人及び学校の名称	法人及び学校の名称 学校法人に切替後の
			○	○		
戦災当時の設立者及び学校の名称			戦災前の学校建物総面積及び大破以上の戦災面積(延坪数)			※
設立者名	財団法人東洋大学財団		戦災前の学校建物総面積	延 1,940.06	坪	
学校名	東 洋 大 学		大破以上の戦災面積	延 1,076.73	坪	財団法人 東洋大学財団
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
延	延	延	延	延	延	東洋大学
延	延	延	延	延	延	
						切替年月日
円	円	円	円	円	円	
延	延	延	延	延	延	昭和
延	延	延	延	延	延	
延	延	延	延	延	延	年
延	延	延	延	延	延	
						月
円	円	円	円	円	円	
円	円	円	円	円	円	日
円	円	円	円	円	円	
100.000円	円	円	円	円	円	納入告知年月日
坪	坪	坪	坪	坪	坪	
坪	坪	坪	坪	坪	坪	償還完済年月日
人	人	人	人	人	人	
円	円	円	円	円	円	一時償還した元利金額
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
○ 昭和 年 月 日	○ 昭和 年 月 日		○ 金 円			

注意 一、○印の欄は、所轄庁貸付契約を直接に扱った省庁において記入及び検印すること。昭二五、九、三〇、提出控
 二、※印の欄には、この調査の時(八月一日現在)学校法人であるものは旧法人名及び学校名を記入し学校法人でないものは記入を要しないこと。

第二章 寄附金・補助金

整理番号		私立学校建物戦(震)災					
○							
法人及び学校の名称			法人の主たる事務所及び主たる校舎の所在地				
法人名	財団法人 東洋大学財団		事務所	文京区原町17			
学校名	東洋大学		校舎	文京区原町17			
区分	年次		22年度		23年度	24年度	
	21年度	前期	後期				
復旧済 総坪数	木造	延	延	延	延 324	延	
	鉄筋(骨) コンクリート造	延 279	延 36	延 40	延	延 100	
	計	279	36	40	324	100	
復旧費総額		円	円	円	円	円	
同上申貸付の 対象となつたもの 復旧費	坪数	買収	延	延	延	延	
	費	新築	延	延	延	延 324	延
		移改築	延	延	延	延	延
		補修	延 279	延 36	延 40	延	延 100
		計	279	36	40	324	100
	買収	円	円	円	円	円	
	新築	円	円	円	円	円	
	移改築	円	円	円	円	円	
	補修	558,273.50円	144,000円	161,404.16円	4,536,000円	1,000,000円	
	計	558,273.50円	144,000円	161,404.16円	4,536,000円	1,000,000円	
貸付金額		58,000円	102,000円	102,000円	1,198,000円	920,000円	
担保状況	土地	125.3坪	同左坪	同左坪	坪	坪	
	建物	坪	坪	坪	坪	324,582坪	
	連帯保証	五人	五人	五人	五人	五人	
毎年度の償還金額		3,036.13円	6,261.61円	6,261.61円	82,428.86円	円	
毎年度の償還期日		3月31日	3月31日	10月31日	9月30日	3月31日	
一時償還の事由発生の時及びその経過	廃校年月日		償還申出年月日		その他期限の利益を失つた時		
	○昭和 年 月 日		○昭和 年 月 日		○昭和 年 月 日		

『政府借入金ニ関スル綴』 東洋大学経理部所蔵

第三章 施設

第一節 移 転

二六八 私立哲学館移転届

〔明治三二年一〇月一二日〕

移転御届

一 当館此度新築移転致度旨八月十七日附ヲ以テ願出候
処同月廿日御聞届ニ相成候ニ付本月十六日ヨリ本郷
駒込蓬萊町廿八番地へ移転仕候条此段御届申上候也

本郷区竜岡町三拾三番地
私立哲学館主

明治廿二年十月十二日

井上円了[㊟]

東京府知事 男爵高崎五六殿

前件届出ニ付奥印候也

二六九 哲学館の類焼〔明治二九年二月二五日〕

哲学館類焼ニ付天下ノ志士仁人ニ訴フ

本館創立以來茲ニ十星霜、東洋大学設立ノ旨趣ヲ発表シ
テ以來茲ニ八春秋、其間天下ノ志士仁人ニシテ之ニ賛成
セラレタル者五千余名ノ多キニ達セリ今ヤ其基礎漸ク立
チ其準備漸ク成リ將ニ明年ヲ待チテ大学科ノ端緒ヲ開カ
ントスルニ当リ一夕一片ノ余燼隣館ヨリ飛ヒテ本館ニ入
ルヤ瞬息ノ間ニ巖然タル講堂變シテ焦土トナリ滿架ノ書
冊悉ク烏有ニ帰セリ天其レ斯大業ヲ中絶セント欲スル耶
何ソ其レ無情ナルヤ是レ独リ不肖円了ノ痛惜スル所ナル
ノミナラス五千余名ノ諸士ノ亦大ニ遺憾トスル所ナラン
然レトモ事モト天災ニ出テ且ツ已ニ既往ニ属ス今ニシテ

東京市本郷区長 北村 徹[㊟]

〔明治廿二年 願伺届録 学務課〕

東京都公文書館所蔵

之ヲ悔ユルモ復タ何ノ益カアラン蓋シ一窮一達ハ人世ノ常態ニシテ一栄一枯ハ天道ノ常則ナリ故ニ今回ノ災厄ノ如キハ天之レニ福ヲ与ヘント欲シテ先ツ之ニ禍ヲ下スモノナル歟、本館ハ曩ニ小石川原町ニ敷地凡四千坪ヲ購入シ今ヨリ五年ヲ期シテ新築セント欲セシニ俄然此災厄ニ遇ヘルハ何ソ知ラン天一日モ早ク新築ノ功ヲ挙ケシメント欲シテ冥々ノ裏ニ吾人ヲ鼓舞シタル者ナルヲ果シテ然ラハ天ノ斯学ヲ愛念スルヤ其意実ニ深シト謂フヘシ是ニ於テ不肖円了奮然トシテ起チ銳意励精飽マテ其素志ヲ貫徹センコトヲ誓ヒ広ク天下ノ志士仁人ニ訴ヘ大ニ義金ヲ募リ新年早々再築工事ニ着手セント欲ス伏シテ冀クハ天下ノ諸士国家ノ為社会ノ為ニ賛成助力ヲ賜ハンコトヲ

一、寄附金総額ハ凡ソ五千円ト予定シスベテ災後ノ工事再築ノ経費ニ充ツルモノトス

一、寄附金ハ額ノ多少ヲ論セスト雖モ一円以上ヲ創立員トシ三円以上ヲ館友トシ拾円以上ヲ館賓トシ五十円以上ヲ特別館賓トスヘシ且ツ即納五百円以上ニハ勝伯ノ揮毫額面(小画仙四ツ切)一枚ヲ呈シ十円以上ニハ同伯ノ半折(小画仙二ツ切)一枚ヲ呈シ二十円以上ニハ全紙一枚、五十円以上ニハ屏風半双ヲ呈スヘシ(此際募集ニ奔走尽力セラレタル諸君ヘモ其金額ニヨリ勝伯ノ揮毫ヲ呈スルコトアルヘシ)

一、寄附金ハ再築ノ都合ニヨリ二月廿八日迄ニ寄送セラレンコトヲ望ム

一、寄附金ハ東京駒込蓬萊町哲学館会計係宛ニテ寄送ヲ乞フ郵便為換ハ其渡局ヲ駒込支局トシテ振込ムベシ

明治二十九年十二月廿五日

哲学館主 井上円了 拜白

『東洋哲学』第三編第一二号(明治三〇年二月二日)

二七〇 哲学館の焼失(明治二十九年一二月)

● 哲学館の焼失

去十三日午後十時三十分本郷駒込蓬萊町廿八番地に在る文学博士井上円了氏の哲学館構内より出火したりしが、風はなかりしも見る間に建物焼払ひ、同十一時四十分漸く鎮火せり、発火の場所は同構内に設置しある私立尋常中学郁文館教室に隣れる二坪程の物置にて、夫より両手に燃え広がり木造総坪数三百五十三坪の内、二階造りなる哲学館教室一棟、郁文館教室三棟と、哲学館寄宿舎一棟を挙げ、小使室半焼にして残らず焼失し、館主井上氏の居宅は恙なかりしも、同日は日曜のこととて終日放課の際なりし故校員も居合さず、寄宿生徒も不意を喰ひ何一物運び出さぬが多く、同館備へ付の図書類も大方は烏有に帰せしは惜むべし、原因は同日物置中にて雇大工が机椅子などの繕ひをなせしことなれば、多分此際煙草

の吹殻〔吹〕などより燃い出でしならんといふ、右に付同館には不取敢寄宿生を引纏め同町の真浄寺に立退かしめ、同所にて仮に事務を取扱ひ一週間休業せりといふ、

此非常の変災に会し同館同窓会は取敢す左の檄を旧館内員に飛ばしたりと、嗚呼同窓諸君もし一片の情あらば此際起て大に戮力せられよ、又江湖の仁人義士も東洋諸学の為奮て此挙を賛助せられんことを乞ふ、

嗟天何が無情なる去る十三日の夜一塵の風火郁文館納屋より起り忽然哲学館を蕩燼し書類帳簿亦烏有に奪ひ去らる今や燼瓦焦石累々丘を為し寄宿生書籍の焼片は翩々飛びて煙と与に去るを見るのみ嗟層樓蠹々半空に聳え廊宇透々前林に到るは是れ我哲学館昔日の壯観にして嘗て諸君と茲に昇降し茲に逍遙し与に幽奥高遠なる哲理を講せし最大快心の場にあらざりしや然るに今や忽然此変相に逢へり噫吾人か手を触れし几案と遙に睥視せしボールドとは今安くに在る余輩悲哀の感なからんとするも得んや想ふに諸君をして茲に在らしめは亦誰か膺を打て咨嗟せざらんや道を行く者皆て道傍腰を憩へし木石の破残を見れば尚愴然として其心を傷ましむ況や吾人を涵泳せし学場に於てをや余輩は更に悲む館主井上先生が十年一日の精勤焦慮に依りて専門部の緒を開かんとする今日に当り忽此災厄に罹り事全く予

期と違ひしを先生の憂嘆其れ如何がや行途の人も先生か宿志と此災厄とを聞かば亦將に潜然として同情の涙を分たん吾人同窓多年の教養恩顧を蒙りし者にして豈黙過するに忍ひんや乃奮然として臨時大会を開き飽まで先生を扶翼して一日も早く業緒に就かしめんことを誓ひ教場新築予算を凡五千元と為し内三千元を以て吾人同窓の負担となすに決せり即旧新館内員一千五百余人にして一人に付金貳円を出金若くは勧誘すとすれば立ろに金三千元を得之に天下有志の臨時寄附金を加ふれば則彼の高爽閑雅なる本館敷地に新築するを得べし固より志の存する所金員の多少を論せざるも其余力ある者は貳円以上に及び己むなくんば壹円の寄附あらんことを望む若夫如此を得ば先生多年の素志も端緒に就き為に東洋学も之より振興せん然らば則是啻に先生洪恩の万一に酬ゆるのみならず亦東洋學術の為め先聖前賢に報する所以か学に忠実なる我同窓諸士奮て斯義舉を賛せんこと千希万望の至に堪へず○但し金員募集期限は来三十年二月迄とす送金為替は必駒込郵便局へ振込むべし

明治二十九年十二月 東京駒込 哲学館同窓会

『東洋哲学』第三編第一号(明治三〇年一月二日)

二七一 私立哲学館移転願

[明治三〇年一月二九日]

度候間此段御許可被成下度奉願上候也

私立哲学館設立者

井上巴了[㊤]

明治三十年一月廿九日

東京府知事 候爵久我通久殿

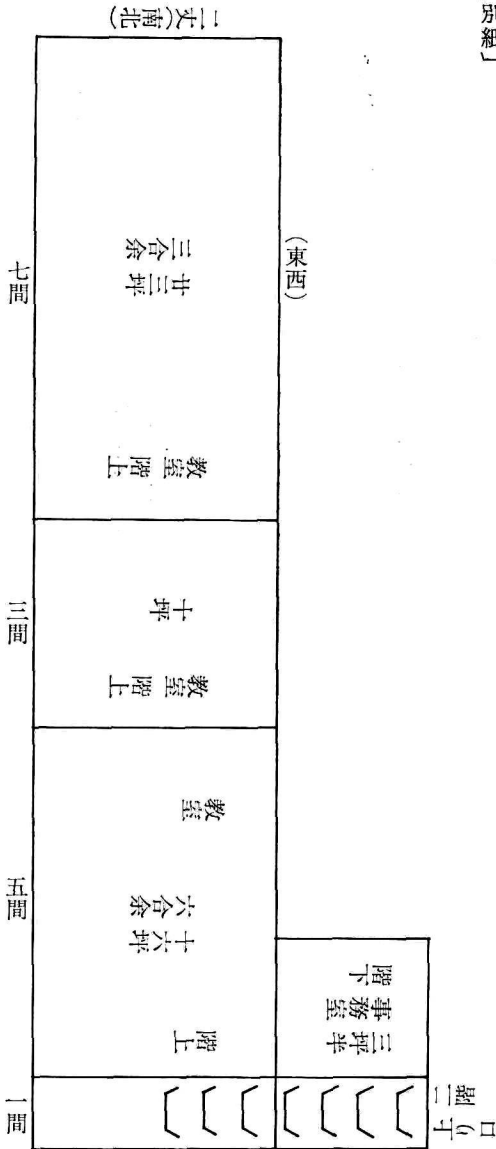
前件願出ニ付奥印候也

東京市本郷区長 鴨池宜之圃

*1 学校移転願

本館義本郷区駒込蓬萊町廿八番地へ設置罷在候処去月十三日類焼致候ニ付今般本郷区竜岡町三十六番地へ移転仕

[別紙]



敷地ハ之レナシ
建物棟毎数五十六坪余

* 1 (付箋) 調査上必要ニ付左記ノ廉取調査出スベシ

一 敷地建物図面及各坪数

一 建物ノ構造間取及教室坪数

『明治三十年 第一種 第三課文書類別 学務

各種学校ニ関スル書類二』

東京都公文書館所蔵

二七二 私立哲学館移転願

(明治三〇年七月二九日)

校舎移転願

本郷区竜岡町三十六番地

哲学館

今般小石川区原町十七番地本館校舎新築落成候ニ付同所
へ移転致度此段別紙図面相添奉願候也

私立哲学館々々主

明治三十年七月廿九日 文学博士 井上円了[㊤]

東京府知事 侯爵久我通久殿

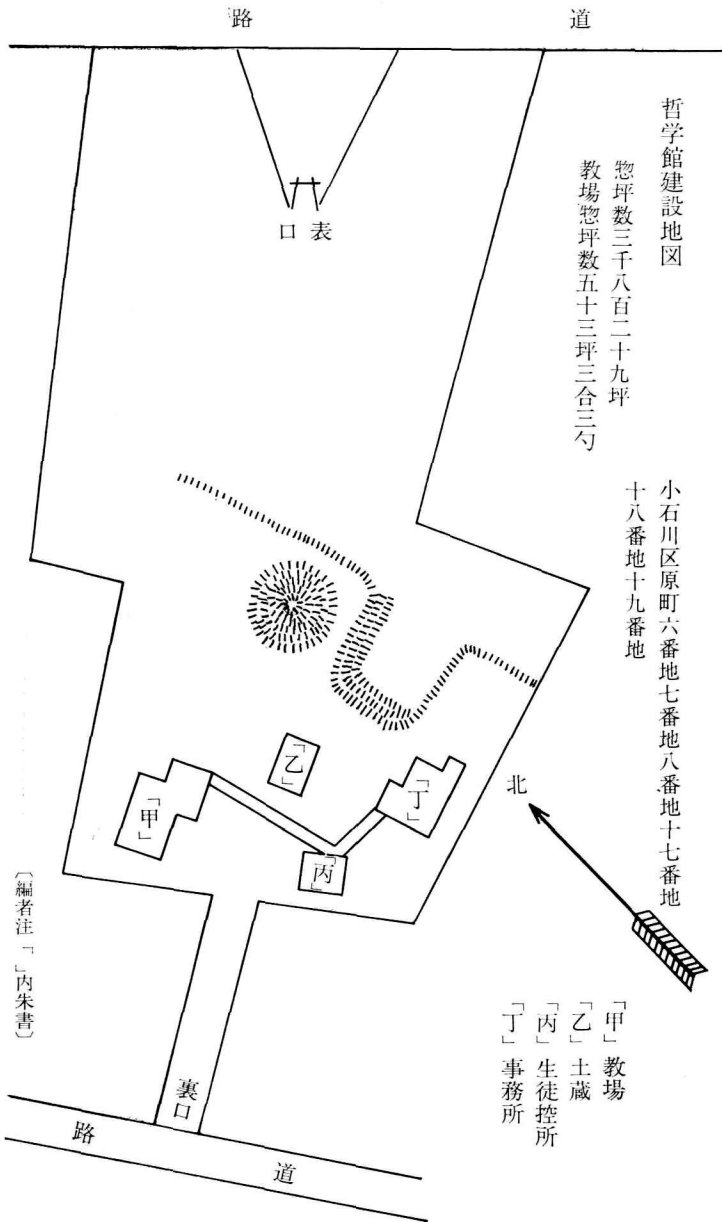
前件願出ニ付奥印候也

東京市本郷区長 鴨池宜之助

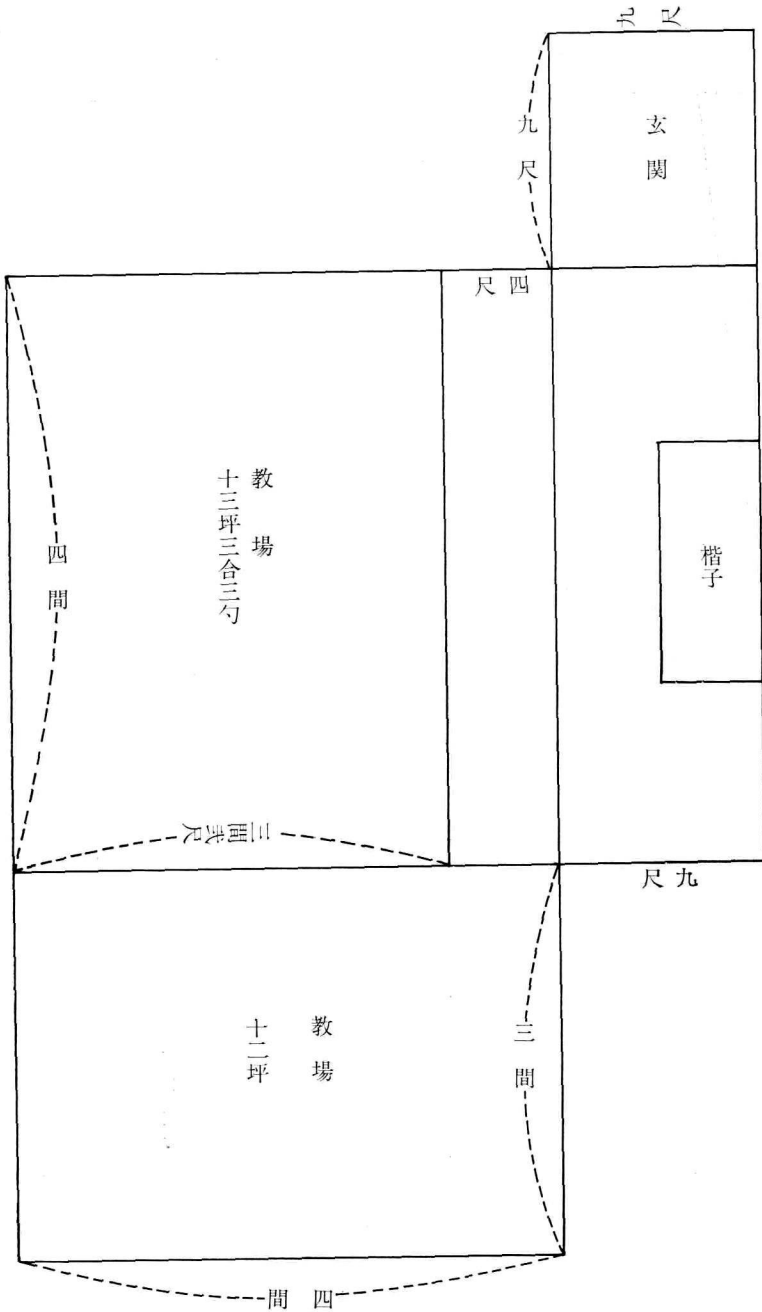
右願出候ニ付奥印候也

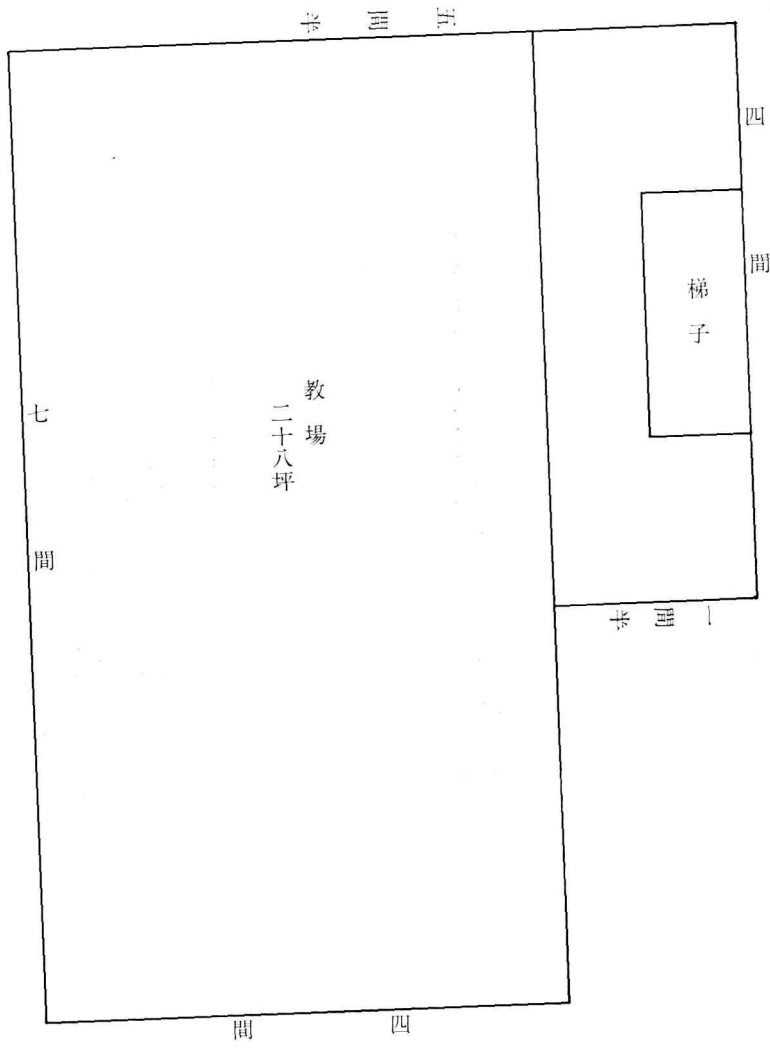
東京市小石川区長 佐藤正興[㊤]

〔別紙〕

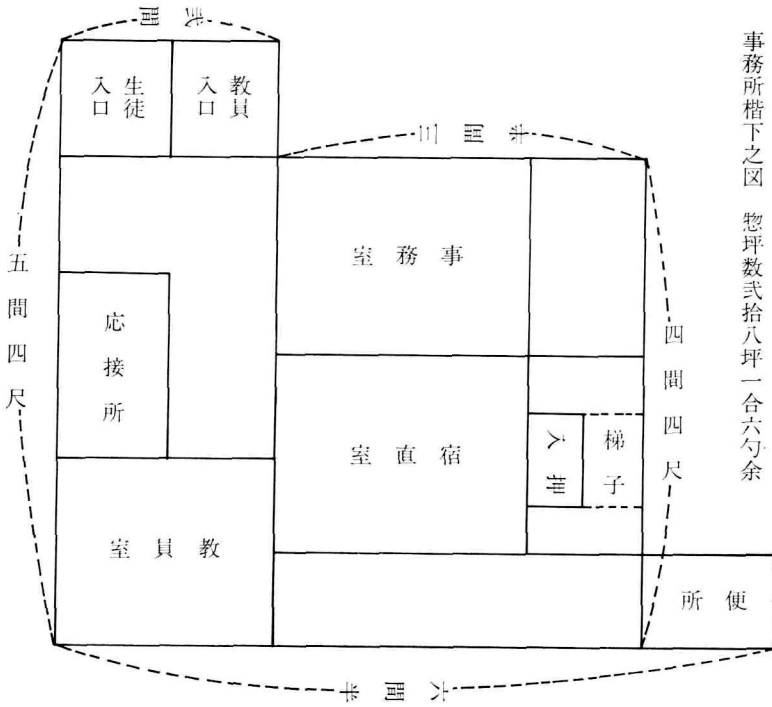


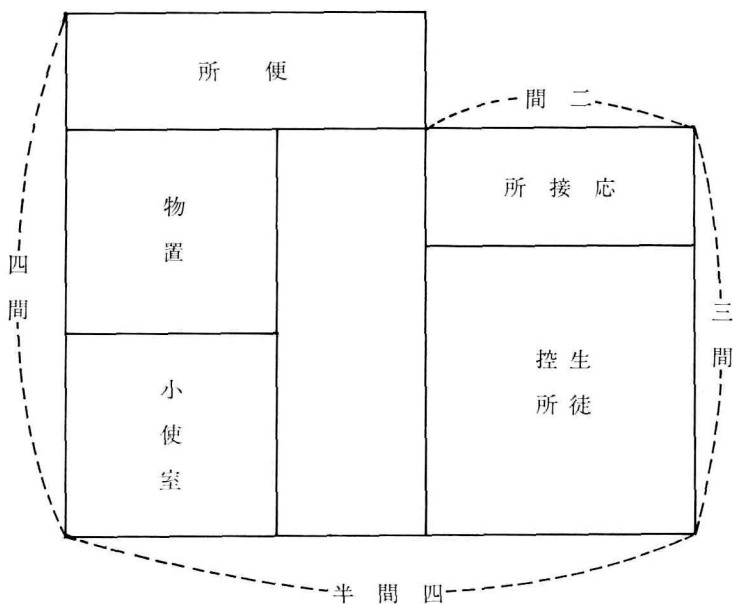
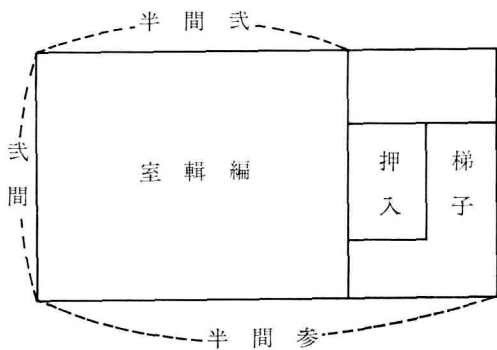
教場階下ノ図 惣坪参拾六坪二合五勺

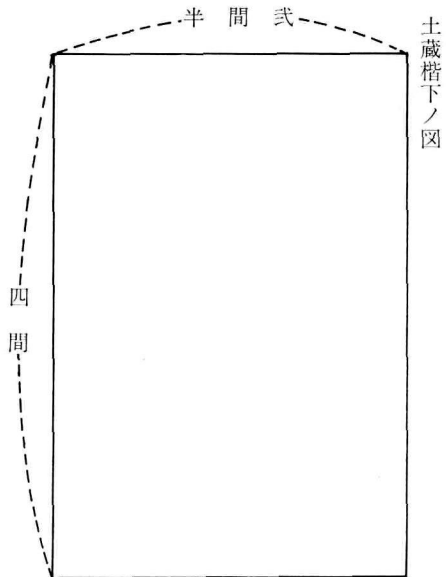
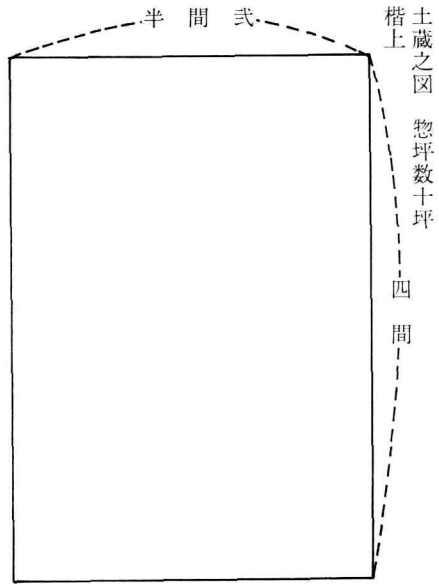




教場楕上之図 惣坪教參拾四坪







『明治三十年 第一種 第三課文書類別 学務
各種学校ニ関スル書類二』
東京都公文書館所蔵

二七三——私立哲学館移転式文部大臣榎本武揚

祝辞（明治二十二年一月一日）

本日哲学館ノ移転式挙行ニ際シ、予ニ一言ヲ索メラル、予本館ノ目的トスル所ヲ察スルニ、我邦ノ久伝セル東洋ノ學術ヲ振興シ、之ニ交ユルニ西洋哲学ノ粹ヲ以テシテ、教育宗教等ニ関シ、有為ノ哲学者ヲ養成スルニ在ルカ如シ、此レ一ノ美举ニシテ、予ノ特ニ嘉賞スル所ナリ、唯予カ生徒諸子ニ望ム所ハ、速ク将来ヲ慮テ、近ク速成ヲ期セス、深ク根柢ヲ養ヒテ、徒ニ膚浅ノ学風ヲ追ハス、輕躁ヲ戒メ、浮華ヲ斥ケ、着実堅固ニ其業ヲ進修シ、異日大ニ其実功ヲ顕表センコト是レナリ、聊カ所思ヲ陳シテ以テ祝詞ニ充ツ、

「哲学館移転式始末」(『哲学館講義録』第一期第二年級
三三三号外、明治二十二年一月二八日)

二七三——私立哲学館移転式館主井上円了演説

(明治二十二年一月一三日)

文部大臣并貴顕紳士諸君

本日ハ哲学館新築落成ノ披露トシテ移転式ヲ執行セルニ幸ニ貴顕諸士ノ来臨ヲ辱ウシ此ニ其式ヲ挙クルコトヲ得タルハ固ヨリ私人ノ幸ノミナラス本館一同ノ幸、独リ本館一同ノ幸ノミナラス世間苟モ我輩ト其主義ヲ同ウスルモノ、幸デアリマス先ツ本館創立以來ノ沿革ヲ略述シテ聊カ諸君諸士ノ御厚意ヲ謝スル心得デアリマス

倍テ哲学館ハ一昨明治二十年九月ノ創立ニカ、リ爾來二年二ヶ月ヲ経テ今日ニ至リ其間多少ノ盛衰モアリ又目的ノ上ニモ一ニ二点ノ變更モアリマシテ先ツ之ヲ創立シタル旨趣ハ世ノ晩学ニシテ速成ヲ求ムルモノ貧困ニシテ大学ニ入ルノ資力ナキモノ洋語ニ通セスシテ原書ヲ解セサルモノニ哲学及文学諸科ヲ教授スルノ目的ニ出テタルモノナレハ正ク帝國大学文科ノ速成科若クハ別科ニ当ルヘキ程度ノモノデアリマシタガ是レハ表面ノ目的ニシテ其裏面ニハ二種ノ意ヲ含ミテオリマシタ即チ其一ハ東洋学ヲ振起スルコト其二ハ哲学ノ必要ヲ世人ニ示スコトデアリマス東洋学ハ近年漸ク西洋人ノ注目スル所トナリ之ヲ研究スル道モ彼地ニ開ケテアリマスカラ其道ヲ我国ニ開キ之ヲ振起スルハ我学者ノ急務デアリテ其之ヲ振起スル方法ハ哲学ニヨラネバナリマセヌ是ニ於テ本館ノ学科中ニハ西洋哲学ト東洋哲学

ノ兩部ヲ置キテ西洋哲学ニ相對シテ東洋哲学ヲ研究セシムルノ方法ヲ設ケマシタ然ルニ世間一般ノ説ニハ東洋哲学ハ論ヲ待タス西洋哲学ニテモ苟モ哲学ノ名稱ヲ帶フルモノハ空理空論ヲ講スルモノデアリテ實際上何ソノ利益モナク亦之ヲ研究スル必要モナク哲学ノ流行ハ却テ世ノ進歩ニ害アルモノ、様ニ考ヘ哲学ノ何タルヲ知ラサルモノ世間ニ多ク見エマシタ此時ニ方リ哲学ノ実用ヲ世間ニ示シ之ヲ研究スルノ必要ヲ人ニ告グルハ哲学ニ従事スルモノ、責任ト思ヒ其目的ヲ帶ヒテ此館ヲ創設セルコトニナリマシタ其後未タ一年ニ滿タサルニ私ハ突然歐米周遊ノ途ニ上リ彼地ノ學問ノ景況ヲ實際上觀察スルニ及ヒ當時彼地ニアリテ第一ニ感シタルハ各国皆其國固有ノ諸學ヲ愛重シ之ヲ保護シ之ヲ基本トシテ學校ヲ設立シ生徒ヲ教育シ自ラ其國獨立ノ學風ヲ存スルコトデアリマス第二ニ感シタルハ各国皆其國ノ諸學ヲ講究シ終リ猶ホ余力アリテ他邦ノ學ヲ講究シ遠ク東洋諸邦ノ學ヲ研修スル學校ヲ設立シ或ハ東洋書類ヲ翻譯出版シ其研究却テ東洋諸邦ヨリモ盛シナルコトデアリマス第三ニ感シタルハ總シテ西洋各国ノ文明ハ独リ學問ノ進歩ニ由ルニアラス其所謂學者ハ學者タルヘキ德行アリ其所謂教育者ハ教育者タルヘキ実行アリ政治家ハ政治家ノ実アリ宗教家ハ宗教家ノ行アリ

智徳オノツカラ兼全シ言行オノツカラ一致スルノ風アルヲ見マシタ私モ是ニ於テ歸朝ノ後ハ哲學館ヲ改良シテ第一ニ我邦久來ノ諸學ヲ基本トシテ学科ヲ組織スルコト第二ニ東洋學ト西洋學ノ兩方ヲ比較シテ日本獨立ノ學風ヲ振起スルコト第三ニ智徳兼全ノ人ヲ養成スルコト第四ニ世ノ宗教者教育者ヲ一變シテ言行一致名実相応ノ人ヲ教育スルコト此諸点ニ力ヲ尽サウト思ヒマシタ而シテ歸リテ我邦ノ実情ヲ觀ルニ我邦ニ久伝セル諸學ヲ振起スルノ必要ヲ喋々スルモノアリ又其目的ヲ以テ雜誌ヲ起シ學校ヲ建ツル等ノ舉アリテ國典一方ヲ講究スルニハ皇典講究所アリ漢學一方ヲ講究スルニハ斯文齋アリ仏教一方ヲ講究スルニハ各宗ニ大學林アリ而シテ余以為ラク此ノ如ク我邦傳來ノ學各相分レテ其一部分ノミヲ講究スルトキハ其一方ノ學ノミヲ明カニスルニハ大ニ利アルモ學問ニ狭キノ不利アリ學問ニ狭キトキハ偏固ニ流レ活用ニ遠キノ弊アリ且ツ一國ノ學問ヲ此ノ如ク分立シテ研究スルトキハ互ニ他ヲ貶斥誹謗シ互ノ間ニ不和ヲ生シテ一致セサル恐ガアリマス是ニ於テ此諸學ヲ結合シテ之ヲ兼脩シ傍ラ西洋ノ學ヲ對照スルコトヲ得ル學校ヲ設立スルコトガ必要トナリマス然ルトキハ諸學ノ間ニ不和ヲ生シ偏屈ニ流レ活用ニ遠キノ恐レハアリマスマイ今哲學館ハ其地位ニ立チテ

先キニ創立セル旨趣ト洋行中經画セル主義トヲ合シテ其目的ヲ定メ是レヨリ漸々改良擴張シテ他日一箇ノ專門校ヲ開キ国家独立ノ大機關トモ云フヘキ歴史科言語科宗教科ヲ分チ日本大学トモ云フヘキモノヲ組織シ學問ノ獨立ト共ニ国家ノ獨立ヲ期スルコトヲ世間ニ發表致シマシタ本館創立以來今日ニ至ル迄入学セルモノノ凡ソ四百人アリ之ヲ館内員ト申シマス此外ニ講義録ニヨリテ自脩スルモノ二千四百十六人アリ之ヲ館外員ト申シマス昨今ニ至リテハ館内員凡二百名館外員八九百名アリテ其他ハ事故ニヨリテ中途ニシテ退學致シマシタ初メ之ヲ創立セシトキニハ固ヨリ無資本ニシテ又他ヨリ毫モ扶助保護ヲ受ケタルコトナク全ク有志ノ一時ノ寄附ニヨリテ創立費ヲ支弁シ當時本館ノ旨趣ヲ賛成シテ多少ノ寄附ヲナセシモノ二百八十人アリマシタ故ニ哲學館ハ二百八十人ニヨリテ設立シタルモノト申シテ宜イ其後毎月ノ費用ハ生徒ノ月謝ニヨリテ支弁シ未タ他ヨリ保護ヲ仰キタルコトハアリマセヌ故ヲ以テ私カ洋行ノ際ハ生徒モ幾分カ減少シテ財政上ノ困難ヲ來シ今回歸朝スルモ会々世人政熱ノ為メニ動搖セラル、折柄ナレハ生徒未タ其定員ニ滿タス從テ財政ノ困難ヲ免レスト雖モ新築早ク其功ヲ奏シ此ニ移轉式ヲ挙クルニ至レルハ実ニ本館ノ幸ト謂ハネハナリマセヌ新築八九

月十五日落成ノ予定ナリシモ同月十一日ノ暴風雨ニ会シ全棟顛覆破壊シ再ビ礎ヲ置キ工事ヲ起スニ至リ予算外ノ費用ヲ増シ前回ノ新築ト再築ト其他之レニ屬スル諸費ヲ合算スルトキハ凡ソ四千數百元ノ巨額ニ達シマスル然ルニ有志ノ寄附金モ其後漸々相集リ今日迄ニ既納ノ分凡ソ一千五百円ノ多キニ及ヒマシタレハ今後モ遠カラス負債ヲ償却スルニ至ルヘシト考ヘマス、サウシテ見レハ今日此工事ヲ終リ移轉ノ式ヲ挙クルニ至リシハ全ク有志諸君ノ厚意ニ成リタルニ相違ハアリマセヌ又我々ハ生徒一同ト共ニ此厚意ヲ謝セネバナリマセヌ以上本館創立以來ノ歴史沿革ヲ略述シテ移轉ノ旨趣トシ以テ本日大臣閣下並ニ貴頭紳士諸君ノ來臨ノ辱キヲ謝スル所デアリマス

『哲學館移轉式始末』(『哲學館講義録』第一期)

第二等級三三号号外、明治二二年一月二八日)

二七三—三 私立哲學館移轉式文學博士加藤弘之

祝辭 (明治二二年一月一三日)

加藤博士ノ祝詞筆記左ノ如シ (筆記者、館内員、保多守太郎)

今日は哲學館の移轉式、兼郁文館の開館式で、拙者は

郁文館の方には関係はないが、哲学館には最初から関係し、又将来も関係あれば、何か祝詞を述べよとのことであつて、拙者も何か一言述べやうと昨夜から考へて見ましたが、どうも面白い考へも付かない、勿論祝することは、祝すと唯々一言で済むことであるから別に申すこともない、誠にかういふ演説が一番困る、併し何の申さんではならぬから、言はないでも知れ切つて居るやうなことだが、今井上君が述べたことに付て少し心附いたこと丈を述べませう、

只今井上君が述べられた日本主義といふとは、至極宜しいことで、日本人としては、無闇に西洋を尊び我が邦を卑むなどといふことは言ふまでもなく不都合千万であるから、此学校が将来日本主義を執るといふ上に就ては何も異論は無いが、爰に学生諸子に少し注意してもらはねばならぬことといふのは、日本人には困ることには兎角軽躁の癖があつて、一旦西洋が善いとなると、一も西洋二も西洋と夢中になり、善いことでも悪いことでも無性に取り込まうとするに引替へ、我が邦のことといへば、どんな善いことがあつても振向ても見ぬ様になる、維新以来つひ近頃までは実にこの有様であつた、処が近年來漸く其の不都合に気が附て、自国に善いことがあれば勉めて保存せねばならぬとい

ふ議論が、或る部分に起つて来た、すると此度は前の反動で、一も二もなく我が邦在来の事物でなければならぬ、西洋の事物は皆不都合じや、と云ふやうな議論を吐く者がチラホラ見ゆるやうである、尤も今日はまだ西洋主義の方が多いことは多いが、段々右様の論者が殖ゑて来ては誠に困る、殊に学問を修むる者が、その様な偏見を抱ては、以ての外のことである、抑も哲学といふものは、むづかしく言へば際限もないが、まづ通俗に一言で申さば、理屈の学問である、さて理屈を研究するとすれば、前にも申す通り、理に東西の二通りはなく、欧も米も印度も支那も世界を貫いて動かぬ道理でなくては、眞の道理とは謂はれぬ、その眞理を研究せんとして哲学に従事する以上は、苟も脳裏に、東洋の学理が正しいとか、西洋の学理は間違て居るとか、予じめ土台を据えて研究に取りかゝりては、決して世界に通ずる眞理を發見することは出来ぬものである、加之しからのみならず哲学は今日に在ては、未だ数学や物理学などのやうに、原理が定まつて居らぬから、国々によりて学説の異なるばかりでなく、人々によりて大概皆その説を異にして居る、数学の如きは最もよく發達して居て、例へば二二が四となり、三三が九となるといふことは世界中何れに持て行ても間違はないが、

哲学に至ては、一人々々に異説のあるやうな有様故、中には二々が五、三々が八といふやうな間違が沢山あるかも知れぬから、他人より、どの理論が正しいと教へ示す訳にもゆかず、某の学説に従へと命令する訳にも勿論ゆかぬ、そこで哲学に従事する者は、勉めて虚心平氣になりて、日本なり支那なり印度なり欧米なり東西古今の嫌ひなく、手の届く丈ヶ広く学説を蒐集して、而る後不偏不党の考へを以て判断を下し、自から正当と認むる所の道理を案出するより外に研究の仕方はないのである、されば学生諸子も、日本人としては飽くまで日本を重せねばならず又学問を修むるのも到底日本の為めにするとの心掛けは無論肝要のことであるが、只道理を研究する方法の上に於ては、眼中唯々一の世界あるのみでなければならぬ、若し少しでも其間に古今彼我の甄別があらば、遂には偏屈固陋に流れ易いものであるから、勉めて虚心平氣になり、常々不偏公平の眼を以て諸学説を取り集め又判断するといふことに心掛けてもらひたいものである、

斯様なことは申すまでもない、極り切つた咄しではありませんが、今井上君が、学校の主義として日本主義といふことを述べられたのを、中には学問の方法と誤解する人もあらうかと心配しましたから、今此の学校

の主義を賛成すると同時に、聊か一言を添えて、学生諸子の注意を促したのであります、拙者は井上君の評論には至極同意であります拙者の申した事は井上君の申された事とは別の事を申したので其間に反対の意味は少しもありません唯諸君が井上君の言はれた事から誤解のない様にと注意するのみであります、

「哲学館移転式始末」(『哲学館講義録』第一期)

第二等級三三号号外、明治二年一月二八日)

二七四 私立哲学館新築落成開館式大鳥圭介・

蜂須賀茂韶等祝詞

(明治三〇年一〇月二・三日)

祝詞

講師総代 坂田文平

礪川の区原町の丘環らすに茂樹を以てし境静かにして氣清よし哲学館地を茲に卜して新たに校舍を築き本日開校の式を挙ぐ余俯仰觀覽して境土の静清を愛すると共に此館の艱難中より生出し来るを感ずるものあり惟ふに此館設立の目的は他日東洋大学科を設くるに在り前途遼遠なりと謂ふ可し井上館主赤身徒手を以て此大業を企て創開以來十有余年勉勵懈らす為めに海外諸国に遊歴し為めに

一道一府三十四県を巡廻す其他辛苦経営の勞幾んど夷の思ふ所に非ざるものあらん加之ならず將さに成んとするの校舍風伯に顛へされ又既に成るの校舍と書籍とを挙げて祝融に奪はる然れども此幾多艱難は毫も館主の志業を沮撓すること無く反て其精神氣力を陶鎔鍊磨して志業を玉成せしむるに足れり夫れ此不撓の精神氣力は独り此館をして必ず目的の地に達せしむるのみならず凡そ此館に学ぶ者をして日課の外静境の表觀感興起して自立せしむるものあらん是を祝辞となす

祝 詞 文科大学教授 文学博士黒川真頼

十とせはかりのむかしにもやあらむおのれひとりことにいへりしことあり道ある今の夫代はまことの道年月にひろまれりとそはなに、よりにいへりしそならは本郷蓬萊町なる哲学館のまうけありしを見ていへりしなりしかるを明治二十九年の十二月の火のわさはひにあひて講堂事務所寄宿舎のこりなくやけうせにきかねて事おこし、小石川原町のいとなみはこれによりていよ、いそきて三十年の十月にいたりて成ぬいとめてたしそのなりぬるを見ればありしよりはいとひろなるにてもまことの道のひろまれることはいちしるしかくてこの庭をふみならさむ人もこの年月のためしによりてます、おほからむことはなにをかはうたかはむいさ、かおもふころを

のへて今日の開館のいはひこと、

祝 詞

秘密顧問官 大島圭介

亜細亜の極東に国するもの日本支那朝鮮の三国是なり其学支那の太古に起り之を朝鮮に伝へ延きて我国に及ぼし印度の宗学も二国の紹介に由りて前後に伝来し儒仏の両道相並びて漸次に国内に播敷せり故に三国の風俗言辭は各異なりと雖其文章文字は軌皆一なり漢文の三国開化を道き其政治経史の学規を定め風俗人心を暢和せし功大なりと謂ふべし特に本朝に於て通儒高僧世を逐て輩出し研究鍊磨固有の人性に随ひ之を斟酌活用し以て治安の国制を定め内外折衷し出藍の精華を採収せり文に於て其名は漢学なれども其実は既に我国学に化成せし者なり而して近古に至り泰西の學術亦東漸し暇々日を逐うて煥發し文明の新光を全域に放ち開化の瑞氣を四方に伝へ西洋各邦に於ける累年の学事経歴先哲研磨の功績我国に入りて後僅に百年否五十年を出でずして机上に普及し其国運を發揚せし功の速にして偉なるは是れ儒仏の兩道に依りて養成せし国民の知識要素の已に備るありて之を接受する性の敏なると之に感応する智の靈なるに由なり新來の良苗美なりと雖預め田圃の開墾なくば豈一朝にして能く繁殖茂生すべしや今や東西の学相頼りて並進み国運を振興するの秋に当り我畏友井上博士早已に所見あり響き

に此哲学館を設け内外を通覧し古今を洞察し新に独立の学基を樹て薰陶鍛鍊以て我神州独立の元氣を養成せむと欲す嗚呼其志や深微其望や遠大なり精勵忍耐業進み功成り赫々の光輝を觀る必遠きに非るべし今日新築落成の盛會を開かるゝに当り余欣慕の余不似を顧みず聊數行の蕪辭を呈す

祝 辭

東京府知事 侯爵久我通久

本館新築功成本日を下して開館の典を挙く通久職を府尹に奉し茲に此館の盛典を挙ぐるを見る誠に欣喜に堪へざるなり

惟ふに國の獨立を扶植し國華を精粹にせんと欲せば其國固有の文教を發達開暢せしめざる可からず吾邦東洋の文教を伝へてより日既に久し上は制度文物の基本となり下は国民性行の要素となる其浸潤の久しきと化育の普及せるとは吾邦固有の文教と謂ふも誣言に非ざるなり今や吾邦万邦と對峙するの秋に当り斯文を研き斯教を究むるは刻下の急務に屬す本館茲に見る所あり創設以來日夜後進誘掖薰陶に努め今又更に館舎を新築し学科を改良し進んで其規模を拡張し斯文の振興を図るに至りたるは國家の慶事と謂ふ可し希くは來りて本館に学ふ者深く此意を体し浮華に流れず輕佻に趨らず勤強力行以て異日國家有用の士たらんことを

祝 詞

文部大臣 侯爵蜂須賀茂韶

本日爰に哲学館新築落成式を舉行するの吉辰に値ふ予の欣喜に堪へざる所なり顧ふに本館は館主か數年の刻苦經營に成りて其効頗る觀るべきものあり一朝祝融の災に罹りしも館主は不撓不屈の精神を貫き遂に能く此の新築落成の実績を挙ぐるに至る誰か之を感賞せざらんや抑も本館の目的とする所東洋固有の学理を研究し兼て泰西の哲理を參酌し以て國家の文明を裨補せんとするにあり予は常に其教育上最も臣民の愛國心を涵養するに於て効果の少からざるを信するなり

東洋固有の学たる時に弛張なきにあらす今は館主其人の如き者ありて殆んど其塵を起し絶を繼ぐの功を彰すのみならず猶進みて前途更張の方法を講せり誠心実意に非ざるよりは焉か能く此に至るを得んや予は今此新築落成式を祝し併せて本館の爾後益盛ならんことを望む

祝 詞

子爵 渡辺国武

本日哲学館開校式を舉行せらるゝに際し館主井上博士蕪言を徵せらる微恙身に在り遽かに盛意に當る能ざるか為めに茲に希望を一言して以て祝辭に代ふ

哲学の妙味は特に宇宙を解釈し宇宙を理會すべき受動的觀念に止まらずして宇宙を殺活すべき發動的活機に在て存す故に本館教育の結果としては國民教育論を一呼して

「独逸帝国の再造を鼓吹し以て宇内一般の大勢を顛倒したる「ふいひて」其人の如き者を出すことを欲して「エナ」仏軍の爲めに攻囲せられて国家の危急朝不測夕に際し安然として精神頭象論を完結せる「ヘーゲル」其人の如き者を出すことを願はず

人は哲学的動物にして哲学は人世必需の学なり故に其大經大法に至ては政事家も之を知らざるべからず実業家も之を知らざるべからず決して隠君子の翫弄物には非るなり決して円頂社会の専売品にも非るなり宇国の宰相「スライン」曰「哲学の概念理想なきものは以て豪傑と為す可らず仏国の学士「クーザン」曰「哲学者も亦決して其人類たるを忘る可らずと然り而して哲学の其本分を失ふや久し故に本館教育の結果としては比宿弊を一洗し将来陸続として国家有用の人材を輩出することを欲して高蹈勇退袖手傍觀人後に立て宇宙を冷笑することを願はず

哲学者は一身を以て真理の犠牲に供するの責任有て師説を墨守し成説に拘泥するの義務を有せず而して東洋人は一般に人類を人類視せずして超人類視するの習癖あり故に本館教育の結果としては其師「プレト」の觀念論に反対して実験論を主張し以て千載の下此学をして空論徒議に流れさらしむるが爲めに一大堤防を築きたる「アリストートル」其人の如き者を出すことを欲して其師「デ

カルト」の二元論に於る自家撞着を弥縫せむか爲めに畢生の氣力弁論を消磨したる「ギューラン」若しくは「マールブランシエ」其人の如き者を出すことを願はず

東洋人は理想に富み西洋人は実験に長す故に東洋哲学は其方式円満精微なりと云とも其材料往々杜撰誕妄なるを免れず西洋哲学は之に反して其材料豊富精確なりと云とも其方式往々支離淺薄なるを免れざる者あり而して本館講師諸君の多くは学東西に涉り識古今を貫き兵法上に所謂正変兼ね備へ水陸并ひ進の勇将なるを知る故に本館教育の結果としては能く二者を融会貫通して以て別に一大新機軸を出し所謂為三天地立極為三方世開太平の日あらむことを切望す本日哲学館開校式の挙あるを聞き雀躍三百備はるを君子に求むるの情切にして意迫る区々文辭を修飾するの違あらざるなり直ちに心血を録して以て祝辭に代へ併せて本館前途の隆盛發達を祈る

「哲学館新築落成開館式詳報」(『東洋哲学』第四編)

第九号、明治三〇年一月九日)

第二節 増改築

二七五——東洋大学教室新築認可申請書

〔大正一四年二月一八日〕

大正十四年二月十八日

東洋大学設立者

東洋大学財団理事

湯本武比古郎

文部大臣 岡田良平殿

左記

仕様書 壹

配置図 壹

構造図 貳

平面及側面図 壹

右工事費 金貳万參千五百七拾六円壹錢

〔添付書類〕

新築校舎仕様書

東洋大学

教室新築ノ件申請
 本学入学志願者逐年増加ニ対シ教室狹隘ニ付今回教室新築致シ度候条御認可相成度左記書類相添へ此段申請候也

名称	摘	要	称呼	数量	単価	金額
水盛遺形 ^(遺)	仮設工事	諸色損料	一式			一二〇、〇〇〇
足代棧橋	〃	〃	〃			五七〇、四五〇
下小屋及仮設物	〃	〃				六九〇、四五〇
小計	基礎工事					六九〇、四五〇
側廻及間仕切根伐	長中深 五十間 二尺二寸		坪		一、〇〇〇	七二、〇〇〇

階段受梁	米松	二間	四寸二分 四寸五分	本	二	五五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
式階 根太	松	一間	五寸敷居	本	四〇〇	七五〇	三〇〇、〇〇〇
式階 梁		本	五寸	本	三	四〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
タ、キ	下床	坪	タ、キ	坪	七二	一五、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇
式階 梁	〃	本	三十七尺 五寸 尺八寸	本	一六	六〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇
敷桁及間仕切受	〃	〃	五寸角	〃	三四	二、〇〇〇	六八、〇〇〇
胴差	〃	間	八寸 五寸	間	四八	六、〇〇〇	二八八、〇〇〇
隅柱	〃	〃	二十八尺 七寸角	〃	四	二一、〇〇〇	八四、〇〇〇
桂 <small>(柱)</small>	米松	本	二十七尺 五寸角	本	四九	一〇、四〇〇	五〇九、六〇〇
土台	檜	間	五寸角	間	四六	四、〇〇〇	一八四、〇〇〇
小計	運費共						二、九四二、二五〇
入口	江持石、六十		材料手間共		五間半	一八、五〇〇	一〇一、七五〇
根石	江持石八十 大谷尺八一段	延間	材料手間共 材料手間共		一四、 三九、 一一	二四、 七、 五〇〇	六二八、五〇〇
下タ、キ、下ノ土入	突堅メ共	〃			二十坪	一二、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
コンクリート	セキ板共	〃	長巾深 一尺八 五寸		八坪	一〇五、七五〇	八四六、〇〇〇
割栗石 目潰砂利	突堅メ共	〃	長巾深 八寸 五尺二寸		八坪	九四、二五〇	七五四、〇〇〇
木組工事							

第三章 施 設

火打梁	〃	六尺	四寸五分角	本	八	二、〇〇〇	一六、〇〇〇
床板	〃	張上	正八角	坪	七五	四、五〇〇	三三七、五〇〇
軒桁	杉		四寸角	間	二四	一、一〇〇	二六、四〇〇
小屋梁	米松	六間	四寸五分	本	一三	二四、〇〇〇	三二一、〇〇〇
真束	〃	十尺	四寸五分	本	一三	四、八五〇	六三、〇五〇
合掌	〃	二十一尺	四寸五分	本	二六	一七、〇〇〇	四四二、〇〇〇
桁行筋違	〃	十二尺	一寸七分	本	二二	一、四〇〇	三〇、八〇〇
方杖	〃	十四尺	三寸五分	本	二六	三、四〇〇	八八、四〇〇
転止メ	〃	二間	三寸	本	一一	三、七〇〇	四四、四〇〇
母屋及棟木	杉		山挽 四寸角	間	一三二	一、一〇〇	一四五、二〇〇
タルキ	松	二間	山挽 二寸角	本	二一〇	四、五〇〇	九四、五〇〇
裏板	杉	張上	野小舞	坪	七二	三、八〇〇	二七三、六〇〇
鼻隠シ	杉	巾六寸	板割	枚	一一	一、三〇〇	一五、六〇〇
広小舞	杉	二間	大貫	枚	一一	四三〇	五、一六〇
瓦棧鼻共	杉	二間	小割	本	四三二	一〇〇	四三、二〇〇
下見エ切	杉	二間	山挽 二寸角	本	一一	四五〇	五、四〇〇
窓欄間無目	米松	六尺	二寸五分	丁	二五	一、一五〇	二八、七五〇
〃 上梓	〃	〃	二寸五分	丁	二五	一、一五〇	二八、七五〇
〃 下梓	〃	〃	五寸五分	丁	二五	一、〇四〇	二六、〇〇〇

天井板 階下共	杉	張上 四分板	坪	一四四	四、〇〇〇	五七六、〇〇〇
釣木	〃	小割	本	八〇	一〇〇	八、〇〇〇
廻縁	米松	二間 二寸	本	六二	一、五五〇	九六、一〇〇
天井竿縁	エゾ	二間 一寸五分	本	二七〇	八五〇	二二九、五〇〇
破風板	米杉	五間 一寸五分		四		六〇、〇〇〇
外部腰羽目板	杉	六分板	坪	九	三、五〇〇	三一、五〇〇
外部下見板	米杉	張上 七寸板割 六分板二ツ割	坪	一一六	五、五〇〇	六三八、〇〇〇
窓及入口楣並ニ胴繫	〃	山挽 五寸二ツ割	丁	五〇	二、二〇〇	一一〇、〇〇〇
間柱	米松	二間 一寸二分	本	三〇〇	一、二五〇	三七五、〇〇〇
外部及内部木檜	杉	張上 三寸貫	坪	一七八	一、二〇〇	二一三、六〇〇
額縁内外 両口長押共	〃	二間 一寸三分 四寸五分	丁	二五〇	一、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
羽目板	米松	張上 正四分板	坪	七七	四、〇〇〇	三〇八、〇〇〇
胴縁	杉	〃 大貫 二ツ割ニテ	丁	四〇〇	二五〇	一〇〇、〇〇〇
笠木膳板共	〃	〃 一寸三分 三寸	丁	二五	一、〇〇〇	二五、〇〇〇
巾木 階下共	米松	二間 一寸二分 八寸二分	丁	六二	二、五〇〇	一五五、〇〇〇
入口下枠	払	六尺 六寸	丁	一		四、八〇〇
〃無目	〃	〃 二寸五分 五寸	丁	六	一、一五〇	六、九〇〇
入口上枠	〃	〃 五寸	丁	六	一、一五〇	六、九〇〇

第三章 施 設

内 壁 塗	左 官 工 事	坪	一六六	六、〇〇〇	九九六、〇〇〇
階段材一ヶ所	米松	本	二	七〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
筋違	十二尺 五寸板割	丁	一二二	一、三〇〇	一五八、六〇〇
其他補足材	杉、松				二〇、〇〇〇
鉄物	釘ボルト類	ㄨ	四三三	一、二〇〇	五一九、六〇〇
木工作	大工職	坪	一四四	二七、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇
建方大工手元其ノ他	鳶人夫	坪	一四四	三、四七〇	五〇〇、〇〇〇
小 計					一四、一五〇、八一〇
外部 木部	塗 師 工 事				
土台防腐材	生波 二回塗	坪	一九〇	一、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
小 計		一 式			一九〇、〇〇〇
土居葺	屋根及鍔工事	坪	七二	三、〇〇〇	二二六、〇〇〇
瓦 葺	キカイヘギニテ 二寸足	坪	七二	一四、〇〇〇	一、〇〇八、〇〇〇
軒 樋	引掛棧瓦 両面磨	坪	七二	一四、〇〇〇	一、〇〇八、〇〇〇
堅 樋	亜鉛鍍鉄板半間 径五寸	延 間	二六	二、五〇〇	六五、〇〇〇
小 計	〃 約三十尺 円径二寸五分	本	六	一五、〇〇〇	九〇、〇〇〇
					一、三七九、〇〇〇

屋根面戸塗	上塗マテ	延間	二六	五〇〇	一三、〇〇〇
雑費	諸色損料	一式			
小計					一、〇〇九、〇〇〇
建具工事					
窓硝子障子	引違	一口	二一口	四二、〇〇〇	八八二、〇〇〇
〃 上欄間	〃				
入口戸	引違及引戸	枚	九	三七、五〇〇	三三七、五〇〇
〃 上欄間	引違				
雑費		一式			
小計					一、二二九、五〇〇
合計					二二、五八一、〇二〇
生徒控所移転復旧工事（建坪四十六坪二合五勺）					
水盛遺形 ^(遺)	諸色損料	一式			八〇、〇〇〇
位転位置	埋戻共		四〇間	二、〇〇〇	八〇、〇〇〇
割栗	側間仕切り床蔽り下共	立坪	一坪	六三、〇〇〇	六三、〇〇〇
突堅メ	人夫		二二人	三、〇〇〇	六六、〇〇〇
側廻り間仕切り	小運搬共	立坪	一坪	一三七、〇〇〇	一三七、〇〇〇
根石据	セキ板	延間	四三・五〇	三、四四八・二	一五〇、〇〇〇
床蔽	突堅メ、コークリート	面坪	四五	一五、〇〇〇	六七五、〇〇〇

雑費									
小計									一、二五一、〇〇〇
移転工事									
移転	生徒控所木造二階建	建坪	九〇						三三九、〇〇〇 三二九、〇〇〇
小計									
木組工事									
土台	檣二間 五寸角	本	二三			八、〇〇〇			一八四、〇〇〇
足	腰廻り目板及下駄箱廻り補 スルコト	尺	バ			六六、〇〇〇			六六、〇〇〇
鉄物		坪				五、〇〇〇			五、〇〇〇
小計									四〇五、〇〇〇
合計	復旧工事数量ニ差異ヲ生セシ時ハ増減スルコト								一、九九五、〇〇〇

東洋大学京北中学敷地及校舎配置図青写真四葉〔略〕

『自大13年3月至昭3年6月 東洋大学専門部 東京』

国立公文書館所蔵

文部省 豊田属殿

東洋大学新築校舎ノ件回答

石井幹事

東洋大学

二七五—二 東洋大学新築校舎の件回答

〔大正一四年三月三一日〕

大正十四年三月三十一日

一、 図面ト内訳書（仕様者ト表記セルモノ）トノ各種材料記入寸法ニ一致ヲ欠クモノ多クアリ總シテ内訳書ノモノ小ナリ何レニヨリテ工事ヲ実施スルモノナリヤ不明。但シ内訳書記載寸法ニテ実施差支ナシ

答、内訳記載ノ寸法ニテ実施セリ

一、階段室階上ノ床構造図面ト内訳書トニヨリ推察セルモノトニ相違アリ内訳書記載ノ如キ構造ナクバ内訳ニ記載ノ梁寸法ニテ可。万一図面構造トナス時ニハB梁C梁ハ図面記入寸法ヨリ大トスル必要アリ
答(1)C梁ノ中央下ニ階段親柱兼用ノ柱(五寸角)ヲ建テタリ

(2)B梁ハ^{中六寸}成^{一尺五寸}ノモノ使用シタリ

『自大13年3月至昭3年6月 東洋大学専門部 東京』
国立公文書館所蔵

二七五—三 東洋大学校舎増築認可書

〔大正一四年四月二〇日〕

文部省東專七九号

東洋大学設立者

東洋大学財団理事

湯本武比古

大正十四年二月十八日付申請其学校舎増築ノ件認可ス
大正十四年四月二十日

文部大臣 岡田良平印

『認可書等級 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

二七六—一 東洋大学校舎増築認可申請書

〔昭和三年一月一〇日〕

校舎増築ノ件申請

本学昇格準備ノ為メ学部及同予科教室トシテ校舎新築致シ度候条御認可相成度左記書類相添へ此段申請候也

昭和三年一月十日 東洋大学財団理事 中島徳蔵印

文部大臣 水野鍊太郎殿

記

仕様書

配置図

設計図

警視庁許可書写

鉄骨鉄筋混泥土三階建(塔屋付)

壹棟

右工事費金壹万壹千八百円也

校舎増築工費支弁法

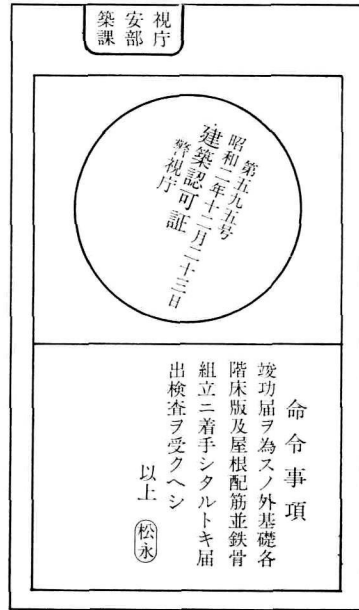
金八万壹千八百円也 工事費総額

右工費ハ東洋大学設立ノ積立基金ヨリ支出可致候

昭和三年一月十日

東洋大学財団理事 中島徳蔵

〔添付書類〕



〔表紙〕
「東洋大学増築工事設計仕様書」

東洋大学増築設計仕様書

(一)校舎

鉄骨 鉄筋コンクリート造三階建(塔屋付)

軒高 三十九尺一寸 塔屋上迄 四拾六尺〇寸

建坪 壹百七拾七坪壹合八勺四

延坪 四百九拾坪五合七勺二

内訳

第一階 一七七、一八四

第二階 一七六、七三六

第三階 一三四、三一九

塔家 二、三三三

割栗地形ノ上、鉄筋コンクリート基礎ヲ形成ス、主要梁、柱ハ鉄骨造鉄筋ヲ併用シ、一部梁柱ハ鉄筋コンクリート造トス、床、壁ハ鉄筋コンクリート造 但一階床ハ割栗地形ノ上普通コンクリート打トス、屋根ハ陸屋根トシ防水層ヲ施スモノトス、外部壁ハ色人造石塗洗出仕上トシ、内部壁及天井ハ漆喰木造間仕切ハラス張り下地モルタル塗ノ上漆喰巾木及床ハモルタル塗仕上トス
窓ハステイルサツシユ、廻転式トシ、内部窓及各所扉ハ木造トシ木部及鉄部ハペンキ塗仕上トス

右仕様

仮設工事

(二)遣方

係員ノ指図ニ從ヒ繩張りヲナシ、水盛遣方ハ水杭杉丸太、水貫杉大貫ヲ以テ隅々其他必要ノ箇所ヘ堅牢ニ取設ケ水平ヲ定メ壁真引シ正確ニ表記シ、尚構内適當ノ箇所ニ水準標ヲ取設クヘシ堅遣方ハ工事進行ニ從ヒ要所ヘ堅固ニ取設ケ何レモ時々歪ミ狂ヒヲ檢メ常ニ其正

確ヲ期スヘシ

(二) 足代 棧橋

工所用ノ足代棧橋ノ建地、布、筋違等ハ杉丸太ヲ歩板、棚板等ハ相当ノ厚ヲ有スル板ヲ使用シ、要所垂鉛鍍鉄線、素縄、鋸等ヲ以テ堅牢ニ結付ケ工事ノ進行ニ從ヒ掛払ヲナシ日々腐朽破損等ヲ注意シ常ニ其安全ヲ期スヘシ

(三) コンクリート 堰板

堰板ハ北海松板ヲ使用シ、裏棧適當ノ間ニ打付ケコンクリートノ幅及厚サヲ正確ニ横庄ニ耐ルヤウ堅固ニ取設ケ取外シハ係員ノ認許ヲ得タル後丁寧ニ之ヲ行ヒ、残リナク取払フヘシ

(四) 鉄筋コンクリート 仮枠

仮枠用木材ハ米松又ハ北海松ヲ使用シコンクリートトノ接触面ハ鉋削ヲナシ、孔隙ニハ埋木ヲ施シ堰板傍実矧又ハ突傍トシ、漏水ナキ様密着セシメ枠ノ結構ハ板北海松厚正七分以上、棧木、杉山挽二寸角、一尺二寸間以上支柱米松四吋角、以上ノ程度トシ総テ係員ノ認許ヲ得タル図面ニヨリ形状正シクコンクリートノ重量横庄、並ニ作業荷重ニ耐ル様堅固ニ作りボールト、クランプ鉄線其他適當ノ締金物ヲ使用シ、引通シ、垂直、矩ノ手等正シク総テ堅牢ニ且ツ取外シ容易ニ構設スヘシ

(五) 鉄筋コンクリート 仮枠取外シ

仮枠取外シハ大略左記期間經過後ニ輕キ工具ヲ使用シテ丁寧ニ之ヲ用ヒ再用ノ分ハ掃拭ノ上整理スヘシ、但シ期間ハ天候等ニヨリ延期セシムルコトアルヘシ

一、柱側板

六、七、八、九
四ヶ月間ハ、
其他ノ月ハ
三昼夜

一、厚一尺以下壁枠

六、七、八、九
四ヶ月間ハ、
其他ノ月ハ
三昼夜

一、大小梁側板

六、七、八、九
四ヶ月間ハ、
其他ノ月ハ
七昼夜

一、スラブ枠

六、七、八、九
四ヶ月間ハ、
其他ノ月ハ
十四昼夜

一、大小梁底板

六、七、八、九
四ヶ月間ハ、
其他ノ月ハ
十四昼夜

(六) 養生

工事中毀損又ハ汚染ノ虞アルモノハ木材、紙類、葎等夫々適當ノ材料ヲ以テ養生ヲナスヘシ

(七) 場内掃除

工事中ニ生スル塵芥、鉋屑、鋸屑、其他不用ノ木石等ハ随時構外ニ搬出シ建築場内ハ常ニ清潔ナラシムヘシ

基礎工事

(一) 根切

根切ハ図面ニヨリ正確ニ掘立テ係員ノ検査ヲ受ケ堀上土砂ノ内埋戻ノ量ヲ適當ノ箇所ヘ堆積シ残土ハ示定ノ場所ニ運搬スルモノトス

(二)排水

根切、割栗石搗固メコンクリートノ地中施工ニ差支無キヤウ適宜排水ヲナスヘシ

(三)割栗地形

幅、厚等総テ図面ニヨリ割栗石ハ硬質材ニシテ長サシ図面ノ通り厚ハ長サシノ二分ノ一以上ノモノヲ使用シ各箇小端立ニ列ヘ目潰砂利ヲ加ヘ重量三十貫以上ノ胴突ヲ以テ約二寸通り搗沈メ更ニ目潰砂利ヲ加ヘ大蛸ヲ以テ上端図面示定ノ高サニ不陸ナク搗均スヘシ

(四)コンクリート用材料

コンクリート用材料ハ左記品質ノモノヲ使用スヘシ

(イ)セメント セメントハ内国製ニシテ農商務省ポー

トランドセメント試験法(大正八年六月改訂告示 第七十七号)ニヨリタル試験ニ合格スルモノ

(ロ)川砂川砂利 川砂及川砂利ハ酸氣、泥氣、塩氣、

塵芥等ノ混合ナク、砂ハ粗粒勝ノモノ、砂利ハ硬質ニシテ径一寸以下三分目止リノモノ

(五)コンクリート(鉄筋ノ入ラサル) 調査

調査ハ左記ノ通り量器ハ一々検査ヲ受ケ正確ニ計量ス

ヘシ

セメント 四分ノ一樽(九十五听)

川砂 三立方尺

川砂利 六立方尺

但鉄筋入コンクリート調査ハコンクリート工事項参照

(六)コンクリート練方

練方ハ凡テ係員ノ承認シタル分回混和機ヲ使用シ毎回適量ヲ投入シ水量正確ニ充分ニ混和スヘシ

(七)コンクリート打方

コンクリートノ打込面スヘテ水洗ヲナシ小蛸ヲ以テ充分ニ搗固メ仕上面水平ニ均シ、日光、寒氣、降雨、荷重等ニ対シ夫々適當ノ養生ヲ施スヘシ但シ練合後直ニ打込ムヘシ又氣温華氏三十八度以下ナルトキハ施工ヲ中止スルコトアルヘシ

(八)埋戻及盛土

コンクリート壁地盤線以上ニ達シタル後清潔ナル根切土ヲ以テ厚約二尺ツ、埋立テソノ都度丁寧ニ搗固ムヘシ盛土ハ清潔ナル根切土ヲ以テ図面示定ノ高サニ厚約一尺ツ、搗固ムヘシ

コンクリート工事

(九)セメント

特ニ示定スルモノ、外、基礎工事 (四)項(イ)ニ示シタル

ト同質ノモノ

(二) 砂

一平方吋十六孔ノ篩ヲ通過シ同二千五百孔ノ水篩ニ残留シタル川砂其他ノ硬質粒ニシテ酸氣、塩氣、泥粉ノ混入附着等ナキモノ

(三) 凝原体

左記大粒凝原体ハ使用前水洗ヲナシ酸氣、塩氣、泥粉、硫黄、質物、石灰質物等ヲ除去シタルモノ

(イ) 川砂利、碎石 八分目篩ヲ通過シ、二分目篩ニ残留スル硬質ノ川砂利又ハ碎石、鉄筋コンクリート

工事ニ於テ鉄筋ノ密集部等ニハ四分目篩ヲ通過シ一分目篩ニ残留スルモノヲ使用スヘシ

(ロ) 石炭滓 八分目篩ヲ通過シ、二分目篩ニ残留スル

石炭滓

(四) コンクリート調合

調合ハ左記ノ通り、量器ハ一々係員ノ検査ヲ受ケ正確ニ計量スヘシ

(イ) 鉄筋入コンクリート

セメント 四分一樽 (九十五听)
砂 二立方尺
凝原体 四立方尺

(ロ) 鉄筋ヲ入レサルコンクリート

セメント 四分ノ一樽 (九十五听)

砂 三立方尺

凝原体 六立方尺

(イ) 石炭滓コンクリート

セメント 四分ノ一樽 (九十五听)

砂 三立方尺

石炭滓 六立方尺

(ロ) 鉄筋入コンクリート練方

混和機ハ係員ノ承認スル分回混和機ヲ使用シ水量ハ係員ノ示定ニ從ヒ充分ニ混和スヘシ又小局部的ノモノノ外一切手練ヲ許サス

(イ) 鉄筋入コンクリート打方

仮枠内ニ鋸屑、鉋屑、塵芥等ナキ様充分ニ掃除ヲナシ枠材ハ適量ノ湿氣ヲ加ヘ漏水ノ恐れアル箇所ハ示定ノ方法ヲ以テ之ヲ防キ打方ハ左記ノ通り施工シ打終面ハ濡筵等ヲ以テ養生ヲナスヘシ

(イ) 柱、壁 適當ノ工具ヲ以テコンクリート中ニ少シ

モ氣泡、帶水等ナキ様充分突出テ各回打終リハ略水平ニ均シ上層打込ハ上端充分ニ水洗ヲナシ緩硬セメント一、川砂一ノモルタルヲ厚約二分敷均シタル上之ヲ行フヘシ

(ロ) 大小梁、スラブ 大小梁トスラブノ連続スルモノ

(一)材料

鉄 工事

- ハ大梁下端ヨリスラブ上端マテ全厚ヲ一回ニ打立
テ梁スラブトモ打継ノ位置ハ係員ノ指図ヲ受クヘシ
- イ尾根スラブ 打込ハ床スラブニ準シコンクリート
ノ硬化前ニ図面ニ従ヒ正確ニ打均シ樋、吐口枴等
ノ取合其他必要ノ箇所ニ雨樋及晝物止め木片ヲ埋
込ムヘシ
- ニ階段 段形、踊場トモ正確ニ全部ヲ一回ニ打込ミ
図面ニヨリ手摺取設ケ段毎ニ上端水平ニ均スヘシ
- 七打込時間
コンクリートノ打込時間ハ総テ練合後十五分間以内ニ
打込及搗固ヲ終ルヘシ
- 八養生等
左記事項ハ一々係員ノ指図ヲ受クヘシ
- イ雨天 完全ナル上家ノ設備アル場合ノ外、雨天ノ
場合ニハ施工ヲ禁止スヘシ
- ロ気温 華氏三十八度以下ニ下リタル時ハ施工ヲ中
止スヘシ
- ハ養生
コンクリート打立後約四日間ハ降雨、寒氣、
日光ニ対シ相当ニ養生ヲナシ炎暑ノ時期ニ
施行ノ場合ハ時々之ニ撒水スヘシ

品質ハ左記ノ如キモノトス

- イ鋼材 構造用形鋼、鋼板、丸鋼等ハオーブンハー
ス製鋼材ニシテソノ抗張強ハ一方吋ニ付五万式千
听以上、弾性極限ハ其二分ノ一ヨリ少カラス伸度
ハ長サ八吋ニ対シ式割ヨリ少カラス各材表面平滑
ニシテ鱗裂、泡痕条疵等無ク形状正シク真直ナル
モノ
- ロリベット用鋼材 リベット用材ハ其抗張強一方吋
ニ付五万听以上弾性極限ハ其二分ノ一ヨリ少カラ
ス伸度ハ長八吋ニ対シ二割二分ヨリ少カラサルモ
ノニシテ冷曲百八十度ニ及フモ外面ニ罅裂ヲ生セ
サルモノ
- ニ鋼材ノ裁断及屈曲法
材料ノ裁断及屈曲方法ハ左記ノ通り施工スヘシ
- イ形鋼、鋼板等ノ裁断 形鋼、鋼板等ノ裁断ハ総テ
寸法及矩ノ手正シク断面ニ凹凸及歪無カラシムヘ
シ
- ロ曲ケ方 屈曲シテ使用スヘキモノノ形状ハ現寸
図、又ハ形板ノ検査ヲ受ケ係員示定ノ方法ニヨリ
正確ニ施工スヘシ
- ハ鉄筋曲ケ方 鉄筋コンクリート用材ノ屈曲ハ適當
ナルバーベンダアヲ使用シ加熱セス漸次平等ニ力

ヲ加へ同寸、同形ノモノハナルヘク同時ニ総テ正確ニ図面ニ適合セシメ之ヲ行フヘシ

(三) 鉄綴

リベット孔ノ擊穿ハ位置極メテ正確ニ鉄径ヨリ十六分ノ一吋以上大ナラシメス、孔心ノ相違ヲ訂正スル場合ハリマーヲ使用シテ之ヲ行フヘシ

鉄綴ハ先ツボールトピン等ヲ以テ要所ヲ繫結シテ仮組ヲナシ止ヲ得サル局部ノ外適宜ノ動力機ヲ使用シテ全ク間隙無ク綴結シ、鉄頭ハ半球形トシ、其毀損シタルモノ、表裏同中心ニアラサルモノ緊着セサルモノ並ニ、過度ニ熱シタル鉄ハ総テ除去リ、更ニ適宜ノ方法ニヨリ綴結スヘシ

(四) 柱、梁ノ結構

各柱、梁、胴差等ハ夫々図面ニヨリ寸法、矩ノ手正シク全長真直ニ、鉄綴ハ(三)項ニヨリ示定ノ分ハ埋頭鉄トシ、露出材ハ特ニリベット頭等ノ形状、鋼板ノ断面等手際ヨク工作スルモノトス

(五) 柱、梁ノ組建

現状組立ハ左記ニヨリ仮設繫結材ヲ充分ニ使用シ位置正確ニ、垂直、水平、引通シ等正シク凡テ順序ヨク組立ヘシ

イ、柱、基礎上ニ馴染ヨク建テ植込ボールトヲ以テ

締固ムヘシ

ロ、梁、胴差、相互ノ間隔高サ等図面ニヨリ架渡シ、接合部等一々示定通り施工スヘシ

(六) 鉄筋架設

鉄筋コンクリート用筋材ノ寸法、組立等スヘテ図面ニヨリ、各筋ノ組方ハ総テ堰板ト同中心トシ間隔等正シク配合シ交叉筋結束ハ亜鉛鍍鉄十八番乃至二十番線ニ卷トシセメントブロック鋼材セバレーター等示定ノ通り使用シ、コンクリート折込ノ際筋材ヲ移動セサルヤウ架設スヘシ

(七) 繫結金物

左記繫結用金物ハ特ニ示定スルモノ、外鍛合ヲ施サス、図面ノ通り形状寸法正シク製作シ、一々検査ヲ受ケ錆止塗ヲナスヘシ

(イ) 木材繫結用鉄物 ボールト等ノ寸法ハ夫々示定通りボールト座鉄ノ大サハ径ノ三倍以上、厚ハ三分ノ一以上トシ何レモ無疵ニ製作スヘシ

(ロ) 釘、鋸等 釘ノ長サハ木厚ノ二倍半以上トシ、鋸等ハ寸法、形状係員ノ指図ニ従フヘシ

(ハ) 雑鉄物 窓及出入口枠、取付用、繫引鉄物、樋受鉄物等ハ夫々図面及指図ノ通り製作スヘシ

木工事

(一) 木工事ノ箇所

一、二、三、各階間仕切壁及出入口枠及建具ノ一部等トス

(二) 軸部構造

スヘテ図面ニヨリ、用材、見エ掛リ鉋削トシ歪ミ引通シ等ヲ檢メ堅固ニ施工スルモノトス、土台、柱等米松材ヲ使用シ、柱ハ三吋×五吋、六尺間以内間柱柱ニツ割尺五寸間以内ニ建込コンクリートニ接触スル面ハクレオソート塗立テ植込ポールトニテ締付クヘシ

(三) 出入口枠

出入口枠ハ米松図面ニヨリ、見エ掛リ上鉋削リ納差ハスヘテ襟輪附二枚柄トシ堅木製楔飼ヒ固メ指定ノ鉄物ヲ使用シ、位置正確ニ矩ノ手正シク通り良ク堅固ニトリツクヘシ

(四) 戸及引違障子

腰唐戸ハ榎米松其他米杉上小節材何レモ図面ニヨリ、上々鉋削リ寸法正シク榎、棧トモ面取り、小穴突キ何レモ二枚柄差糊差トシ堅木製楔打込ミ、鏡板小穴ニ仕合セ指立テ真鍮製四寸蝶番三枚釣リ結錠彫込ミ(両開キ戸ハ掲落シ金物ヲ仕合セ) 煽止金物ヲ取付クヘシ、引違障子ニハ真鍮製レール二分×三分鉄製溝車、及真鍮製締金物等仕合セ召合セ建付ケ具合ヨク施工スヘシ

(五) 雜作及建具用材

雜作及建具用材ハ総テ乾燥充分ナル材料ヲ使用シ、後日ノ狂ヒナキヲ期スヘシ

金属板工事

(一) 堅樋

銅板尺平方八十匁付長堅樋六本ハ三寸×四寸其他二寸×三寸、縦矧目コハゼ掛ケ継手挿込ミ、下部ニ漏斗ノ形掃除口取設ケ、位置図面ニ倣ヒ配置シ、受鉄物四尺間以内ニ呼樋頭部コンクリート受柁ト堅樋トヲ聯結スル呼樋ハ銅板尺平方八十匁付ヲ以テ製作シ雨仕舞ヨク取付クヘシ

(二) ラス張り

各階木造間仕切用ラスハ、山八分ノ三吋廿八番ヲニタ山重ネニ横張釘打トシ、コンクリート壁突付ケ部ハコンクリート内へ約五分位差込ムヘシ

金物工事

(一) 鉄障子

鉄障子ハ寸法形状図面ノ通り信用アル製造会社ノ製品ヲ使用スルモノトシ錆止塗ノ上開閉見合ヨク堅固ニ取付クヘシ

(二) 建具金物

建具金物ハ主トシテ真鍮製トシ各建具ニ応シ適當ニ堅

牢ナルモノヲ見本呈出、係員ノ検査ヲ得テ使用スルモノトス

(三)溜枘蓋

溜枘毎ニ、鑄鉄製基盤目蓋取設ク可シ

左官工事

(一)屋内漆喰塗

漆喰調合左ノ通りトス

下塗 蠣灰 四斗 粉石灰 六斗

角又 並九百五十匁 浜砌 並七百五十匁

村直シ 蠣灰 二斗 粉石灰 四斗

角又 中八百五十匁 浜砌 中七百匁

中塗 蠣灰 四斗 粉石灰 三斗

角又 上八百五十匁 浜砌 中七百匁

上塗 蠣灰 上八斗 粉石灰 上二斗

布海苔 一貫目 浜砌 上六百匁

内壁天井共右調合ノモノ厚六分ニ塗立木造間仕切ハ下地モルタル塗ノ上漆喰塗ヲナスベシ

(二)外壁人造石塗

外部各所パラベット内側共洗出厚八分以上、調合ハ係員ノ指定ヲ受クヘシ

(三)モルタル塗

(イ)コンクリート下地モルタル塗

コンクリート下地表面水洗ヲナシ下塗、調合セメント一立方尺川砂二、五立方尺ヲ以テ厚約二分塗り表面搔キ荒シ上塗ヲナスヘシ

(ロ)床モルタル塗

モルタル塗仕上床ノモルタルノ調合ハセメント一、川砂二、ノ容積割合トシ下地コンクリート面充分ニ掃除於水洗ヲナシ厚約八分塔屋床六分ニ鍍付不陸ナキ様町寧ニ施工スヘシ

(イ)床防水層下モルタル塗

床防水層下地ムラ直シトシテモルタル(調合セメント一、川砂二)ヲ厚平均四分塗仕上トシ表面不陸ナク仕上クヘシ

(ニ)其他モルタル塗

内部巾木成七寸(ロ)ニ準シ壁チリ一分五厘ニ仕上、内部木造間仕切壁及巾木下地モルタル調合セメント一立方尺、川砂二、五立方尺、苧適量ヲ以テ塗立各庇上端ハ防水モルタル(ロ)ニ準シ防水劑適量調合ノ上樋溝形成塗仕上トス

塗師工事

(一)塗師工事施行ノ箇所

内外木部及鉄部見エ掛ハスヘテ塗師工事ヲ施工ス

(二)ペンキ塗

(イ) 木材面ペンキ塗

ペンキ材料ハ総テ内地製優良品ニシテ鉛白、生亜麻仁油、テレメン、糊状乾燥料、顔料等ノ調合ハ施工ノ箇所ニ応シ適當ニ調合シ見本塗検査ヲ受クヘシ塗方ハ、塗面全部硝子紙ヲ以テ稜角等毀損セサル様磨擦シ生節ハ節止塗料ニ回塗立テ塗面塵払、検査ヲ受ケ下塗ムラナク地薄ニ塗立テ釘頭其他ノ孔隙ハパテカイヲ施シ第二回塗ハ下塗ノ乾燥硝子紙磨キ塵払等検査ヲ受ケ下塗同様ニ塗立テ仕上塗ハ下地硝子紙磨キ塵払ノ上ムラ刷毛目等ナク手際ヨク仕上クヘシ但小穴入ノ部分合決リ等ノ下水及建具硝子決リハ取付前ニ二回塗立ツヘシ

(ロ) 鉄材面ペンキ塗

鉄障子、豎樋用櫃金物其他鉄部見エ掛リハ塗面ノ錆氣ハ鉄線ブラシ等ヲ以テ完全ニ除去シタル上ハ光明丹錆止料（調合、光明丹二十八听ニ対シ生亜麻仁油三升五合）ヲムラナク厚膜ニ塗立テ更ニ(二)項(イ)ニヨリ下塗以外ノペンキニ二回塗上クヘシ

(三) クレオソート塗

木部ノ煉瓦又ハコンクリートト接触スル面ハクレオソート二回塗施スヘシ

硝子工事

(一) 材料

硝子ハ左記品質ノモノタルヘシ

内地製厚並一分（十四乃至十六オンス）素通ニシテ何レモ厚ノ著シキ不同、捻レ、気泡、波面等無キモノ、出入口及内部窓ハ一部曇硝子ヲ使用スルモノトシ特ニ優良品ヲ使用スヘシ

(二) パテ

純良胡粉十听、鉛白一听ノ割合ニ適量ノ亜麻仁油ヲ混和シテ充分ニ練合セタルモノ

(三) 建具硝子切嵌メ

硝子板寸法実測ノ上長サ幅トモ約五厘小形ニ切り敷パテヲ施シ馴染ヨク嵌込ミ、詰パテ隙間無ク填充シ上ハパテ圧付ケ切均シ喰ミ出シハ一週間後ニハ搔キ取り両面トモ拭掃除ヲナスヘシ、鉄製建具ハパテ決リヲ有スルモノハ押ヘ金物ヲ使用シ有セサルモノハ押ヘ金物ヲ使用シ有セザルモノハ硝子止釘挿シ其他ハ木製建具ニ準シ施工スヘシ

雑 工 事

(一) 陸屋根防水層工事

陸屋根防水層ハ図面ニヨリ左記順序ヲ以テ入念ニ施工スヘシ

一、モルタル塗

左官工事(三)項(ハ)参照

二、アスファルト液
三、アスファルトフェルト一号品

四、アスファルト液

五、ラバロイド一号品

六、アスファルト液

七、ラバロイド二号品

八、アスファルト液

各フェルト及ラバロイド継手重ネハ三吋以上トシ重ネ
目総テアスファルト液塗トスベシ各層アスファルト液
塗ハムラ無キ様平均ニ塗付クベシ（杓子類ヲ以テ流ス
ベカラス）前記順序施工ノ上ニ防水立上リ共焼豆砂利
散布ノ上一、二調合モルタル厚六分塗目地切仕上、

雑 件

(一) 掃除

建物落成後直チニ内外掃除ヲナシ竣工検査ヲ受ケ施主
ニ引渡スモノトス

(二) 仕様書ト図面

仕様書ト図面トニ相互不徹底又ハ矛盾スル箇所アルト
キハ予メ見積前ニ於テ之ヲ設計者ニ質シ請負契約後ニ
於テハ凡テ設計者及係員ノ意志ニ従ヒ施工スルモノトス
(三) 構造上必要ナル施工

図面及仕様書ニ明記ナキ箇所ト雖モ構造上必須欠クヘ

カラサル構架ハ請負人ニ於テ違議ナク之ヲ施工スヘシ
四) 木煉瓦

木煉瓦ハ檢材ヲ以テ示定ノ形状ニ作り防腐剤一回塗ノ

上指定ノ位置ニ積込ム可シ

(五) 電灯事(マ)（器具其他係員ノ指定ヲ亨ク可シ） 一式

(六) 避雷針工事 塔家へ（式基） 一式

(七) 各堅樋下部其他溜枴ヲ設ケ土管ヲ以テ指定ノ箇所へ排

水ス可シ

(八) 左記物件及工事ハ見積外トス

(イ) 家具類、教壇、黑板類、 一式

(ロ) 各所配線配管工事（電灯以外） 一式

(ハ) 式階手洗器式ケ所取付ケ完全ナル配管ヲナス可シ

(ニ) 道路側壁、係員指定通りストープ用煙突穴及目金石取

設ク可シ

以上

注意事項

現在敷地内ノ貸家取払後建築スルモノトス

鉄筋混凝土三階建東洋大学書庫建築構造計算書

NOV. 1927 [略]

東洋大学新築工事設計図一四枚 [略]

『自大13年3月至昭3年6月 東洋大学専門部 東京』

国立公文書館所蔵

二七六一 東洋大学校舎増築認可書

〔昭和三年二月八日〕

東專一―号

東洋大学設立者

東洋大学財団

昭和三年一月十日申請校舎増築ノ件認可ス

昭和三年二月八日

文部大臣 水野錬太郎閣

『認可書等綴 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

二七七 東洋大学講堂建設後援会寄付金要請

（昭和八年八月）

拝啓貴台益々御清栄奉賀上候

陳者東洋大学講堂建設は多年の懸案にして我々の久しく
待望せる所に有之候然るに今回全学生の熱望と学校当局
の努力とに依り今や之が実現を見んとするに至り候に付
ては我々は其の主旨を賛し満腔の熱意を以て之が達成を

期し茲に東洋大学講堂建設後援会を組織致し候間御賛成
を賜り度候尤も本会は種々の事業を以て講堂建設の後援
に努力するものに有之候へば御寄附金の申込及び払込は
東洋大学にあて直接に願上候 敬具

東洋大学講堂建設後援会々長

井上哲次郎

同 副会長

田中 治六

各 位

（規約及発起人略）

『東洋大学々報』第一三号（昭和八年八月一日）

二七八―一 東洋大学校舎増築認可申請書

〔昭和八年五月一日〕

校舎増築ノ件申請

東洋大学昇格認可条件ヲ充タス為メ学部及予科教室並講
堂増築致シ度候条御認可相成度左記書類相添へ此段申請
候也

昭和八年五月一日

東洋大学財団理事 高楠順次郎閣

文部大臣 鳩山一郎殿

記

一、警視庁許可書写

一、仕様書

一、配置図

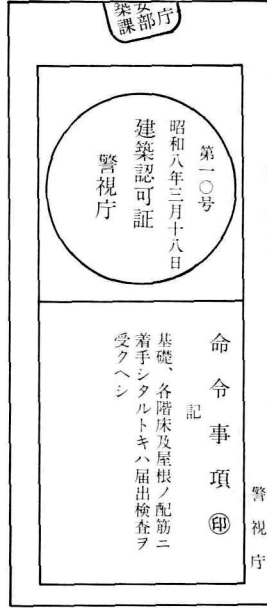
一、設計図

鉄骨鉄筋混泥土三階建

老棟

右工事費金拾八万貳千円也

〔添付書類〕
写



〔表紙〕
「東洋大学講堂新築工事仕様書」

階	室名	床	壁	腰	天井	造作	仕上
汽暖 居室	汽暖 居室	モルタル	漆 ノロビキ	モルタル 五尺	漆 ノロビキ	鋼建 製具	ペンキ
機械 休息 室係	モルタル	漆 ノロビキ	モルタル 五尺	漆 ノロビキ	鋼建 製具	ペンキ	

東洋大学講堂新築工事仕様書

本工事ハ東京市小石川区原町十七番地東洋大学講内ニ
新築スルモノニシテ本仕様書及設計図ニ依リ施工完成
スルモノトス

建物ノ梗概

構造種別 鉄筋コンクリート及鉄骨鉄筋コンクリート

造、地下一階地上三階建

建築面積

地階 七拾壹坪壹合式勺五才
壹階（建坪） 貳百拾八坪五合

貳階 貳百九坪壹合式勺五才

參階 貳百壹坪式合五勺

合計（総延坪） 七百坪

外部仕上 鍍色人造石塗洗出仕上

屋 根 鉄骨トラス上ニ鉄網コンクリート及防水層ヲ
施シモルタル塗仕上及一部鉄筋コンクリート

防水層仕上

間仕切 鉄筋コンクリート及木造

室 内 仕 上

階段仕上

〃	〃	三	〃	〃
映写室	控室	棧敷	控室	舞台
右同	右同	モルタル	モルタル	東立床米松椽 甲、客席側目 ラワン羽目
右同	漆喰	水性粗面 ペンキ	右同	漆喰
右同	右同	巾木モルタル 高五尺ペンキ 巾木モルタル 五モル寸	巾木モルタル	巾木ラワン 五モル寸
右同	漆喰	テツクス	右同	漆喰
右同	米椀	ラワン	米椀	右同
右同	ペンキ	ステイン	ペンキ	右同

外部階段 自一階至三階	舞台階段 自一階至二階	背面内部階段 自一階至二階	正面内部階段 自一階至二階	正面外部階段 自一階至二階	人造研出	人造研出	ナシ	錆色人造石 笠木人造研出	外壁二同ジ	側桁米松 二寸ノ八寸
モルタル	巾七寸 モルタル	モルタル	右同	右同	人造研出	右同	真鍮仁留	笠木人造研出 壁漆喰ペンキ	高三尺巾木 高三尺ペンキ モルタル巾木	
モルタル	ナシ	モルタル	右同	右同	人造研出	ナシ	ナシ	右同	高三尺	
モルタル	ナシ	モルタル	右同	右同	人造研出	ナシ	ナシ	ナシ	外部二同ジ	
モルタル	ナシ	モルタル	右同	右同	人造研出	ナシ	ナシ	ナシ	外部二同ジ	

以上仕様左記ノ通りトス

巻、仮設工事

仮設建物

工事中必要ナル仮設建物ハ夫々適當ノ場所ニ
協議ノ上取設ケトス

地縄張

敷地内ノ障害物ハ打合せノ上適當ニ整理ヲナ
シ配置図ニ依リ建物配置全部ノ地縄張ヲナシ
立会ヲ求メ位置ノ決定ヲ受クルモノトス

水盛遺形

遺形ハ夫々要所ニ水杭ヲ打ち正確ニ水盛ノ
上、水貫ヲ取付ケ壁真其他ノ盛付ケヲナシ工
事中ハ時々点検シ狂ヒヲ修正シ押地盤ハ打合
セノ上決定スルモノトス

足代棧橋

工所用足代棧橋ハ杉丸太背板ヲ用ヒ布筋違ノ
建地トノ取合ハ鉄線ニテ縛リ歩板ハ背板ヲ架
ケ必要ノ箇所ニハ手摺摺止メ等ヲ付シ工事ノ

山 留	進捗ニ伴ヒ掛払ヒヲナシ時々修覆ヲナスモノトス 山留柵ハ必要ノ箇所ニ米松「シートパイル」ヲ打込ミ腹起シ、切張支柱等ニテ堅牢ニ支エ基礎終了后ハ静ニ取外スモノトス 工事中毀損又ハ汚染ノ慮アル箇所ハ適當ニ養生ヲナスモノトス	埋 戻 シ	シ用材ハ前項ニ準ジ豆砂利ハ径三分止リトス埋戻シハ根切土及鋤取り土ヲ用ヒ各層一尺位宛水締メ小棒搗キシツ、順次所定ノ高迄埋戻シトス
諸 養生	同上	鋼 材	參、構造鉄工事
機 械 類	コンクリート工用昇降機及塔等ノ機械設備ハ原動力設備共必要ニ応ジ夫々設置シ叮嚀ニ取扱ヒ常時手入レヲナシ故障危険ナキ様注意スルモノトス 式、土工工事	鋼 線	鋼材ハ八幡製鉄所製品又ハ係員ノ承認シタル外国製品ヲ使用スル事トス 鋼材ハ日本標準規格第二十号乃至第二十六号ノ規定ニ合格スル新品ヲ使用スル事トス 設計図計算書ニヨリ工作図又ハ現寸図ヲ引キ型板及定規ヲ作り鉸孔其他ノ必要ナル位置ヲ定ムル事トス
根 切	根切ハ所要ノ大サニ掘鑿シ地底ハ平坦ニ均スモノトス	工 作	鋼材ハ加工ニ其實ニ害セザル方法ヲ以テ真直ニナシ合成部材ハ歪曲又ハ継手ニ間隙ナカラシメ其切断ハ寸法正確ニ断面ハ平滑ナルベク柱梁等長ノ正確ヲ要スル部材ハmm1.5以上ノ相違ナキ事トス
割 栗 石	硬質ノ割栗石ヲ密ニ迫並べ切込砂利共入レ真棒胴突ニテ充分搗堅メトス	鉸 綴	鉸綴ス可キ部材ノ着面ハ錆止メ塗ヲ施シ鉸綴後毫モ間隙ナカラシムル事トス 鉸綴孔ハ「ドリル」スルモノトシ孔ノ大サハ冷
無筋コンクリート	均シコンクリート及防水押へコンクリートハセメント一、砂四、砂利八ノ割合ニ練合セ打均スモノトシセメント、砂、砂利ハ鉄筋コンクリート用材ニ準ジ砂利ハ径一寸二分止リトス 屋根鉄網コンクリートハセメント一、砂二豆砂利四、蒞適量ヲ入レ厚平均二寸押塗付ケト	鉸直徑ヨリ大ナル事々1/16ヲ超過セザル事トス	
鉄網コンクリート	同上		

防 錆

構材ノ「コンクリート」其他ニ被覆セラレザ
トス

鉄筋配列

鉄筋ノ十文字重掛ケノ部分ハ廿番鉄線ニテ二

現場組立

柱ノ建方ニ伴ヒ横架材ヲ架渡シ「ボールト」
ニテ仮組立ヲナシ歪ミ直シノ上鉸鉄スルモノ
トシ柱底ト基礎トノ間ハ「モルタル」ニテ些
ノ空隙ナキ様填充シ正確ナル位置ニ建テル事
トス

鉄筋継手

鉄筋ハ成ル可ク長物ヲ使用シ継手ハ梁及床版
ニアリテハ支点及中心以外ノ箇所ニテナシ柱
ニアリテハ成ル可ク乱ニ鈔クモ主筋ノ五割ハ
床版上一米乃至三米ノ箇所ニ於テナシ応張筋
ハ直径ノ四拾倍応圧筋ハ廿倍以上重掛ケ廿番
鉄線ニテ參箇所以上結束スルモノトス

工場組立

柱梁等ノ両端仕上ゲハ平滑ニ且ツ緊着シテ応
力伝達ニ支障ナカラシムル様注意シテ工作組
立ヲナス事トス

ボールド
孔

「ボールド」孔ハ総テ「ドリル」ニヨリ螺旋
ハ桿ノ大小ニ応ジ総テ定則「ウイツトウオー
ズ」ニ從ヒ鑄刻シ丸形雌捻子ハ一切使用セザ
ル事トス

鉄筋加工

鉄筋ノ裁断及屈曲ハ常温ニ於テ屈曲器ヲ用ヒ
除々ニ工作シ徑一吋以上ノ屈曲困難ノモノハ
係員ノ指示ニ從ヒテ加工シ、鉄筋ノ端末ハ一
定ノ基準ニ基キ主筋ハ鉤状ニ細筋ハ九十度以
上折曲ゲ、其他ノ折曲ゲハ^(四)面ニ倣ヒ加工ス
ルモノトス

浮 錆

鉄筋ハ其表皮ノ脱落ヲ来ス程度ノ錆ハ針金製
刷毛ニテ叮嚀ニ除去シ「ペンキ」又ハ油脂等
ヲ塗リタルモノハ使用セザルモノトス

鉄筋材料

四、鉄筋コンクリート工事
鉄筋ハ信用アル製鋼会社ノ製品ニシテ中軟鋼
ノ丸鋼新品トシ継目、瑕瑾、^(裂)罅等ナキ材料
ニシテ日本標準規格第廿号ノ規定ニ合格スル
モノトス

合成部材ノ穿孔ニ「リーマー」ヲ使用スル場
合ハ部材ノ仮組ヲナシ「ボールド」ヲ以テ緊
結シタル上拡孔シ鉸綴ヲナスニハ「ボールド」
及ピンヲ以テ部材ヲ緊結シ「リベット」孔ヲ
シテ正シク合致セシムル事トス

鉸綴ハ赤熱状態ニ於テナシ其頭ハ半球形ニ拵
エ填隙及改打ヲ許サズ

鉸綴ハ勉メテ機械打チトシ止ムヲ得ズ手打チ
トナス場合ハ弛緩ナク充分圧打スル事トス

「ボールド」孔ハ総テ「ドリル」ニヨリ螺旋
ハ桿ノ大小ニ応ジ総テ定則「ウイツトウオー
ズ」ニ從ヒ鑄刻シ丸形雌捻子ハ一切使用セザ
ル事トス

柱梁等ノ両端仕上ゲハ平滑ニ且ツ緊着シテ応
力伝達ニ支障ナカラシムル様注意シテ工作組
立ヲナス事トス

柱ノ建方ニ伴ヒ横架材ヲ架渡シ「ボールト」
ニテ仮組立ヲナシ歪ミ直シノ上鉸鉄スルモノ
トシ柱底ト基礎トノ間ハ「モルタル」ニテ些
ノ空隙ナキ様填充シ正確ナル位置ニ建テル事
トス

仮枠用材

仮枠組立

卷以上結び壁床版ノ結び目ハ千鳥ニ掛ケ凡テ
 図面及係員ノ指図ニ從ヒ正シク配筋シ「コン
 クリートブロック」鉄製「スパーサー」等ニ
 テ仮枠トノ間隙ヲ保タシムルモノトス
 仮枠用板ハ分厚ノ「エゾ」板割ノ類又ハ戸板
 型ノモノヲ用ヒ棧切張受木支柱等ハ杉松ノ山
 挽角材同端柄物類ヲ使用スルモノトス
 仮枠ハ自重圧力及工事中ノ荷重ニヨリテ歪ミ
 ヲ生ゼザル様形状寸法正シク鉄線錠ポールの
 類ヲ使用シ堅牢ニシテ構造簡易而モ建設維持
 除却ノ作業簡易ナル様組立ツルモノトス
 仮枠ハ位置形状寸法ヲ正確ニ保タシムル為メ
 支柱ハ堅牢ナル敷盤上ニ又直接下階支柱上ニ
 配置シ梁ノ仮枠ハ取外シ作業ノ節側板ヲ外シ
 底板ノミヲ残置シ得ル様ニ作り、経間大ナル
 梁ハ中央ニテ1500位ノ起リヲ付スルモノトス
 仮枠ハ「モルタル」ノ漏出セザル様各部分ヲ
 密着セシメ間隙ハ鉄板其他ニテ埋塞グモノト
 ス
 柱ノ仮枠ハ根元ニ掃除口ヲ設ケ「コンクリー
 ト」打込ミニ先立チ掃除及検査ニ便ナラシム
 ルモノトス

仮枠撤去

コンクリ
 ート用材

仮枠ハ「コンクリート」ヲ打込ミタル後左ノ
 期間之ヲ存置シ係員ノ承認ヲ經テ叮嚀ニ「コ
 ンクリート」ヲ毀損セザル様取外スモノトス

箇所	五月乃至十月 ノ間	十一月乃至四 月ノ間
基礎壁体(荷重 少ナキ場合)	五日間以上	七日間以上
柱、荷重大ナル 壁、梁側面	八日間以上	十日間以上
床版	十四日乃至十 八日以上	十八日以上
梁下端、階段	十八日乃至廿 一日以上	廿一日以上

但シ現場ノ状況^(等)期節天候ニヨリ係員之ヲ斟酌
 スルモノトス

「セメント」
 日本標準規格第廿八号「ポートルランドセメン
 ト」規格ニ合格スルモノトス

砂
 有害量ノ塵芥、土壤有機物ヲ含マザル清浄品
 ニシテ其質堅硬尖鋭ノモノ

砂利
 前同様ノ有害量ヲ含マザル清浄品ニシテ其質

コンクリートノ調合

堅硬ノ礫ニシテ粒度ハ下ノ通りトス
 普通コンクリート用 二分以上二寸三分以下
 鉄筋コンクリート用 二分以上六分以下
 容量比ニテ下記ノ通りトス
 普通コンクリート セメント一、砂三、砂利六
 鉄筋コンクリート セメント一、砂二、砂利四

コンクリートノ練方

「コンクリート」ノ練方ハ「ミキサ」ヲ使用シ各材料ハ一様ニ分布混合セラレ其練上リハ色合一様ニシテ且ツ其質均一タルヲ要ス
 一練ノ分量ハ機ノ製造者指定ノ容量ヲ超過セザルモノトス

コンクリートノ打方

練方ハ材料全部ヲ投入シタル後一分間以上混和スルモノトシ軟サハ相当ノ搗堅メニヨリテ密実ニナリ得ベキ程度トス
 設備ノ掃除
 「ミキサ」其他「コンクリート」打方ニ要スル工具ハ凡テ使用ノ都度前後ニ洗滌スルモノトス

打方準備

「コンクリート」ノ打方ヲ初ムルニ先立チ

予メ打込区劃及順序ヲ予定シ打込箇所ハ其都度検査ヲ受クルモノトス

「コンクリート」ノ運搬

「コンクリート」ノ運搬ニハ材料ノ分離及脱出ヲ来サバル様速ニ運搬シ打込ミヲナスモノトシ運搬中分離ヲ認メタル時ハ練返シテ使用スルモノトス

流シ樋

「コンクリート」ノ運搬ニ流シ樋ヲ用フル時ハ鉄製或ハ内面鉄板製ヲ使用シ樋ノ傾斜ハ4/10以上6/10以下トシ「コンクリート」ハ一旦溜枳ニ受ケ練返シタル後打込ムモノトス
 打込ミ

「コンクリート」打込ミノ際ハ鉄筋ヲ移動セシメザル様注意シ適當ナル器具ヲ以テ充分之ヲ搗堅メ或ハ仮枠面ヲ輕打シテ仮枠ノ隅々迄行キ亙ラシムルモノトス

打継ギ

連続セル箇所ヲ区劃シテ打込ミヲナス場合ハ其打継箇所ヲ出来ル丈ケ少ナクシ其区劃ニ関シテハ係員ノ指示ヲ受ケルモノトス
 打継ギノ区劃ハ水平又ハ垂直トシ梁及版ノ

養 生	氣 温	屋根防水
<p>打継ギハ其張間ノ中央附近ニ之ヲ設クルモノトス</p> <p>水平ナル打継ギニアリテハ「カス」ノ生成ヲ防グ為メ「コンクリート」打込ミ後仮枠ノ穴ヲ明ケ余水ヲ排除シ其面ヲ粗ニナスモノトス</p> <p>打継ギ面ハ係員ノ指示ニ從ヒ補助筋ヲ挿入スルモノトス</p> <p>「コンクリート」打終リ後ハ葎ノ類ニテ充分之ヲ被覆シ且ツ「コンクリート」打終リ後數日間ハ一日數回撤水シ冬季中ハ特ニ防寒設備ヲナスモノトス</p> <p>氣温摂氏四度以下ナルカ又ハ以下ニ降下ノ惧アル時ハ「コンクリート」打方ヲ中止スルモノトス</p>	<p>五、防水工事</p> <p>鉄骨トラス屋根及コンクリートスラブ陸屋根ノ防水工事ハ「フェルト」一号品二枚「ルーフィング」一号品一枚合計三枚ヲ各層毎ニ「アスファルト」煮沸液ニテ各層ノ重ネ立上リヲ充分ニナシ密ニ張付ケ表面ハ、モルタル厚一寸以上適當ノ区劃ニ亀裂止メノ目地ヲ付ケ塗</p>	
淨化槽	材 質	舞 台 床
<p>仕上グルモノトス</p> <p>淨化槽ノ地下室ニ接スル側壁間ハ前記ニ準ジ防水層ヲ挿入スル事トス</p> <p>地階側壁ニシテ埋戻シ土ニ掩ハル、部分ハ適當ノ防水工事ヲナス事トス</p> <p>六、タイル工事</p> <p>便所洗面所及下足室甲板下玄關側腰壁ハコンクリート面ヲモルタルニテ村直シノ上目地割付ケヲナシ便所及洗面所ハ白六吋タイル、甲板下ハ色タイルヲ張仕上ゲ化粧目地塗リトス</p>	<p>七、木工事</p> <p>造作材ノステイン色付下地ハ上小節材ペンキ下地ハ小節材ヲ用ヒ其他ノ材料ハ並材使用トス</p> <p>図面指示ノ木造間仕切ハ土台柱ハ杉山挽三寸五分角頭押エ際柱、楣ハ柱ニツ割、間柱ハ柱三ツ割ヲ用ヒ堅ク組立テ土台頭押エ際柱ハ植込アルポールトニテ締付ケ木摺ハ杉三寸貫各片三分明キニ打付ケトス</p>	<p>板張床</p> <p>舞台床以外ノ板張床ハ根太松二寸角ヲ形ニ米松床板張り上端目違弘ヒトス</p>

天井下地

拵エ「スラブ」ニ植込ミ置キ米松椽甲板ヲ忍釘打チ張立テ上端目違払ヒトス
テツクス張下地ハ野縁松二寸角ヲ図面ニヨリ割付ケ置渡シ吊木杉大小割野縁受杉山挽三寸角ヲ三尺間内ニ「トラス」類ニ適當ニ取付ケトス

造作

各造作ノ継手仕口ハ係員ノ指示ニ從ヒ見得掛リハ平坦ニ鉋削リシ巾木ノ床板付キハ小穴ニ入レ各材ノ漆喰モルタル塗ニ接スル部分ハチリ抉リヲ付シ何レモ植込ミアル木煉瓦ニ忍釘打チ取付ケトシ觀覽席ノ羽目、舞台ノ額縁、棧敷ノ手摺、其他教室ノ造作材等ハラワン材ヲ使用ス

木煉瓦

小屋梯子

木煉瓦ハ松又ハ樺材ヲ蟻型ニ拵エ取付ケトス
舞台脇控室三階ノ一部ニ木製梯子ヲ一基取付クル事トス

テツクス張

觀覽席天井及棧敷下端ノ天井ハフジテツクス又ハトマテツクスノ類約三尺角ノモノ角面取り釘打取付クルモノトス

左官材料

八、左官工事
左官工事ハ原料及塗仕上ノ見本ヲ提出シ其調合塗厚仕上回数色調等ハ係員ノ指示ニ從ヒ施

漆喰塗

工スルモノトス
各コンクリート塗下ハブラシノ類ニテ附着物ヲ掃除シ水湿シノ上、下塗ハ摺込ミニ塗付ケ中塗ハ木鏝ニテ地村ナク塗立テ上塗ハ鏝村ナク平坦ニ隅々引通シ良ク塗仕上ゲトス
但觀覽席ノ壁ハ苜多キ漆喰ニテ粗面仕上ゲトナス事トス

人造石塗

木摺下地ハ下ケ麻ヲ八寸間千鳥ニ打付ケ下塗中塗ノ二回ニ塗込ミトス
人造石塗下ハコンクリート面ヲモルタルニテ村直シノ上係員指定ノ石粉入人造石ヲ塗立テ外部ノ分ハ噴霧器ニテ洗出仕上ゲトシ室内ノ分ハ研出シ仕上ゲトシ時期ヲ見計ヒ粗研ギヲナシ目潰シ塗ヲ施シ仕上研ギヲナスモノトス
各所モルタル塗ハコンクリート工用材ニ準ズル材料ニテ一、二ノ調合ニナシ塗面ヲ清淨ニナシ水湿シノ上二回ニ塗仕上ゲトシ刷毛曳キ刷毛叩キ、平塗等其箇所ニ応ジ施工スルモノトス

モルタル塗

石膏彫刻ハ原型ニヨリ石膏ヲ用ヒ型抜キヲナシ銅線木捻子等ニテ堅固ニ取付ケトス
木摺下地ニ人造石及モルタルヲ塗ル箇所ハ

石膏

雜件

石膏彫刻ハ原型ニヨリ石膏ヲ用ヒ型抜キヲナシ銅線木捻子等ニテ堅固ニ取付ケトス
木摺下地ニ人造石及モルタルヲ塗ル箇所ハ

<p>階段手摺</p> <p>「フェルト」及「ラス」ヲ張り「モルタル」ニテ下付ケヲナスモノトス</p> <p>九、金物工事</p> <p>控室階段及非常階段ノ手摺ハ瓦斯パイプ建テトシ手摺及手摺子ノ取合ハ熔接シ各コンクリート付キハ沓座宛テビス及ボールドニテ取付ケ控鉄ハ角鋼ヲビス及ボールドニテ堅ク取付ケトス</p>	<p>鐵梯子</p> <p>屋上用鐵梯子ハ側桁L鋼ヲ用ヒ上部ハ□形ニ曲ゲ踏子ハ丸鉄ヲ間隔一尺間位ニ割込ミ桁当リ鉸メ付ケ支持鉄ハ四尺間内ニ深ク壁ニ差込ミ桁トボールド締メトス</p>	<p>煙道掃除口</p> <p>煙道掃除口ハ枰、扉共鉄製トシ枰ハ壁中ニ足鉄入レ取付ケ扉ハ肘壺吊リ打掛金物締リトス</p> <p>煙突掃除金物</p> <p>煙突掃除金物ハ避雷針支桿兼用トシ支桿ハ瓦斯管ヲ建付ケ煙突ニ支持鉄ニテ留付ケ掃除用滑車ハ支桿ヨリ持出シ堅固ニ取付ケトス</p>	<p>小屋裏排氣孔</p> <p>小屋裏排氣孔ハ枰、鏡子共鉄製トシ示図ニ倣ヒ取付ケトス</p> <p>空氣抜金物</p> <p>講堂天井其他ノ空氣抜ハ銅網又ハ打抜、金物等其箇所ニ応ジ指示ニ從ヒ取付ケトス</p> <p>補強金物</p> <p>各補強用諸金物ハ鉄製トシ「コールタ」焼塗</p>	<p>樋</p> <p>リノ上使用シ釘鍍類ハ取付材料ノ厚サニ応ジ充分耐力アルモノ使用トス</p> <p>十、鋳工事</p> <p>堅樋ハ尺方六十目付銅板ヲ用ヒ円形徑三寸五分ニ矧目ハ甲馳掛ケ継目ハ印籠差シ鋸鉸リ半田鑢付ケ鯨鯨ハ示図格好ニ仕拵エ落口ハ鉛板鍔形呼樋ヲ防水層ト密ニ取合セ亜鉛鍍摺金物四尺間内ニ取付ケ吊込ミ地上高六尺ハ同徑大ノ鑄鐵管ヲ建付ケトス</p>	<p>排氣筒</p> <p>映写室排氣管ハ樋同板ニテ円形ニ製作シ防水層トハ雨仕舞良ク取合セ頂部ニハ自動回転排氣扇ヲ取付ケトス</p>	<p>鋼製建具</p> <p>「スチールドア」「スチールサツシ」ノ形状及骨格ハ信用アル製作者ヨリ現寸図及材料見本ヲ提出シ係員ノ認容ヲ受ケタルモノニ基キ製作スルモノトス</p>	<p>木製建具</p> <p>木製建具ハ其室造作材ニ準ズル乾燥材ヲ用ヒ係員提出ノ現寸図ニ基キ捻レナク組立テトス</p> <p>硝子</p> <p>材質ハ建具表ニ準拠シパテ押エ充分ニ嵌込ミトス</p>	<p>吊込ミ</p> <p>引戸ハ建付ケ良ク建込ミ各開キ戸ハ所要ノ金</p>
--	---	--	---	---	--	---	---	--

水性ペンキ塗	壁面ペンキ塗	木部ワニス塗	木部及壁面ペンキ塗	鉄部塗	防腐剤塗	材 料	材 料	材 料	材 料	材 料	材 料
壁面水性ペンキ塗ハ塗面充分乾燥后掃除ヲナシ水性ペンキニ回塗仕上ゲトス	壁面水性ペンキ塗ハ塗面充分乾燥后掃除ヲナシ水性ペンキニ回塗仕上ゲトス	室内仕上表指示ノ木部造作材ステイン塗ハ塗面ヲ掃除ノ上目止メ色付ケ捨ラツク塗等ヲナシ毎回ペーパー掛ケステイン三回以上塗仕上ゲトス	室内仕上表指示ノペンキ塗部ハ塗面ヲ掃除ノ上節止メパテ銅ヒ等ヲナシ「ペーパー」掛ケノ上ペンキ三回塗仕上ゲトス	鉄部見得掛リハ全体ペンキ塗トシ塗面ヲ錆落シノ上光明丹塗リノ上色ペンキニ回塗仕上ゲトス	木材ノコンクリートニ接スル部分ハ「クレオソート」一回塗リトス	塗裝材料ハ日本ペイント会社製若シクハ之ト同等以上ノ品質ノモノヲ用ヒ色調及塗回数ハ見本塗ニ依リ決定ヲ受クルモノトス	十二、塗師工事	物ヲ以テ開閉具合能ク吊込ミトス	附屬金物ハ真鍮又ハ砲金製トシ夫々見本品ヲ提出シ許可ヲ受タルモノトシ何レモ落ナク取付ケトス	附屬金物	物ヲ以テ開閉具合能ク吊込ミトス
電気工事	浄化槽工	衛生工事	排水工事	給水工事	換氣工事	換氣工事	換氣工事	換氣工事	換氣工事	換氣工事	換氣工事
電気設備ハ左記ノ諸施設ノ配管、配線、照明器具及動力器具ノ供給及据付ヲナスモノトス 一、電灯及コンセント並舞台照明	浄化槽工 外劃鉄筋コンクリート造トシ汚水ヲ完全ニ自然浄化スル内部装置ヲナシ排水ハ附近ノ下水へ排出スルモノトス	衛生工事 大便秘六個小便器十個手洗器參個洗面器四個ヲ設置シ附屬器具共付スルモノトス	排水工事 各便所洗面所ノ汚水ハ浄化槽ニ導キ、地階ノ雑排水ハピット内ニ集メ一階以上ノ雑排水ト共ニ既設下水管ニ放流スルモノトス	給水工事 市水道管ヨリ分岐シ量水器ヲ經テ便所洗面所汽缶室学生控室等ニ給水スル設備一切ヲナスモノトス	換氣工事 屋上ニハ自働回轉排氣筒及小屋裏ニ排氣孔ヲ設クルモノトス	換氣工事 屋上ニハ自働回轉排氣筒及小屋裏ニ排氣孔ヲ設クルモノトス	換氣工事 屋上ニハ自働回轉排氣筒及小屋裏ニ排氣孔ヲ設クルモノトス	換氣工事 屋上ニハ自働回轉排氣筒及小屋裏ニ排氣孔ヲ設クルモノトス	換氣工事 屋上ニハ自働回轉排氣筒及小屋裏ニ排氣孔ヲ設クルモノトス	換氣工事 屋上ニハ自働回轉排氣筒及小屋裏ニ排氣孔ヲ設クルモノトス	換氣工事 屋上ニハ自働回轉排氣筒及小屋裏ニ排氣孔ヲ設クルモノトス

二、電動機設備

三、映写電源設備

四、受配電及変圧設備

本工事後ノ諸設備

瓦斯工事、電気水道等ノ本線ヨリ計量機迄ノ引込工事、家具工事、舞台幕、庭園、電話、電気時計、無線装置、給湯工事、消火栓工事、浄化槽外部工事等ハ本工事ニ含まザルモノトス

文部大臣 鳩山一郎殿

〔次頁につづく〕

東洋大学講堂設計図青写真一七葉〔略〕

『昭8年7月 東洋大学 第2冊』

国立公文書館所蔵

二七八―二 東洋大学校舎増築に伴う校舎変更

認可申請書〔昭和八年五月一日〕

校舎増築ニ伴ヒ校舎変更ノ件認可申請

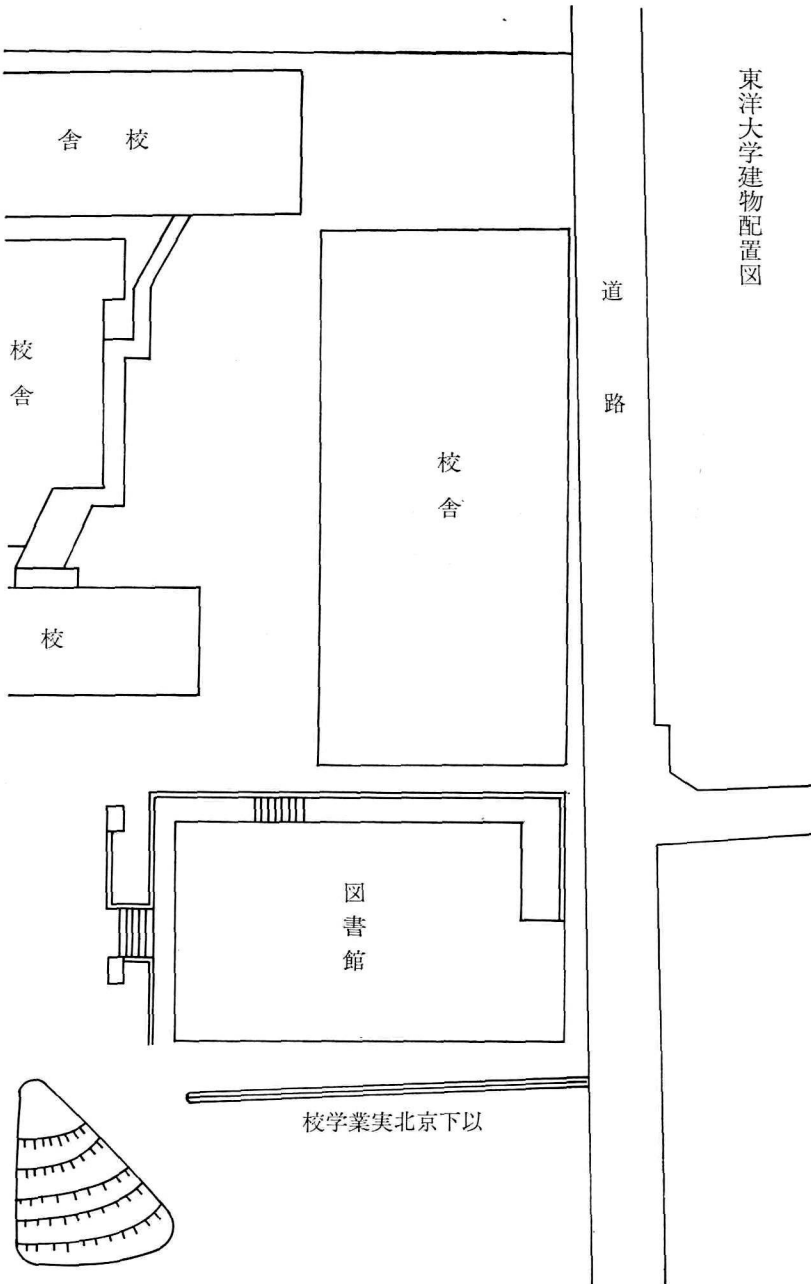
本学学部及予科教室並講堂増築ニ伴ヒ別紙配置図ノ通り校舎取毀又ハ位置変更致シ度候条御認可相成度此段申請候也

昭和八年五月一日

東洋大学財団理事 高楠順次郎 印

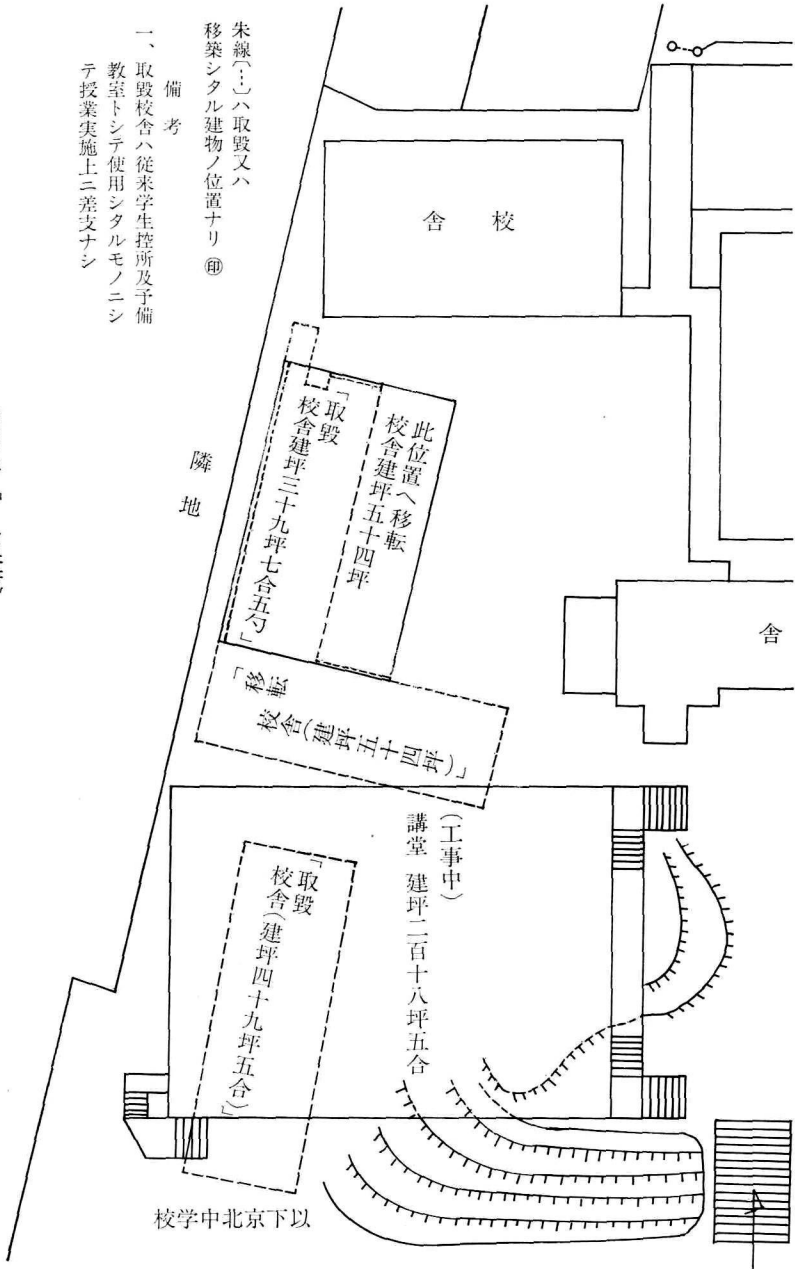
〔別紙〕

東洋大学建物配置図



- 朱線(…)ハ取毀又ハ
移築シタル建物ノ位置ナリ ㊦
- 備考
- 一、取毀校舎ハ従来学生控所及子備
教室トシテ使用シタルモノニシ
テ授業実施上ニ差支ナシ

〔編者注〕「内朱書」



『昭和八年七月 東洋大学 第2冊』

国立公文書館所蔵

二七八—三 東洋大学校舎増築認可申請書類追加

〔昭和八年六月六日〕

拜啓先般御電話にて御教示有之候校舎増築に關する申請の件建築ニ關する責任者不在の爲め延引本日御送り申上り候間前回書類中に御差加へ置き被下度候右御願申上候

六月六日

進藤屬殿

東洋大学 匳

一、校舎増築ノ理由

本学カ昭和三年三月大学令ニ拠ル大学ニ昇格スルニ際シ文部省ニ於テ本学ノ設備其他ヲ視察サレタル結果講堂改築モ亦昇格ノ一条件ニ加ヘラレタリ爾來本学ハ設備ノ改善ヲ計リ校舎ヲ増築シ図書閲覧室並ニ書庫ヲ改築シタリ現在ノ講堂ハ三十五年以前ノ建築ニカ、リ屋蓋基礎等腐朽シ修理ニ耐ヘス且狹隘ニシテ現在ノ学生ヲ収容スルニ足ラサル状態ニ在リ依テ此際之カ改築ヲ計リ同時其一部ヲ教室、會議室、集會室、応接室等ニ充当スル目的ヲ以

テ設計ヲナシタリ

二、増築校舎ノ位置

別紙略図ノ通り

三、起工及竣工

昭和八年五月起工シ同八年十二月末竣工ノ予定

四、建築費及財源並ニ之カ捻出法

建築総額金拾八万貳千円也

内 訳

金拾五万壹千百円

工事費

金貳万貳千円

設備費

金六千円

備品費

金貳千九百円

監督其他雜費

財源及其捻出

建築費総額金拾八万貳千円也ノ財源ハ京北中学校立替金貳万円ヲ回收シ之ノ外主トシテ寄附金ニ依ルコト、シタリ最近ノ計算ニ拠ルニ寄附実収額ハ七万壹千百拾八円ニ達シ其内金五万壹千參拾八円也ハ建築費ニ支出シ金貳万八拾円也ハ現在高ナリ從テ工事進行ニ伴ヒ不足ノ場合ニハ日華生命保險株式会社ヨリ融通ヲ受ケ寄附金ノ集マルニ從ヒ漸次償却スル方法ヲ取り同会社ヨリ金五万円乃至八万円ノ借入ノ口約ヲ得タリ

五、各室ノ広サ及使用法

建坪延七百坪ニシテ講堂用トシテ四百十坪三合七勺五
 (第二階)二百九坪二二五、第三階二百一坪二二五) 教室用
 七十六坪四合四勺予備室百五坪一合〇一学生控室十坪六
 二五教室ハ学部及予科ニ充ツル予定
 六、構造図及構造計算書

別紙ノ通り

東洋大学講堂新築工事構造強度計算書〔略〕

* 1 (付箋) 略図ハ前回提出ノ書類中ニアリ

『昭8年7月 東洋大学 第2冊』

国立公文書館所蔵

二七八—四 東洋大学講堂建築認可申請書類追加

〔昭和八年七月五日〕

拝啓 講堂建築ニ関する御指示有之候書類別紙送付致し
 候間宜敷御取計願上候

七月五日

東洋大学印

進藤小一郎殿

〔別紙〕

一、校舎増築ノ理由

本学カ昭和三年三月大学令ニ拠ル大学ニ昇格スルニ際
 シ文部省ニ於テ本学ノ設備其他ヲ視察サレタル結果講

内 訳

項目	金 高	備 考
工事費	一五一、一〇〇円	鉄骨鉄筋コンクリート建 地階七十一坪一二五(暖 房汽缶室、電気室、石炭 庫、汚水浄化槽等)一階 二百十八坪五(教室学生 控室、予備室)二階二百 九坪一二五(講堂主階)

堂改築モ亦昇格ノ一条件ニ加ヘラレタリ爾来本学ハ設
 備ノ改善ヲ計リ校舎ヲ増築シ図書館覽室並ニ書庫ヲ改
 築シタリ現在ノ講堂ハ三十五年以前ノ建築ニカ、リ屋
 蓋基礎等腐朽シ修理ニ耐ヘス且狹隘ニシテ現在ノ学生
 ヲ收容スルニ足ラサル状態ニ在リ依テ此際之カ改築ヲ
 計リ同時其一部ヲ教室、会議室、集会室、応接室等ニ
 充当スル目的ヲ以テ設計ヲナシタリ

二、増築校舎ノ位置
 別紙略図ノ通り

三、起工及竣工
 昭和八年五月起工シ同八年十二月末竣工ノ予定

四、建築費及財源並ニ之カ捻出法
 建築総額金拾八万式千円也

五、講堂建築寄附金

本講堂建築ヲ目標トシテ募集セントスルモノナリ昭和三年三月本大学昇格ノ条件中講堂建築ハ昭和六年度中ニ着手スヘキ事トナリ文部省ヘハ參拾參万円ヲ見積リ設計書ヲ提出シタリ爾來經濟界不況ノタメ未タ予定額ニ達セス然ルニ今回學生側ニ於テ即時建築ニ着手セシコトヲ希望シ全學生連署ヲ以テ更ニ五ヶ年ニ亘リ一人毎年拾壹円宛寄附申出テタリ茲ニ於テ理事者ハ維持員

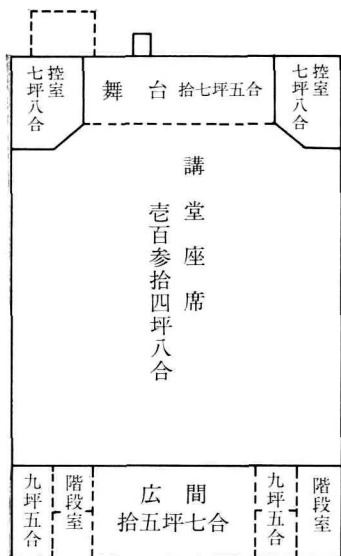
會ノ決議ヲ經テ建築ニ着手スルコト、ナレリ目下在學生一千二百余名アリ實際支払ヒ得ルモノヲ一千名トシテ一ヶ年壹万壹千円ナリ
校友約八千名アリ内輪ニ見テ応募者二千五百名ト見テ一口金五円一人平均五口トシテ六万式千五百円ヲ計上セリ教授其他ノ職員百二十余名アリ応募者百名一人宛十二口トシテ六千円トセリ
寄附募集ニ関スル主旨其他別紙ノ通りトス

三、償却財源

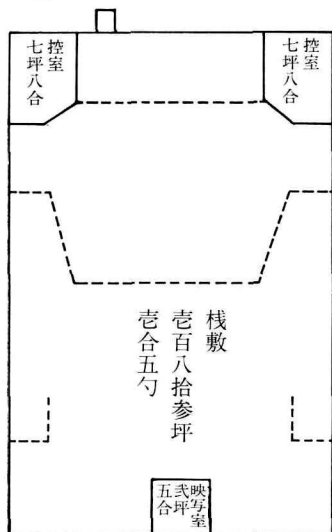
(借款契約ハ前年十二月一日ヨリ起算シ其十一月末ヲ支払日トスル見込ナルヲ以テ收入モ之ニ從ツテ見積ラナセリ)

償却年別	償却元金	利息	計	備考
昭和九年	二〇、〇〇〇	七、二〇〇	二七、二〇〇	各年十一月末ニ償却ス元金八万円ノ利息 元金六万円ノ利息 元金參万円ノ利息
昭和十年	三〇、〇〇〇	五、四〇〇	三五、四〇〇	
昭和十一年	三〇、〇〇〇	二、七〇〇	三二、七〇〇	
合計	八〇、〇〇〇	一五、三〇〇	九五、三〇〇	

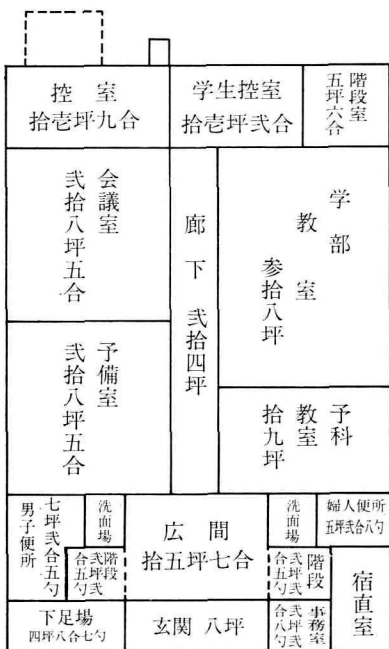
項目	区分		九年收入	十年收入	十一年收入	三ヶ年合計
	講堂建築寄附金	内 学 生 側				
一 教授	一〇一、五〇〇	四四、〇〇〇	三七、五〇〇	三四、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇一、〇〇〇
二 校友	六八、五〇〇	一、〇〇〇	二六、五〇〇	一一、〇〇〇	一九、〇〇〇	三三、〇〇〇
三 校友				二五、〇〇〇		六八、五〇〇



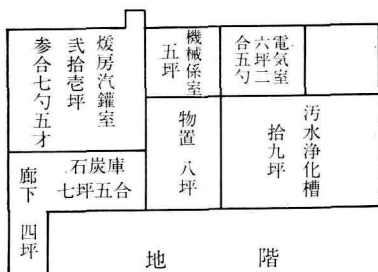
2階
式百九坪壺合式勾五才
但 階段共



3階
式百壺坪式合五勾



2階
式百八坪五合
但 入口階段共



2階
七拾壺坪壺合式勾五才

〔添付書類〕

〔建築費一部領収書写〕〔略〕

預金現在高証明ノ件

昭和八年六月廿一日

東洋大学長 高楠順次郎 印

住友銀行白山支店

御中

本学昇格部預金現在高証明相成度候也

一、金貳万九百拾壹円九拾六銭（昭和八年六月廿一日

現在高）

右相違無之此段証明候也

株式会社

住友銀行白山支店 印

昭和八年六月廿壹日

（決議録写）

昭和七年度第三回維持員会

昭和七年十一月二十五日午後四時京北実業学校会議室ニ

於テ第三回維持員会ヲ開ク出席者左ノ如シ

一、座長 高楠理事
二、議案 東洋大学講堂建築特別会計予算ノ件
東洋大学講堂建築ニ関シ石川義昌ノ説明アリ
右全会一致ヲ以テ承認シタリ

附 記

当日維持員中欠席者左ノ如シ

神崎一作 都河 竜 高島米峰 藤村 作
大野 修 平岡藤太郎 藤岡勝二

理事 大島 正徳

広井 辰太郎
田中 治六
渡辺 海旭
吉田 熊次
波多野鏗治郎

理事 安藤 弘
理事 高楠 順次郎
理事 笹川 種郎
理事 加藤 精神
名武 正一
酒井 勝太郎
柴田 甚五郎
黒川 武雄
三島 定之助
早川 清
所 金蔵
朝原 梅一
森 半兵衛

但シ納入ハ具体案発表ノ月ヨリトス

昭和七年五月十三日

全学生会

学友会委員会

東洋大学講堂建築概要〔略〕

拝啓 貴台愈々御清穆奉慶賀候陳者本学講堂改築は二十余年来の計画にて昭和三年三月本学が大学令に依る大学に昇格致候際も文部省に於て講堂建築を昇格の一条件とせられたるを以て昭和六年度に起工の予定なりしも校舍及図書館の建築竣成の頃より漸次に経済界は大不況に陥り予定の計画を遂行する能はず今日まで延期の止むなき状態に立至り候

爾後寄附金も多少相集まり財界も稍々緩和の徴相見え或は之れが為め建築材料の相場も騰貴致候へども寧ろ此際多年の計画を執行するに如かずと考へ財団維持員会にも相諮り愈々工事に着手致候

貴台には既に本学の為めに多大の御後援を賜はり感佩措く能はざる次第に有之重々御迷惑の義とは存候へ共講堂建築は本学に於て必須の事業に有之学生一同も自発的に金五万円を五ヶ年間に寄附致候様の次第に有之貴台に於ても如上の情状御酌量の上此際特に御奮発御寄附被成

下度願上候

尚本大学関係の向へも同様寄附御勧誘方一層御尽力願

上度候

右要用迄如此に御座候

敬具

昭和八年三月 日

東洋大学学長 高楠順次郎

殿

拝啓 愈々御清祥奉賀上候

陳者母校ハ目下大講堂建築ニ付当局及学生共一意目的ノ達成ニ努力致居候付テハ校友諸氏ニ於テモ母校前途ノ為此際母校関係ノ方面ニ対シ寄附勧誘方一層ノ御尽力願上度存候尚御寄附等ハ混雜ヲ避クル為メ御申込支払共東洋大学長高楠順次郎宛願上候

敬具

昭和八年三月 日

東洋大学校友会委員長

殿

安藤正純

『昭和8年7月 東洋大学 第2冊』

国立公文書館所蔵

二七八―五 東洋大学校舎建築認可書案

〔昭和八年七月一日〕

五月一日付校舎建築ノ件別紙ノ通認可相成タル処右ハ五月一日付校舎建築ニ伴ヒ校舎変更ノ件モ随伴事項トシテ包含セシメタル義ニ付可然御了知相成度

備考

一、本件ハ予メ建築課ノ内閲ヲ経タリ

一、建物

(一)講堂並学部、予科教室用建物一棟

(二)総延建坪数 七〇〇坪

内 訳

講堂用 四一〇・三七五^坪

教室用 七六・四四

学部及予科用

予備室 一〇五・一〇一

学生控室 一〇・六二五

其ノ他 九七・四五九

(三)構造 鉄筋コンクリート及鉄骨鉄筋コンクリート

造地下一階地上三階建

(四)位置 小石川区大学構内

別紙敷地配置図(一)参照

一、講堂其ノ他建築ノ理由

大学昇格ノ際ニ於ケル条件タリシモノニテ且ツ講

堂其ノ他現在ノ学生ヲ收容スルニ狭隘ナルヲ以テ

一ハ昇格当時ノ条件ヲ滿タシ一ハ学生收容上遺憾

東專二二四号 7月11日 文書課長^印送^送 7月11日 起案者^印

昭和八年七月六日起案

学務課長^印

専門学務局長^印

次官^印

建築課長^印

校舎建築認可申請ノ件

指令案

東洋大学設立者

東洋大学財団

昭和八年五月一日申請校舎建築ノ件認可ス

年 月 日

文部大臣

案ノ二

年 月 日

局長

東洋大学財団理事宛

(高楠順次郎)

ナカラシコトヲ期セントスルニ在リ

一、起工及竣工予定

起工 昭和八年五月

竣工 同 年十二月

一、建築費其ノ他ノ費用

総額 一八二、〇〇〇円

工事費 一五一、一〇〇円

附帯設備費 二二、〇〇〇

備品費 六、〇〇〇

監督其ノ他ノ費用 二、九〇〇

一、財源

一、貳万円 京北中学校立替金ノ回收

一、八万貳千円 寄附予定額学生一万一千円 校友

教授七万一千円 十二月マデノ予

定実収額

既ニ実収七万一千百十八円ニ達シ

内五万一千三十八円(別紙領収書

写ノ通り)建築費トシテ支払済

二万八千円 現金所有(別紙住友

銀行白山支店預金証明)

一、八万円

借入ノ予定 日華生命保険会社ト内契約アリ

年利九分三ヶ年償却 償却ハ寄附

金ノ集マルヲ待ツテ行フ

詳細ハ別紙財団提出ノ書面ニ依ル

一、右建築ニ伴ツテ其ノ敷地並ニ附近ノ建物ニ就キ一部

取毀シ一部改築ス

一、添付書類ノ主ナルモノ

一、警視庁ノ建築認可証写

一、財源及其ノ捻出法

(一)借入金額及条件

(二)償却年割

(三)償却財源

一、寄附金募集並其ノ寄附金額ノ見積

一、建築費一部領収書写 三通

一、預金現在高証明 一通

一、昭和七年度第三回維持員会決議録写

一、東洋大学講堂建築特別会計予算

一、全学生会友会委員会寄附ノ件ニ関スル決

議写

一、講堂建築概要及寄附募集ニ関スル印刷物

一、工事仕様書

一、計算書

一、関係図面

『昭8年7月 東洋大学 第2冊』

国立公文書館所蔵

二七九 講堂落成祝辞（昭和九年一月）

謹みて新講堂を学祖に捧ぐ

東洋大学長 高楠順次郎

東洋大学は、久しく学府の中心たるべき講堂を有せずして、その陣容の整はざるを悲しみつゝあつた。外に向つて体面の備はらざるを感ずるのみでなく、内に在つて實際の不便は言語に絶した光景であつた。一昨年端なくも實際の不便に泣きつゝあつた在学生一同からの犠牲的提案を得て百方工夫して遂に大講堂建築の成案を得た。

併し大学の日常は赤字に苦しめられつゝある時に、非常時の世態を控へて、如何にしてこの大望を成就し得るか、またこの大望を起すのは正当であるか、大枚の不足額を如何にして埋むるか、従来融和を欠くと見られたる校友諸君の義心に、如何にして訴へ得るかなどの幾多の疑問や難問が局に当るまゝ、脳底に浮び來つたのであつた。

然るに何の幸か、校友も打つて一丸となり、競ふて我が学府当面の目標に向つて支援を惜まず学生も終始一団となつて熱心にこの大業を成就するに努力し、学内の教

職員は上下挙つて協力理事者を激励するに務め、殊に建築委員及維持員は工事の前後一切の責任を分ち、終始憚たる苦心を俱にせられたるが為一切の難問や疑問を忘却して、今日と同慶を得るに至つたことは感謝して止まざる所である。

大倉土木株式会社は関係者一同誠実なる責任感を以つて注意周到工事を遂行し遺算なく而も快速に竣工し、我々局に当るものゝ希望以上の好成績を以つて今般の終功を見るに至つた。講堂内の設備方面に於ても他から諸般の寄附を辱うした。これに依て講堂莊嚴の宜しきを得るに至りたるは欣幸の至りである。

我々は今日慶讃して措かざる大講堂の落成を見て、東洋学府の学祖井上円了博士を想起せざる得ない。博士が今より四十七年前に学府創始の大業に従事せられて以来地域の収取から教室の建設、常院の経営、哲学堂の開闢、それらの為地方の遊説に没頭せられ、南船北馬内外到る処に足跡を印せられたる苦心は、我々学統を継ぐもの寸時も忘るゝ能はざる所である。而して博士は遂に南滿の講壇にその身を犠牲とせられたのである。斯く斃れて後已むの教訓は我々の拳々服膺すべき所である。今から幾年前か記憶しないが今まで正面に在りし仮講堂の建築の成つた時、予は博士に招かれて一場の演説を試

みたことがある、博士は謙遜して今の学園にはこの位の講堂以上は望み得ないと言はれた。博士の没後大内青巒、前田慧雲、境野黄洋、岡田良平、中島徳蔵の五氏相繼いで博士の衣鉢を受け学府の進路に益々光明あらしめ、昔時の哲学館は専門学校の東洋大学となり、遂に前学長の努力に依り昇格して現時の東洋学府と成るに至つた。而して今はその名譽に相応はしき大講堂を眼前に見ることを得るに至つた。博士若し現講堂に影向せらるれば、必ずや微笑を湛えらるゝことを疑はない。

我々は今若し学府機関の許諾を得ば新築の大講堂を謹みて学祖井上田了博士に奉獻したいと思ふのである。斯る例は他にはないかも知れぬ。例はあつてもその精神がなければ奉獻は行はれない。東洋学府が学祖の護国愛理の学統を継承するものとせば、学府の中樞たる大講堂の慶讃を単なる落慶式としては済まないと思ふ。この大講堂を学祖に奉獻するのは、学祖と大講堂とを結付くる唯一の道である。何卒さうありたいものである。

『東洋大学学報』第一五号（昭和九年一月二七日）

二八〇——東洋大学校舍取毀認可申請書

〔昭和十二年八月一三日〕

* 1

庶第一六五号

昭和十二年八月十三日 東洋大学財団理事 大倉邦彦

文部大臣 安井英二殿

校舍取毀ニ付認可申請

今般左記理由並ニ方法ニヨリ校舍ノ一部取毀シ度候ニ就テハ御認可相成度此段及申請候也

記

一、取毀スベキ校舍 現在武道場並ニ学友会室トシテ使用ノ本学中央ノ建物 別紙図面ニ葉添附

一、取毀ノ目的及理由 該校舍ハ土台腐蝕シテ使用上危険ナルノミナラズ該校舍ノ存置ニヨリ校庭狹隘ヲ来スヲ以テナリ

一、取毀ニヨル授業支障ノ有無

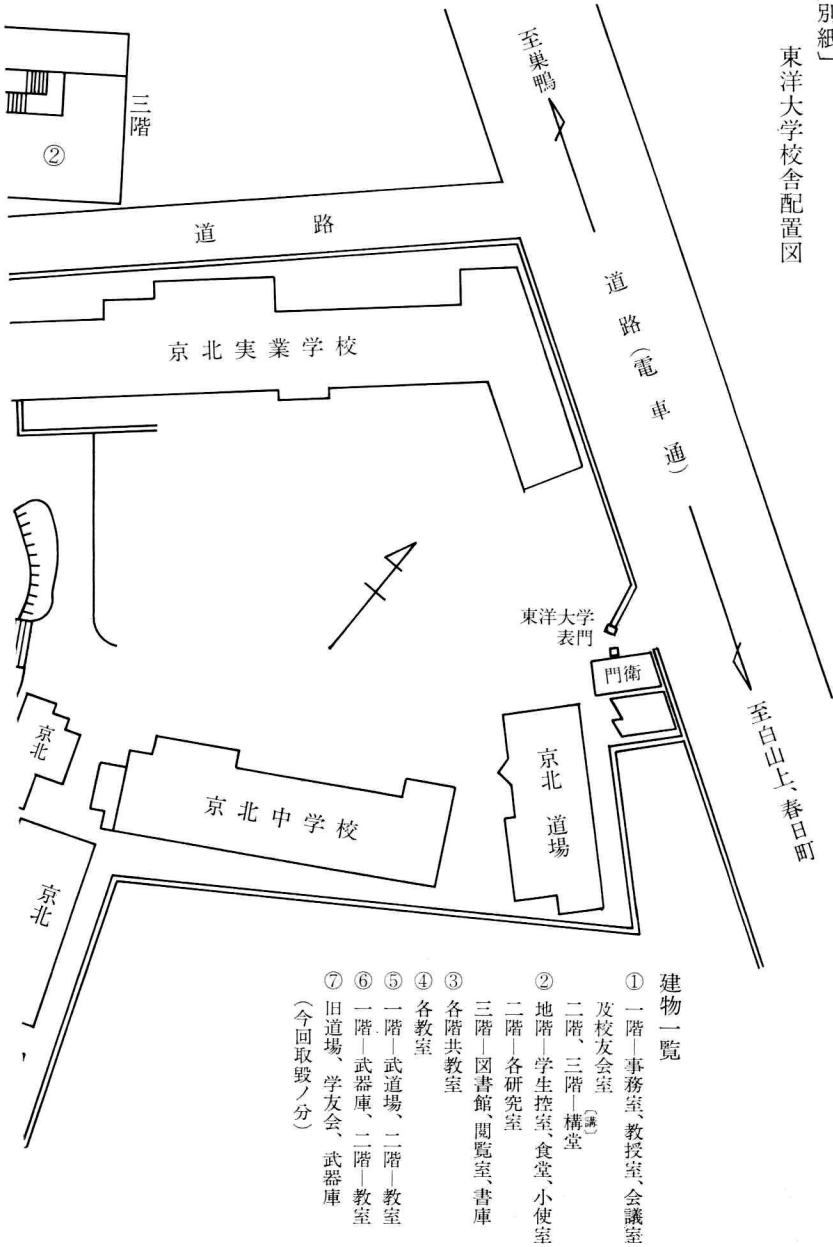
該校舍取毀スモ授業上何等支障ナシ

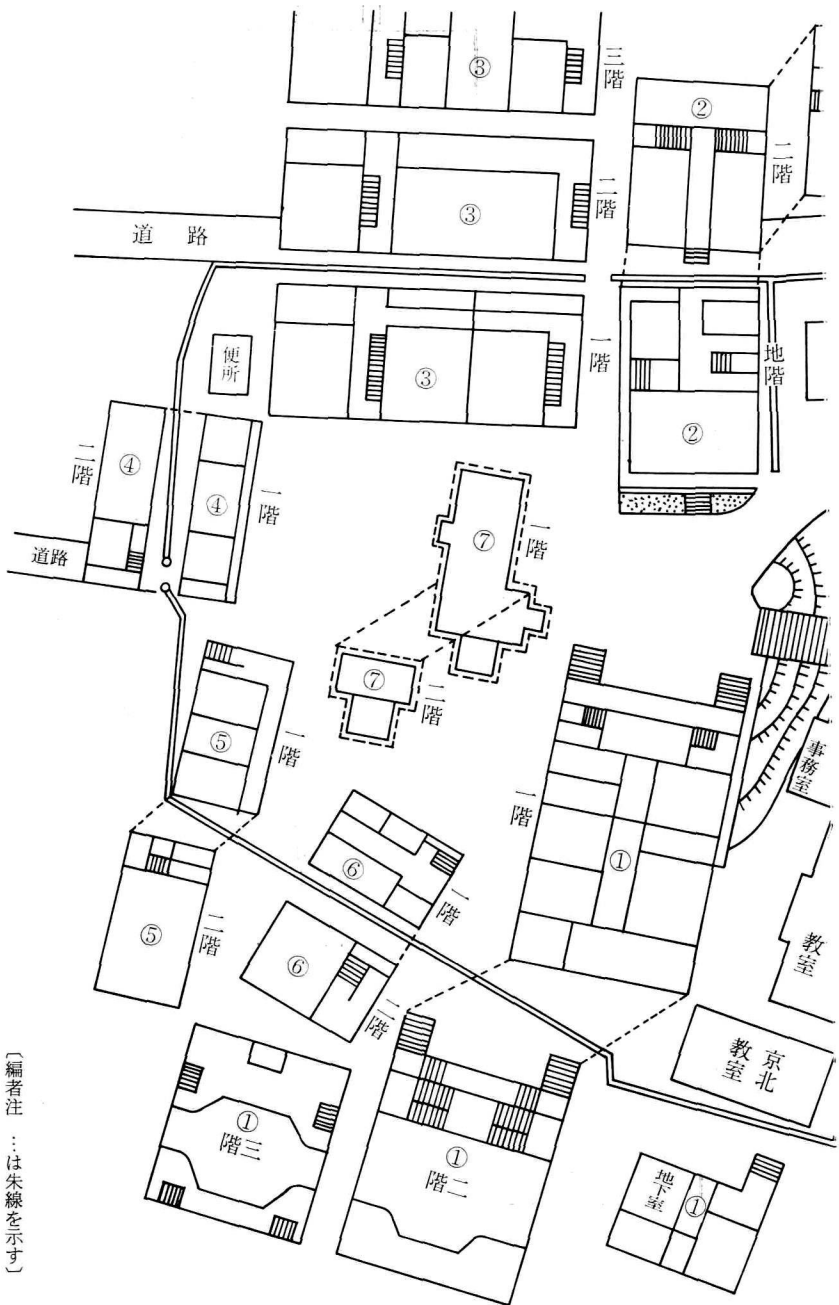
一、経費支弁方法

該校舍取毀シニ要スル経費ハ寄附ノ形式ニヨル大倉邦彦個人支出ニシテ本学ノ予算支出トハ何等ノ関係ナキモノトス

〔別紙〕

東洋大学校舎配置図





〔編者注
…は朱線を示す〕

二八〇—二 東洋大学校舎取毀認可書

〔昭和十二年一月一日〕

東專七六七号

東洋大学財団

昭和十二年八月十三日附庶第一六五号申請基本財産中校

舎ノ一部取毀ノ件承認ス

昭和十二年十月一日

文部大臣 安井英二印

『認可書等綴 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

第三節 敷地 図

二八一 私立哲学館周辺地図（明治二十三年五月）

〔図は次頁〕

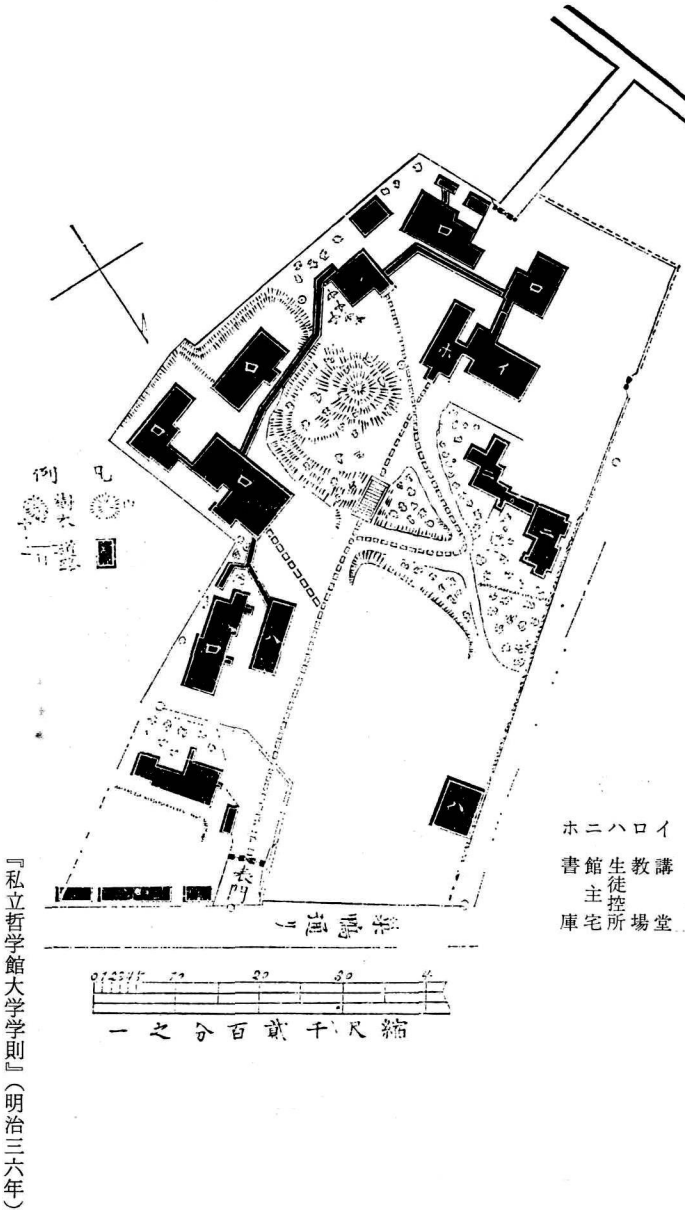
『哲学館講義録』第一期第三年級第一四号

（明治二十三年五月一八日）

哲學館及北京中學

二八二 私立哲學館・北京中學校敷地圖

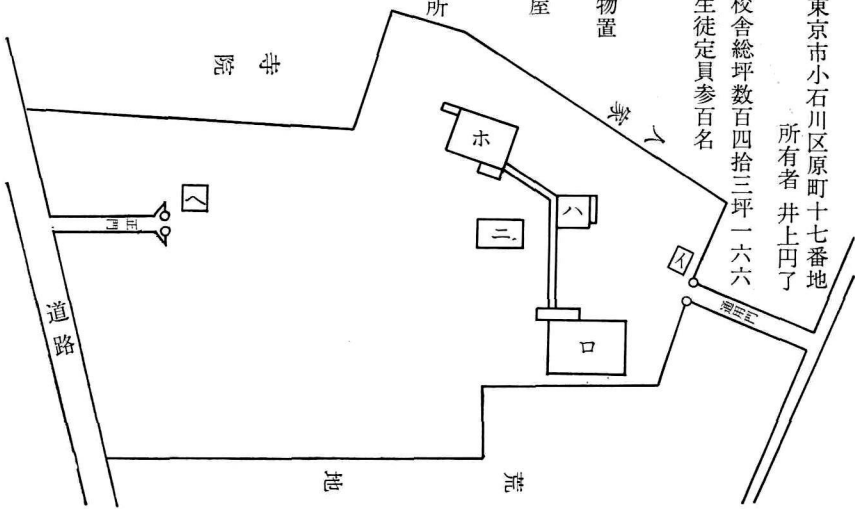
(明治三十六年一〇月)



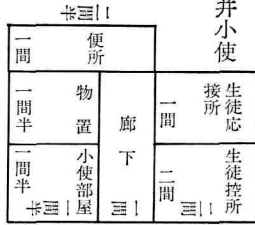
二八三 私立哲学館敷地図 (明治三〇年)

哲学館敷地総坪数 東京市小石川区原町十七番地
 参千八百式拾九坪 所有者 井上円了
 校舍総坪数百四拾三坪一六六
 生徒定員参百名

- イ 通用門々番所并物置
- ロ 教場
- ハ 生徒控所小使部屋
- 并便所
- ニ 土蔵
- ホ 事務所并教員控所
- へ 正門々番所并物置



ハ 瓦葺平屋建坪十六坪



生徒控所并小使部屋

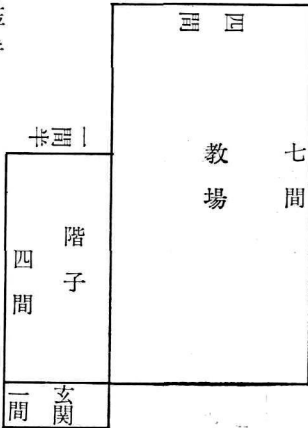
イ 通用門々番所并物置

イ 平屋建坪六坪

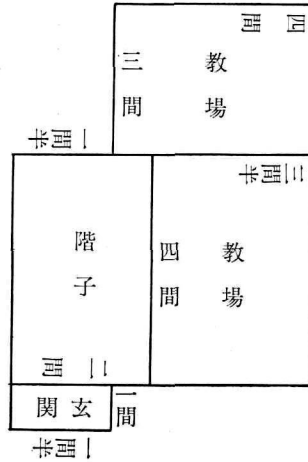


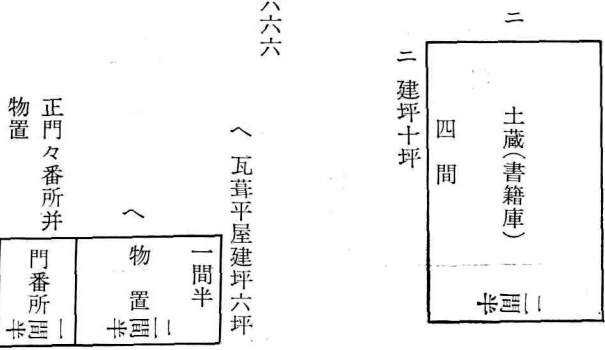
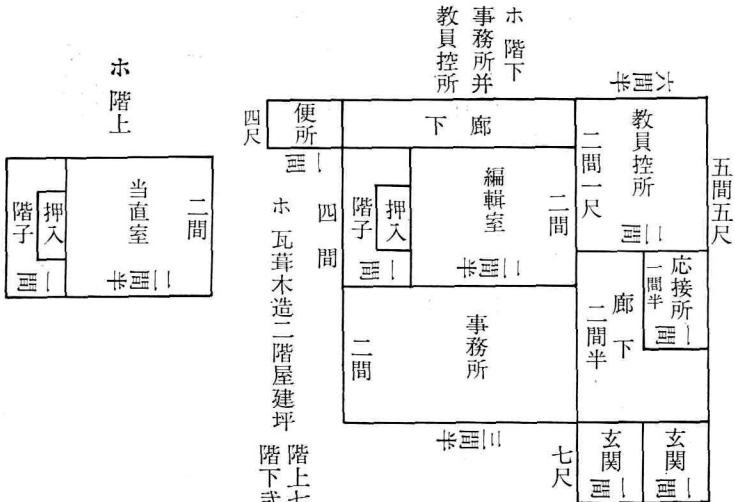
教場瓦葺木造二階屋
建坪 階上參十四坪
階下玄關共參十五坪半

階上 教場



階下 教場





『第三課文書 学務 官房』
 東京都公文書館所蔵

